

千葉県個人情報保護条例解釈運用基準

(平成5年9月28日制定)

[沿革] 平成12年4月4日、13年4月1日、17年4月1日、18年4月1日、19年4月1日、19年10月1日、20年4月1日、21年4月1日、24年5月31日、24年7月9日、25年4月1日、26年3月25日、27年4月1日、28年1月1日、28年3月25日、29年5月30日、29年10月31日、30年4月1日、31年4月1日改正

目 次

第1条 目的	5
第2条 定義	7
(第1号) 個人情報	8
(第2号) 個人識別符号	9
(第3号) 要配慮個人情報	11
(第4号) 実施機関	13
(第5号) 行政文書	14
(第6号) 事業者	16
(第7号) 本人	16
(第8号) 特定個人情報	16
(第9号) 情報提供等記録	17
第3条 実施機関の責務	18
第4条 事業者の責務	19
第5条 県民の責務	21
第6条 適用除外	22
第7条 個人情報取扱事務に関する登録及び閲覧等	24
第8条 収集の制限	28
第9条 正確性及び安全性の確保	35
第10条 利用及び提供の制限	37
第10条の2 特定個人情報の利用の制限	41
第10条の3 特定個人情報の提供の制限	43
第11条 実施機関以外のものに対する提供の制限	44
第12条 委託に伴う措置等	48
第13条 指定管理者の指定に伴う措置等	49
第14条 職員等の義務	50
第15条 開示請求権	51
第16条 開示請求の手続	54
第17条 個人情報の開示義務	57

(第1号) 法令秘情報	58
(第2号) 第三者の個人情報	59
(第3号) 法人等情報	63
(第4号) 犯罪予防等情報	66
(第5号) 審議、検討等情報	68
(第6号) 事務事業情報	70
(第7号) 代理人による請求に係る本人情報	74
第18条 部分開示	75
第19条 裁量的開示	77
第20条 個人情報の存否に関する情報	78
第21条 開示請求に対する措置	79
第22条 開示決定等の期限	82
第23条 開示決定等の期限の特例	84
第24条 議会の開示決定等の期限の特例	86
第25条 開示請求に係る事案の移送	87
第26条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	89
第27条 開示の実施	92
第28条 開示請求及び開示の特例	95
第29条 費用負担	97
第30条 訂正請求権	98
第31条 訂正請求の手続	100
第32条 個人情報の訂正義務	102
第33条 訂正請求に対する措置	103
第34条 訂正決定等の期限	105
第35条 訂正決定等の期限の特例	106
第36条 議会の訂正決定等の期限の特例	107
第37条 訂正請求に係る事案の移送	108
第38条 個人情報の提供先等への通知	109
第39条 利用停止等請求権	110
第40条 利用停止等請求の手続	113
第41条 個人情報の利用停止等義務	115
第42条 利用停止等請求に対する措置	116
第43条 利用停止等決定等の期限	118
第44条 利用停止等決定等の期限の特例	119
第45条 議会の利用停止等決定等の期限の特例	120
第46条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外	121

第 47 条	審議会への諮問等	1 2 2
第 48 条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	1 2 6
第 49 条	審議会の調査権限等	1 2 8
第 50 条	苦情の処理	1 3 2
第 51 条	他の制度との調整等	1 3 3
第 52 条	(他の制度との調整等)	1 3 5
第 53 条	事業者の自主的対応のための指導助言	1 3 7
第 54 条	説明又は資料の提出の要求	1 3 8
第 55 条	是正の勧告	1 3 9
第 56 条	事実の公表	1 4 0
第 57 条	苦情相談の処理	1 4 1
第 58 条	国及び他の地方公共団体との協力	1 4 2
第 59 条	運用状況の公表	1 4 3
第 60 条	審議会の建議等	1 4 4
第 61 条	委任	1 4 5
第 62 条	(罰則)	1 4 6
第 63 条	(罰則)	1 4 8
第 64 条	(罰則)	1 4 9
第 65 条	(罰則)	1 5 0
第 66 条	(罰則)	1 5 1
第 67 条	(罰則)	1 5 2
附 則		1 5 3

第1条 目的

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県政に対する信頼の確保に資することを目的とする。

【趣旨】

近年における情報処理技術及び通信技術の飛躍的な発展に伴い、情報の価値が一層高まり、社会全般に強い影響を及ぼすものとなっている。このことは、個人情報についても例外ではなく、公的部門においては、各種の行政事務の適正な執行と多様化する行政ニーズに対応したきめ細かい行政サービスの提供を行うために、従来のマニュアル（手作業）処理に加えて電子計算機による各種情報の処理等が進み、また、民間部門においては、商品の宣伝や販路の拡大、消費者ニーズの把握など、多種多様な経済活動を行うために、個人情報が大量かつ広範に集積及び加工され利用が行われている。

このような個人情報の集積及び利用は、社会生活に大きな利便をもたらしている反面、個人情報の取扱いに適正を欠いた場合には、個人の私生活に係る権利利益の侵害等の問題を生ずるおそれがあり、問題発生に対する県民等の不安も少なくないものであると考えられる。

この条例は、このような状況下で、個人情報の不適正な取扱いによって侵害されるおそれのある私生活に係る権利利益やこれに対する個人の不安感に適切に対応するため、県が取り扱う個人情報については、その取扱基準及び個人の権利等を明らかにし、事業者が取り扱う個人情報についても事業者の責務、県の指導のあり方等を定めることとしたものである。

個人情報保護制度を確立し適正に運営することにより、個人情報の取扱いに対する県民等の不安感を解消し、その関心に応えることは、県政に対する一層の信頼の確保に資することとなるものである。

本条は、条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈指針となるものである。したがって、各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行われなければならないものである。

【解釈及び運用】

- 1 「個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項」とは、県の実施機関が保有する個人情報については、収集の制限、適正管理、目的外利用・提供の制限、開示・訂正・利用停止等請求権など個人情報保護制度の根幹をなす具体的個別施策に係る事項をいい、また、民間が保有する個人情報については、その保護の重要性を踏まえた上での事業者の自主的対応の推進を基本とする具体的個別施策に係る事項をいう。
- 2 「保有」とは、実施機関が個人情報をその支配下に置いている状態をいう。
- 3 「個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利等を明らかにする」とは、県の機関が保有する個人情報に関して、情報主体が自己の個人情報の開示を請求する権利、開示を受けた個人情報が事実と合致していないときには訂正を請求する権利及び開示を受けた個人情報が収集の制限又は利用及び提供の制限に違反して取り扱われているときには利用停止等を請求する権利を設定したものである。

開示、訂正及び利用停止等を請求する権利を設定することによって、実施機関の不開示決定等に対し

て請求者に不服がある場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づく救済の道が開かれるものである。

- 4 「個人の権利利益」とは、本条例が必要とされた社会状況下で、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれのあるもの、あるいは個人情報の取扱いに伴って保護する必要のあるものをいう。

したがって、この中には、いわゆる一般にプライバシーとして論議されている次の利益を含めて、社会的・経済的なもの、精神的なもの等個人にかかる広範な権利利益が含まれる。

- ① 自己の秘密が公開されない利益
- ② 誤った情報、不完全な情報等によって自己に関して誤った判断がなされない利益
- ③ 自己の情報を知る利益

- 5 「県政に対する信頼の確保に資する」とは、個人の権利利益の保護を的確に図り、個人情報の取扱いに対する県民等の不安感を解消し、その関心に応えることが県政に対する信頼の一層の確保に結びつくものであるとの趣旨である。

第 2 条 定義

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 実施機関 知事、議会、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び警察本部長をいう。

(5) 行政文書 実施機関（議会にあつては、議会事務局。以下この号において同じ。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

ロ 県の文書館、博物館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

ハ 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であつて、規則で定めるもの

(6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営

む個人をいう。

(7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(8) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(9) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

【趣旨】

本条は、この条例における基本的な用語である「個人情報」、「実施機関」、「行政文書」、「事業者」、「本人」及び「特定個人情報」についての定義をしたものである。

【解釈及び運用】

第1号関係 個人情報

本号は、この条例の保護の対象となる「個人情報」の範囲を定めたものである。

本条例は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益の保護を図ることを目的とするものであるが、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、本条例における「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限ったものである。

したがって、死者に関する情報は、この条例の対象となる個人情報に含まれない。

ただし、死者の情報から血縁者等が識別できる場合には、血縁者等「生存する個人」の情報としてこの条例の対象となる。

なお、本号ロについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)が改正され(平成29年5月30日施行)、個人識別符号(第2号関係参照)が含まれるものは個人情報であることが明確化されたことから、これらの法改正の内容に準じて平成30年3月の条例改正(平成30年4月1日施行)により規定したものである。

1 「個人に関する情報」とは、氏名、国籍、本籍、住所、生年月日、年齢、電話番号、性別、健康、家族状況、親族関係、職業、学歴、資格、評価、収入、信条など個人に関するすべての情報をいう。

2 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」については、平成30年3月の条例改正により括弧書きを追加し内容を明確化しているが、映像や音声なども特定の個人を識別できる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。

なお、個人識別符号については本号ロに規定されているため除かれている。

3 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

4 「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものをいう。

5 平成 27 年 10 月の条例改正（平成 28 年 1 月 1 日施行分）において、個人情報の定義に、法人その他の団体（法人等）の役員に関する情報を含めることとした。

(1) 法人等の役員に関する情報については、制定当初から、法人等情報の一部と捉えることが適当であるとして、本条例では「個人情報」から除いていた。

(2) その後、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等が制定され、これらの法律では条例と異なり、法人等の役員に関する情報を「個人情報」から除いていない。

(3) さらに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。番号利用法）第 2 条第 3 項において、地方公共団体における「個人情報」が個人情報の保護に関する法律に規定する「個人情報」と定義された。そこで、番号利用法制定を契機とした制度の見直しを行い、役員も個人であるという点に着目して、法人等の役員に関する情報についても「個人情報」に含め、条例の保護対象とすることとした。

6 事業を営む個人の当該事業に関する情報

個人事業は個人としての社会的存在と事業主体としてのそれとが不分離の活動形態であり、個人事業主の情報は個人情報と事業情報の二面性が密接不可分の性質を持つ情報であることから、この条例に定める個人情報として保護の対象とするものである。

第 2 号関係 個人識別符号

本号は、第 1 号口の「個人識別符号」の範囲について定めたものである。本号では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項を引用している。

1 「個人識別符号」とは、「(1)特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」及び「(2)個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの」として、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号。1 において「政令」という。）第 3 条で定められた以下のものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号等（政令第 3 条第 1 号）

次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した符号等であって、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの

- ① 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列
- ② 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ③ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

- ④ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- ⑤ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- ⑥ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- ⑦ 指紋又は掌紋

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように、個人に発行されるカードや書類等に付される符号等（政令第3条第2号～8号）

- ① 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- ② 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- ③ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- ④ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- ⑤ 番号利用法第2条第5項に規定する個人番号
- ⑥ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- ⑧ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- ⑨ その他①～⑧に準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号（政令第3条第8号）として、行政機関の保有する個人情報に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）第4条において、以下の符号等が規定されている。

- ・健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- ・健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- ・船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第35条第1項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- ・船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- ・出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- ・私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の7の加入者証の加入者番号
- ・私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号
- ・私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号
- ・国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- ・国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号

- ・ 国家公務員共済組合法施行規則第 95 条第 1 項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 国家公務員共済組合法施行規則第 95 条の 2 第 1 項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
 - ・ 国家公務員共済組合法施行規則第 127 条の 2 第 1 項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
 - ・ 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第 93 条第 2 項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
 - ・ 地方公務員等共済組合法施行規程第 100 条第 1 項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
 - ・ 地方公務員等共済組合法施行規程第 100 条の 2 第 1 項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
 - ・ 地方公務員等共済組合法施行規程第 176 条第 2 項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
 - ・ 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
 - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号

第 3 号関係 要配慮個人情報

本号は、要配慮個人情報の範囲について定めたものである。

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され（平成 29 年 5 月 30 日施行）、個人情報のうち、人種、信条、社会的身分、犯罪歴など、その取扱いによっては差別や偏見その他の不利益が生じるおそれがあるものについて要配慮個人情報として新たに定義されたことから、これら法改正の内容に準じ、平成 30 年 3 月の条例改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）により本号において規定したものである。

なお、条例第 7 条の規定により、要配慮個人情報を取扱う事務については、個人情報取扱事務登録簿において公表することとなる。

1 人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

2 信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味するものであり、政治的信条など個人の信念や人格形成の核心をなす人生観、世界観があらわれた情報をいう。具体的には、支持政党名、所属する政治団体名、政治理念、政治活動の経歴、政治的信条等その人の政治的信念や個人の人格形成の核心を

なす人生観、世界観があらわれた情報が該当する。性格、性質、趣味、嗜好、物事への単なる意見、見解等は、ここでいう信条には該当しない。

また、宗教ないし信仰に係る情報として、超自然的、超人間の本質（神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拝する心情又は行為に関する情報も該当する。

3 社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。嫡出でない子であることや、いわゆる被差別部落出身であること等が該当する。

4 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががん罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。

5 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。

6 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

7 その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号。7 において「政令」という。）に準じ、以下(1)～(5)のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）が含まれる個人情報としている。（千葉県個人情報保護条例第 2 条第 3 号の記述等並びに同条第 5 号ロの施設及び同号ハの電磁的記録を定める規則（平成 17 年千葉県規則第 64 号）第 2 条）

(1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の政令第 4 条第 1 号に規定する総務省令で定める以下①～④の心身の機能の障害があること。

① 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害

② 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害

③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）

④ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（(3)において「医師等」という。）

により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（(3)において「健康診

断等」という。)の結果

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査(診療の過程で行われたものを除く。)等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導または診療もしくは調剤が行われたこと。

「指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等)

「診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。

「調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局その他の医療を提供する施設において調剤の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、薬剤師(医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合も含む。)が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、該当しない。

- (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。

第4号関係 実施機関

本号は、この条例に基づき個人情報の保護に関する制度を実施する県の機関を定めたものである。各実施機関は、この条例に基づく事務を自らの責任と判断において誠実に管理し、執行する義務を負うものである。

- 1 この条例における「実施機関」は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)及び警察法(昭和29年法律第162号)により、独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関並びに地方自治法に基づく議決機関である議会をいい、執行機関にあつて

は、実施機関の組織規程により定められている本庁各課・局等、出先機関及び教育機関の全体を含む意味である。

- 2 地方職員共済組合、地方公務員災害補償基金の支部、職員互助会、民法その他の法律によって設立された法人等は、県とは別の団体であるので、実施機関とはならない。
- 3 「公営企業管理者」とは、企業局長及び病院局長をいう。

第5号関係 行政文書

本号は、個人情報記録媒体としての「行政文書」の範囲を定めたものである。

- 1 「実施機関の職員」とは、知事、行政委員会の委員、監査委員、公営企業管理者及び警察本部長のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいい、附属機関の委員及び臨時的任用職員等も含まれる。議会にあっては、「議会事務局の職員」とは、議長のほか、議長の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいう。
- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいい、執行機関にあっては、県の自治事務であるか、国が行うべき事務を法令により実施機関が処理することとされる法定受託事務であるかを問わない。
- 3 「文書、図画及び電磁的記録」とは、本条例の対象となる行政文書の形態を明らかにしたものである。
 - (1) 「文書」とは、文字又は文字に代わるべき可読的符号を用いて、ある程度永続すべき状態において、意思、観念、認識又は事実の表示を記載した物体をいう。
 - (2) 「図画」とは、記号又は線等の象形を用いて表現されたもので、具体的には地図、図面、ポスター、写真、マイクロフィルム等をいう。
 - (3) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいい、具体的には、その内容の確認に専用の機器を用いなくてはならないフロッピーディスク、ハードディスク、録音テープ、録画テープ等の媒体に情報が記録されたものをいう。
- 4 「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織として共用の実質を備えた状態、すなわち、組織において事務又は事業の執行上必要なものとして、利用又は保存されている状態をいう。

したがって、例えば、次に掲げる文書等については、「組織的に用いる」ものには該当しない。

 - ア 自己研鑽のための研修資料、備忘録等専ら職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用し、組織としての利用を予定していないもの
 - イ 正式文書の写し等職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用するもの
 - ウ 起案前の職員個人の検討段階にある文書等
- 5 「組織的に用いる」に該当するかどうかの判断に当たっては、次の(1)～(3)に掲げる事項を総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。
 - (1) 作成又は取得の状況

- ア 職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得したものであるかどうか。
- イ 組織が所掌する事務又は事業の範囲内で取得したものであるかどうか。
- ウ 直接的又は間接的に課長又は所長等の事案の決定権を有する職員（事務決裁規程に基づき代決することができる職員を含む。）の指示等の関与があったかどうか。

(2) 利用の状況

- ア 事務又は事業の執行に必要なものとして他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか。
- イ 他の職員が職務上利用しているものであるかどうか。

(3) 保存又は廃棄の状況

- ア 専ら職員個人の判断で処分できる性質のものであるかどうか。
- イ 共用ロッカーや共用ファイルなど職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか。

6 電磁的記録についても、上記5の判断基準をもとに、それ自身が「組織的に用いる」に該当するかどうかの判断を行うこととなる。したがって、電磁的記録を用紙に出力したものが「組織的に用いる」ものに該当するとしても、そのことをもって直ちに当該電磁的記録が「組織的に用いる」ものに該当するというわけではない。

7 「保有している」とは、所持していることをいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書の收受、作成、整理・保存、引継ぎ・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることをいう。

8 ただし書は、本条例の適用対象となる行政文書から除かれるものを定めている。

(1) イ関係

一般に容易に入手・利用が可能なものは、開示請求権制度の対象とする必要はない。しかしながら、一般に特定の文書の入手が容易であるかどうかの判断が困難であることから、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を典型的に行政文書から除いたものである。

(2) ロ関係

次に掲げる規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料として又は学術研究用の資料としての価値があるために、特別に管理しているものについては、貴重な資料の保存、学術研究への寄与等の観点から一般の利用に供されることが適当であり、行政文書から除いたものである。（千葉県個人情報保護条例第2条第3号の記述等並びに同条第5号ロの施設及び同号ハの電磁的記録を定める規則第3条）

- ア 千葉県文書館
- イ 千葉県議会図書室
- ウ 千葉県立美術館
- エ 千葉県立中央博物館
- オ 千葉県現代産業科学館
- カ 千葉県立関宿城博物館
- キ 千葉県房総のむら

「特別の管理」とは、次の（ア）～（エ）の基準を満たすものをいう。

- (ア) 専用の場所において適切に保存されていること。
- (イ) 目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- (ウ) 合理的な理由がある場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
- (エ) 利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

(3) ハ関係

「組織的に用いる」電磁的記録の中には、文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成されたものもあり、そのような電磁的記録については、文書又は図画の作成後に廃棄あるいは上書きされるのが通常であるので、行政文書から除いたものである。

具体的には、①会議その他これに類するものの記録を作成するために録音等をした録音テープ等の電磁的記録、②データ処理等の作業のために作成した磁気ディスク等の電磁的記録をいう。

なお、文書又は図画の作成後においても、電磁的記録を組織として利用又は保存する場合には、該当するものではない。（千葉県個人情報保護条例第2条第3号の記述等並びに同条第5号口の施設及び同号ハの電磁的記録を定める規則第4条）

第6号関係 事業者

本号は、本条例において、指導、助言の対象とする「事業者」の範囲を定めたものである。

民間の事業者が保有・利用する個人情報についても、情報化の進展に伴って集積・利用の拡大が進んでおり、その適正な取扱いが必要となっているため、本条例は、県の執行機関に併せて、民間の事業者も対象としたものである。

ただし、個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する「個人情報取扱事業者」については、同法による個人情報取扱事業者に対する義務等が課せられる。「個人情報取扱事業者」については、法が条例に優先して適用されることから、その限りにおいて本条例は適用されない。

- 1 「法人その他の団体」の「法人」とは、会社法上の会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人その他の法人格を有するものをいい、「その他の団体」には、いわゆる権利能力なき社団など法人格を有しないが団体の規約等を有し、代表者の定めのあるものを含む。
- 2 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

第7号関係 本人

本号は、第1号で規定する個人情報の主体である「本人」について明確化するため、その定義を定めたものである。

第8号関係 特定個人情報

本号は、番号利用法第32条の規定に基づき、この条例で厳格な保護措置の対象となる「特定個人情報」の範囲を定めたものである。

条例では、「特定個人情報」を定義する番号利用法第2条第8項を引用している。

【参考】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 抜粋

(定義)

第2条 (略)

2～7 (略)

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。

(略)) をその内容に含む個人情報をいう。

第9号関係 情報提供等記録

本号は、番号利用法第32条の規定に基づき、この条例で、特定個人情報（第6号）とともに、保護措置の対象となる「情報提供等記録」の範囲を定めたものである。

条例では、「情報提供等記録」を規定する番号利用法第23条第1項及び第2項を引用している。なお、番号利用法第26条の規定によって準用される場合（独自利用事務の場合）を含む。

【参考】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 抜粋

(情報提供等の記録)

第23条 情報照会者及び情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続された・・・(略)・・・電子計算機に記録し・・・(略)・・・なければならない。

- (1) 情報照会者及び情報提供者の名称
- (2) 提供の求めの日時及び提供があつたときはその日時
- (3) 特定個人情報の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、・・・(略)・・・が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続された・・・(略)・・・電子計算機に記録し・・・(略)・・・なければならない。

(1)～(4) (略)

3 (略)

(第19条第8号の規定による特定個人情報)

第26条 第21条((略))から前条までの規定は、第19条第8号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、・・・(略)・・・

第3条 実施機関の責務

第3条 実施機関は、個人の権利利益を十分尊重して、この条例を解釈し、運用するとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人の権利利益の保護を常に認識し、そのために必要な措置を講ずべき一般的な責務を定めたものである。

【解釈及び運用】

「必要な措置」とは、この条例に具体的に定める保護措置に限らず、個人情報を取り扱う事務の見直し・改善のほか職員の研修、県民及び事業者に対する普及・啓発等個人情報の保護に関し必要なすべての措置をいう。

第4条 事業者の責務

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力する責務を有する。

2 前項に規定するもののほか、県が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、この条例に基づき当該実施機関が行う個人情報の取扱いに留意しつつ、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる責務を有する。

【趣旨】

個人情報の不適正な取扱いによる権利利益の侵害のおそれなどに対する住民の不安感は、行政機関が保有する個人情報の取扱いに限られるものではなく、企業等民間部門が行う個人情報の取扱いにも存在するため、事業者が取り扱う個人情報の保護対策が求められている。本条は、事業者の責務を定めたものである。

事業者が取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律が施行されたことに伴い、同法第2条第5項に規定する「個人情報取扱事業者」については、同法による義務等が課せられている。しかしながら、法が適用されない事業者等についても、県として事業者の自主的な個人情報保護について求めていく必要があり、本条例を引き続き適用することとしている。

【解釈及び運用】

第1項関係 事業者の責務

- 1 「個人情報の取扱いを適正に行う」とは、個人情報に係る個人の権利利益を違法又は不当に侵害し、又は侵害するおそれのない取扱いを行うことをいう。
- 2 「個人情報の保護に関する県の施策に協力する」とは、第53条から第57条までの規定において知事がこれを行うことを積極的に明らかにしている指導、助言等により、個別の事案に係る具体的な指導等が行われた場合にこれに応じることのほか、事業者全般に一般的な形で指導等が行われた場合に、その業種業態に応じ適切な措置を講ずることなど、個人情報の保護に関する県の施策に協力すべき責務があることを定めたものである。

第2項関係 県が出資する法人

本項は、県が出資する法人のうち実施機関が定める法人の責務について定めたものである。

- 1 「県が出資する法人のうち実施機関が定める法人」とは、県が出資する法人のうち事業内容が、県行政と極めて密接な関係を有し、その事務事業が県の事務事業の補完的・代行的な機能を有するなど、実施機関に準じた公共性を有しており、その事務事業に伴う個人情報の取扱いについてもその社会的責任を県に準じて果たすべき法人で、実施機関が定めるものをいう。

したがって、これらの法人は、他の民間事業者の模範となるべく、この条例に基づき実施機関が行う個人情報の取扱いに留意して、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる責務が

あることを定めたものである。

なお、「実施機関が定める法人」を定め、又は変更したときは、速やかに告示するものとする。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第2条）

現在指定されている法人については、「千葉県個人情報保護条例第4条第2項の法人の指定」を参照のこと。

- 2 「必要な措置」とは、この条例の保護施策の内容に十分留意しつつ、独自の内部管理規程を設けたり、個人情報の保護の重要性を職員に認識させるため教育や研修を行ったり、電子計算機処理に当たってハード面、ソフト面から安全対策を講じたりすることである。

なお、実施機関が定めた法人に対する具体的な指導及び助言は、当該法人の業務に対する指導監督事務を所掌する課を通じて行うものとする。

第5条 県民の責務

第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、県民一人一人が個人情報の保護の重要性について認識し、自己の個人情報の保護に努めるとともに、他人の権利利益を侵害することのないよう努める責務を有することを明らかにしたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「個人情報の保護の重要性を認識し」とは、個人情報の保護が社会的ルールとして定着するために、一般県民の一人一人が個人情報の保護の重要性を認識することが大切であることを求めたものである。
- 2 「自己の個人情報の保護に自ら努める」とは、県民が自己に関する個人情報の不用意な取扱いから権利利益を侵害される危険をいわずらに招くことのないよう自己に関する個人情報の適切な管理に心掛けることを求めたものである。
- 3 「他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない」とは、県民は、権利利益の侵害の被害者となるばかりではなく、個人情報の不適正な取扱いによって、他人の権利利益を侵害することがあることを認識し、他人の個人情報の適正な取扱いに努めるべきことを求めたものである。

第6条 適用除外

第6条 この条例の規定は、次の各号に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報
- (2) 統計法第27条第1項の規定により整備された同法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
- (3) 統計法第2条第10項に規定する行政記録情報（同法第16条の規定により同法第2条第6項に規定する基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合及び同条第1項に規定する行政機関の長からその取扱いに関する業務の委託を受けた場合において、同法第29条第1項の規定により提供を受けたものに限る。）に含まれる個人情報

【趣旨】

本条は、統計法等に基づく統計調査等に係る個人情報については、一般に個人が識別されない形で処理され、使用されることを前提としているものであること及び統計法等において秘密の保護、目的外使用の禁止、適正な管理等の所要の保護措置が講じられていることから、この条例の規定を適用しないこととしたものである。

【解釈及び運用】

第1号関係 調査票情報

「統計法第2条第11項に規定する調査票情報」とは、同法第2条第5項に規定する統計調査により集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録に記録されているものをいう。

第2号関係 事業所母集団データベース

「統計法第27条第1項の規定により整備された同法第2条第8項に規定する事業所母集団データベース」とは、総務大臣が国、地方公共団体又は独立行政法人等による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として整備した事業所に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

第3号関係 行政記録情報（基幹統計調査の一部を行う場合等）

- 1 「統計法第2条第10項に規定する行政記録情報」とは、国の職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、当該職員が組織的に利用するものとして、国が保有しているもののうち、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項に規定する行政文書をいう。）に記録されているものをいう。ただし、基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報を除く。
- 2 「統計法第16条の規定により同法第2条第6項に規定する基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合」とは、統計法施行令により基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体の長又

は教育委員会が行う場合をいう。（例としては、統計調査員の設置に関する事務や報告義務者を把握するための調査に関する事務などであり、法定受託事務である。）

- 3 「統計法第 29 条第 1 項の規定により提供を受けたもの」とは、国の機関の長が、他の国の機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときに、当該行政記録情報を保有する国の機関の長に対し、その提供を求めることができることとなっており、それにより提供を受けたものをいう。

第7条 個人情報取扱事務に関する登録及び閲覧等

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述、個人別に付された番号、記号その他の符号等により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録される行政文書を使用するもの（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、次の各号に掲げる事項を登録した登録簿を備え置いて、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報取扱事務に係る個人の類型
- (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項

- イ 個人情報の項目
- ロ 個人情報を収集する理由
- ハ 個人情報の主な収集先
- ニ 個人情報の主な提供先

- (6) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について前項の登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、登録に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

4 実施機関は、第1項の登録簿に登録した事項を公表するものとする。

5 前各項の規定は、次の各号に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 県の職員又は職員であつた者に係る個人情報取扱事務であつて、専らその人事、給与及び福利厚生に関する事項並びにこれらに準ずる事項を取り扱うもの
- (2) 犯罪の捜査を目的とする個人情報取扱事務

6 実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合にあつては、第1項から第4項までの規定にかかわらず、個人情報取扱事務について、第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事項の一部若しくは全部、同項第5号ロからニまでに掲げる事項の一部若しくは全部若しくは同号イに掲げる個人情報の項目の一部若しくは全部を登録簿に登録し、又は当該個人情報取扱事務を登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事項の一部若しくは全部、同項第5号ロからニまでに掲げる事項の一部若しくは全部若しくは同号イに掲げる個人情報の項目の一部若しくは全部を登録簿に登録せず、又は当該個人情報取扱事務について登録しないことができる。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を取り扱うに当たって、個人情報の収集、保管及び利用の状況を明らかに

するために個人情報取扱事務登録簿を作成し、その登録簿を公表し、備え付けて一般の閲覧に供しなければならないこととしたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係 登録及び閲覧

1 登録を要する事務は、当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録される行政文書を使用する事務である。すなわち、実施機関が個人情報を保管している期間においてその業務遂行に関し何らかの特定個人の検索の必要性が生じる可能性に備えて、業務として十分に対応可能な時間、経費の範囲内で特定の個人情報を検索し得るように個人情報が整理して記録される行政文書を業務上保有して、その検索の必要性が生じた場合に使用する事務をいう。（本項の「個人の氏名、生年月日その他の記述、個人別に付された番号、記号その他の符号等」とは、個人を検索し得るもの全てをいうものであり、条例第2条第2号の「個人識別符号」に限定されるものではない。）

このような事務としては、次のような行政文書を使用する事務が考えられる。

ア 名簿、台帳、一覧表、その他これらに類する行政文書（必ずしも、個人の氏名、識別番号等を中心として作成されたものに限らず、文書のいずれかの欄に定型的に個人情報が記録されているもので、当該個人情報により検索が可能なものを含む。）

イ カルテ、相談カード等個人の識別項目等によって検索できるように一定の書式に従っている行政文書

ウ 個人を検索することを前提に、何らかの工夫を加えて事実上検索可能となっている行政文書（インデックス等により検索可能となっているもの）

エ 電子計算機処理に係るファイル

なお、以上の要件に該当しない個人情報を取扱う事務については、登録簿の作成は要しないものの、取り扱う個人情報が保護の対象となることに変わりはなく、第8条に定める「収集の制限」、第9条に定める「正確性及び安全性の確保」、第10条に定める「利用及び提供の制限」等の対象となるものである。

2 「個人情報取扱事務に係る個人の類型」とは、個人情報取扱事務において取り扱うこととなる個人の種類を指すものである。

例えば、各種の講演会に関する事務においては、講師リストの講師、受講者名簿の受講者がそれぞれ「個人の類型」に該当するものである。

（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第3条）

第2項関係 登録の時期

本項は、登録の時期について定めたものである。

これについては、個人情報取扱事務を開始しようとするときは事務の開始前に、登録済の事務の登録事項を変更しようとするときは変更する前に、個人情報取扱事務登録簿に登録すべきこととした。

なお、この条例の施行の際（平成5年10月1日）において現に行われている個人情報取扱事務については、附則の経過措置により登録を遅滞なく行うこととした。

(知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第10-2、3、4)

第3項関係 登録の抹消

本項は、個人情報取扱事務登録簿に登録した事務を廃止したときの実施機関の登録抹消の義務を定めたものである。(知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第10-2)

第4項関係 登録事項の公表

本項は、各実施機関が閲覧に供する個人情報取扱事務登録簿に係る登録事項を、積極的に、一般県民に明らかにするために、個人情報取扱事務登録簿を文書館等に備え置くとともに千葉県ホームページに掲載するなどして公表することとしたものである。

第5項関係 適用除外

1 第1号関係(職員の人事等に係る個人情報取扱事務)

個人情報取扱事務登録簿は、一般県民にとって県の取り扱う個人情報の在り方が分かりにくいいため、一般県民に分かりやすい形でこれを明らかにするためのものであり、職員の人事等に係る個人情報は、登録簿に登録して取扱いの在り方を一般県民に明らかにする意義に乏しいため、運用事務の合理化の観点から除外したものである。

なお、開示請求等の場面においては、職員に係る情報についても、対象外とはしてはいないものである。

ア 「県の職員」とは、県の任命する職員その他の職員を広くいうものであり、一般職、特別職を問わない。また、県費負担教職員も含まれる。

イ 「職員であった者」とは、退職、失職又は免職により県の職員としての身分関係を失った者をいう。

ウ 「人事、給与及び福利厚生に関する事項」とは、学歴、資格、異動の記録、給料、各種手当、健康診断結果、共済関係各種貸付け等に関する事項をいい、「その他これらに準ずる事項」としては、職員の福利厚生の一環として取り扱われる当該職員の被扶養者又は遺族に関する事項などがある。

2 第2号関係(犯罪の捜査を目的とする個人情報取扱事務)

犯罪の捜査を目的とする個人情報取扱事務については、登録する個人の類型、個人情報の記録項目等多種多様であってあらかじめ登録することが極めて困難であり、また、登録することにより捜査の手法が類推されることが危惧されるなど極めて秘匿性の高いものであることから当該個人情報取扱事務について個人情報取扱登録簿を作成して公表することは適当ではないことから除外したものである。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいい、被疑者の逮捕も含まれる。

第6項関係 適用除外(公安委員会又は警察本部長が行う個人情報取扱事務)

公安委員会又は警察本部長が行う前項第2号の規定による犯罪の捜査を目的とする個人情報取扱事務以外の事務についても、どのような個人情報が取り扱われているか、また、個人情報取扱事務がどのように行われているかを公表することにより、その事務の目的に沿った成果が得られず、実施する意味が

喪失する場合は考えられることから第1項第1号から第6号までの規定に係る事項の全部又は一部を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務を登録簿に掲載することにより、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第1項第1号から第6号までの規定に係る事項の一部若しくは全部を登録せず、又は当該個人情報取扱事務について登録しないことができることとしたものである。

- 1 「第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事項の一部若しくは全部」とは、①個人情報取扱事務の名称（第1号）、②個人情報取扱事務を所管する組織の名称（第2号）、③個人情報取扱事務の目的（第3号）、④個人情報取扱事務に係る個人の類型（第4号）、⑤その他実施機関が定める事項（第6号）の一部又は全部をいい、「同項第5号ロからニまでに掲げる事項の一部若しくは全部」とは、①個人情報を収集する理由（第5号ロ）、②個人情報の主な収集先（第5号ハ）、③個人情報の主な提供先（第5号ニ）の一部又は全部をいい、「同号イに掲げる個人情報の項目の一部若しくは全部」とは、個人情報の項目（第5号イ）の一部又は全部をいう。
- 2 「当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」とは、判断を行う実施機関の恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、本要件に該当するか否かを客観的に判断する必要がある。

第8条 収集の制限

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、要配慮個人情報のうち、信条に係る個人情報及び千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づいて収集するとき。

(2) 個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とする事務の目的を達成するために収集するとき。

(3) 審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づいて収集するとき。

(2) 本人の同意に基づいて収集するとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものを収集するとき。

(4) 個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とする事務の目的を達成するために収集するとき。

(5) 他の実施機関から第10条各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。

(6) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な遂行を困難にするおそれがあると認めて収集するとき、その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認めて収集するとき。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を収集するに際しての、収集できる情報の範囲、収集の方法等について定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係 目的の明確化、適法かつ公正な手段による収集

本項は、個人情報の収集が当該事務の遂行に必要な範囲を超えて行われた場合には、県民の不安感や権利利益を侵害するおそれが大きいことから、実施機関が個人情報を収集するに際して、必要以上の情報を収集しないために、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行わなければならないことを定めたものである。

また、一般に行政上の手続は適法かつ公正であることが求められるものであるが、個人情報の収集に当たっても、これを常に念頭において行うよう、この原則が妥当することを明らかにしたものである。

- 1 「個人情報を収集する」とは、実施機関が意図して収集することをいい、個人情報を調査等により能動的に取得する場合のみならず、法令等に基づく届出、申請、申告、申込み、相談等により受動的に取得する場合も含むものである。
- 2 「個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし」とは、事務を所掌する課（所）において事務事業の目的を明確にしておくことをいう。

なお、第7条により登録の対象となった事務については、個人情報取扱事務登録簿において事務の目的が明らかにされているものである。
- 3 「当該目的を達成するために必要な範囲内」とは、当該個人情報を取り扱う事務事業を執行していく上で、目的達成上必要とされる個人情報の記録項目の範囲をいい、過剰な収集を禁ずる趣旨である。
- 4 「適法かつ公正な手段により収集し」とは、法令等に適合する手段により収集することはもちろん、事務事業の性質、情報の利用目的等に照らし、適切、妥当な手段により収集することをいう。

第2項関係 信条等に係る個人情報の原則的な収集禁止

本項は、要配慮個人情報のうち、内心の自由と深く関わりを有するもの及び社会的差別を引き起こす原因となるおそれのあるものについては、不適正に取り扱われるおそれに対する不安や苦痛を感じさせる程度が強いと考えられること、また、不適正に取り扱われた場合には基本的人権を侵害する危険性が高いものであることから、原則として収集してはならないこととしたものである。

しかし、行政が行う事務は多様なことから、これらの個人情報についても法令等の規定により収集することが義務付けられている場合のほか、事務の目的を達成するために収集しなければならない場合があるため、この事務の執行上の収集に必要な場合には、その例外を認めることとした。以下第1号から第3号までについては、その例外規定を定めたものである。

- 1 「信条」とは、個人の基本的なものの見方、考え方を意味するものであり、政治的信条など個人の信念や人格形成の核心をなす人生観、世界観があらわれた情報をいう。具体的には、支持政党名、所属する政治団体名、政治理念、政治活動の経歴、政治的信条等その人の政治的信念や個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観があらわれた情報が該当する。性格、性質、趣味、嗜好、物事への単なる意見、見解等は、ここでいう信条には該当しない。

また、宗教ないし信仰に係る情報として、超自然的、超人間の本質（神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拝する心情又は行為に関する情報も該当する。

なお、平成30年3月の条例改正（平成30年4月1日施行）により要配慮個人情報（第2条第3号）が新たに定義され、「信条」については思想及び宗教を含むものとされていることに伴い、当該条例改正において、改正前の本項の「思想、信条及び宗教」を「信条」とする文言整備を行っている。

- 3 「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるもの」とは、旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条第1項に規定する対象地域の同和関係者であるという事実に係る個人情報である。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第4条）

第1号関係 法令等関係

本号は、信条等に係る個人情報の収集について法令等の規定があるときは、当該法令等の目的達成の必要性から情報収集の手段を確保したものである。

- 1 「法令又は条例」とは、法律、政令、省令等の国法と条例及びこれらの委任を受けた規則をいう。
- 2 「法令等に基づいて収集するとき」とは、法令等でこれらの個人情報を収集できることを明らかに定めている場合のほか、法令等の趣旨、目的により収集することができる場合と解される場合も含まれる。

例えば、公職選挙法第 86 条（公職の候補者に係る本籍、所属政党等に関する届出義務）等がある。

第 2 号関係 個人の生命、身体、財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締り等関係

本号は、個人の生命、身体若しくは財産を保護するために信条等に係る個人情報を収集することが必要な場合で、当該個人情報を収集しないと個人の生命、身体若しくは財産を保護するという事務の目的が達成できないときは、信条等に係る個人情報を収集してはならないとする原則の例外としたものである。また、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために収集する場合においても、信条等に係る個人情報を収集しないとこれらの事務の目的を達成することができないため上記と同様に例外としたものである。

- 1 「個人の生命、身体若しくは財産の保護」とは、個人の生命、身体又は財産を災害、事故、犯罪等に起因する危険から保護し、又は危険を防止することをいう。
- 2 「犯罪の予防」とは、犯罪行為の発生を未然に防止することという。
- 3 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後に於いて、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。
- 4 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときは、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。被疑者の逮捕を含む。
- 5 「交通の取締り」とは、交通の安全及び秩序の維持のための道路交通の管理を目的とする活動であつて、道路における車両、歩行者等の交通の規制、運転免許に関する事務、交通法令違反の防止及び捜査などをいう。
- 6 「その他公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は交通の取締りのほか、法令等が遵守され、市民生活、社会生活が平穩に営まれるように、公共の安全と秩序の維持に支障となる行為を防止して、この維持を図るために必要な活動をいう。

第 3 号関係 審議会の意見関係

本号は、前各号に該当しない場合で、第三者機関である審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が判断した場合に限り収集することができるとしたものである。

第 3 項関係 本人からの直接収集の原則

本項は、本人の知らない間にその個人情報が収集される場合には、どのような情報が集められているのかといった不安などいわずらに本人に誤解や疑念を抱かせることもあり、個人情報の収集に本人を関与させることで、これらの不安感などに適切に対応することが適当であるので、本人から直接収集することを原則としたものである。

しかし、個人情報を取り扱う事務の執行に当たって、必ず本人から収集すべきものとする、事務の適正かつ円滑な執行に不都合が生ずるだけでなく、本人に対しても不必要な負担を強いるときもある。

そこで、法令等に基づいて収集するとき及び本人の同意に基づいて収集するときのほか、合理的理由があると認められるときには、本人以外からの収集もできることとしたものである。

以下第1号から第6号までについては、本人からの直接収集の例外規定を定めたものである。

第1号関係 法令等関係

本号は、本人以外のものからの個人情報の収集について法令等の規定があるときは、当該法令等の目的達成の必要性から情報収集の手段を確保したものであり、その収集の妥当性は当該法令等の制定のときに前提とされていることから本人収集の原則の例外としたものである。

- 1 「法令等」とは、法律、政令、省令等の国法と条例及びこれらの委任を受けた規則をいう。
- 2 「法令等に基づいて収集するとき」とは、法令等で本人以外のものから個人情報を収集することができることを明らかに定めている場合のほか、法令等の趣旨及び目的により収集することができることと解される場合も含まれる。

法令等の規定で本人以外のものから収集することを定めている例としては次のようなものが考えられる。

- ・地方税法第72条の59(知事の閲覧請求に基づく政府の所得税納税関係書類の提示)
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条(医師の感染症患者の保健所長への届出)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条(精神障害者又はその疑いのある者を知った者はその者について必要な保護を知事に申請できる。)、第33条(精神病院の管理者の医療保護入院者の知事への届出)
- ・公害紛争処理法第49条の2(知事は市町村長に対し、公害に対する苦情の処理状況について報告を求めることができる。)
- ・生活保護法第29条(福祉事務所長等は要保護者等について官公署に調査嘱託し、銀行等へ報告を求めることができる。)

第2号関係 本人の同意関係

実施機関が個人情報を収集することについて、本人の同意を得て行う場合には、本人の権利利益の侵害は生じないものと考えられる。

なお、事務の流れその他の客観的事実から判断して本人の同意の意思が明らかである場合は、本人からの同意があったものとする。

第3号関係 出版、報道等関係

本号は、収集しようとする個人情報が出版、報道等により公にされている場合には、誰もが知り得る状態にあると考えられることから本人収集の例外としたものである。

- 1 「出版」とは、不特定多数の者が取得可能である書物、雑誌、機関紙等のほかに国、地方公共団体が発行する広報、報告書等を刊行することをいう。
- 2 「報道」とは、新聞、テレビ、ラジオ等の社会事象を公に知らせる情報伝達媒体によりニュースその

他の情報を不特定多数の者に伝達することをいう。

3 「出版、報道等」の「等」とは、出版、報道のように不特定多数の者が知り得る状態とする行為や制度などを指し、不動産登記簿のように法令等により何人も閲覧することができる制度はもとより、公開の会議、講演会等における発表等がこれに当たる。

4 「公にされているもの」とは、不特定多数の者が知り得る状態にあることを指すものである。

したがって、同好会名簿のように特定の者のみに頒布する目的のために作成されたものは、公にされたものとはいえないもので、本号に該当しないものである。

第4号関係 個人の生命、身体、財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締り等関係

本号は、個人の生命、身体若しくは財産を保護するために個人情報収集することが必要な場合で、他に適当な収集方法がなく、本人から収集していたのでは、個人の生命、身体若しくは財産を保護するという事務の目的が達成できないときは、本人収集の例外としたものである。また、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために収集する場合においても、本人から収集していたのでは、これらの事務の目的を達成することができないため上記と同様に本人収集の例外としたものである。

「個人の生命、身体若しくは財産の保護」及び「犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持」とは、本条前項第2号における解釈と同様である。

これに該当するものとしては、例えば次のような場合が考えられる。

- ・交通事故で意識不明となっている者の手術を県立病院で行おうとする際に、緊急かつやむを得ず家族や付添人などから本人の血液型など身体の状態を収集する場合
- ・家出人や行方不明者などの捜索において、家族や知人などから本人の身体的特徴、失踪当時の状況、失踪の原因と思われる事項等を収集する場合
- ・犯罪の捜査において、被疑者以外の者から被疑者の事情を聴取する場合

第5号関係 他の実施機関からの提供関係

本号は、第10条「利用及び提供の制限」各号の規定により他の実施機関から目的外提供により収集するときは、この制度により提供する実施機関の側において、その提供の妥当性が判断されており、重複して制限する必要はないので、本人収集の例外としたものである。

「他の実施機関から」とは、収集する側の実施機関以外の実施機関をいい、例えば、知事部局が教育委員会から収集する場合の教育委員会、人事委員会が知事部局から収集する場合の知事部局がこれに該当する。

第6号関係 審議会の意見関係

本号は、前各号に該当しない場合で、第三者機関である審議会の意見を聴いた上で、実施機関が本人以外から収集することに相当の理由があると判断したときは、本人収集の例外とする趣旨である。

1 「性質上」とは、表彰、叙勲等の候補者の選定事務のように表彰等の決定前に本人から収集したのでは事務事業に支障が生じたり、円滑な事務遂行が困難になるなど本人から収集することになじまない性質を有することをいう。

2 「その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な遂行を困難にするおそれがあること」とは、本人からの

収集ができない場合、あるいは、事務事業の目的から判断して本人から収集したのでは、その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な遂行を困難にするおそれがある場合をいう。

- 3 「相当の理由のあること」とは、事務事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがある場合に準じて本人以外から収集する必要性その他の理由（本人に不必要な負担を強いることになるなど）がある場合をいう。

1 条例第8条第2項第3号の規定により審議会の意見を聴いた収集禁止の例外の類型

	類 型	収集する個人情報
1	県民等からの相談、要望、陳情、意見等の中で相談者等の意思により、信条等に係る個人情報提供され、実施機関として当該個人情報を収集することとなる場合	信条 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
2	作文のコンクール、試験等において作成される作文、論文等の記述内容に含まれる信条等に係る個人情報を収集する場合	信条 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
3	新聞、書籍等の中に公知情報として掲載された信条等に係る個人情報を出典、収集先、収集時期を明示して収集する場合	信条 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
4	議員等の政党名、会派名、政治理念等の信条に係る個人情報を収集する場合	信条
5	土地、家屋等を取得するに際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適正に行うため信条に係る個人情報を収集する場合	信条
6	国際交流に資するため海外から研修生や来客等を受け入れるに当たり、滞在中の生活に支障を来さないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため信条に係る個人情報を収集する場合	信条
7	病院、保健所等の機関が診療行為等を的確に行うために、患者の信条に係る個人情報を収集する場合	信条
8	同和対策事業を行う中で、当該事業を実施するために必要な個人情報を収集する場合	社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

※平成30年3月の条例改正（平成30年4月1日施行）により要配慮個人情報（第2条第3号）が新たに定義され、「信条」については、改正前条例第8条第2項の「思想」及び「宗教」を含むものとされたことに伴い、本類型についても文言整備を行っている。

2 個別事案

	事務の名称	個人の類型	所管する組織名	収集する個人情報
1	古文書所在調査	古文書所蔵者	千葉県文書館	宗教
2	訓練生管理事務	訓練生、保護者	各県立高等技術専門校	宗教

1 条例第8条第3項第6号の規定により審議会の意見を聴いた本人収集の原則の例外の類型

	類	型
1	栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴、推薦の理由その他の候補者に関する個人情報を本人以外の者から収集する場合	
2	法人等又は事業を営む個人に対して指導し、又は補助金の交付等を行うに当たり、当該法人等の職員等、当該法人等の設置する施設の利用者等に関する個人情報を当該法人等から収集する場合	
3	委員、講師、指導者、助言者等を選挙するため、選挙に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該候補者の所属する団体、市町村等から収集する場合	
4	県民等からの相談、要望、陳情、意見等により提供される情報の中に当該県民等以外の個人情報が含まれている場合	
5	所在不明、心身喪失等の理由により、本人から収集することが困難な場合	
6	実施機関以外の県の他の機関、国、他の都道府県、市町村その他の者から送付された資料に名簿等の個人情報が含まれている場合	
7	争訟、評価、指導等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められる場合	
8	病院、保健所等の機関が診療行為、疾病予防等のために本人の家族等から本人に関する個人情報を収集する場合	

2 個別事項

	事務の名称	個人の類型	所管する組織名	収集先等
1	数え百歳以上高齢者名簿作成事務	名簿登載者	健康福祉部高齢者福祉課	市町村
2	長寿社会の新しい生き方（エイジレス・ライフ）の紹介事業	エイジレス・ライフ紹介候補者	健康福祉部高齢者福祉課	市町村
3	森林簿作成事務	森林所有者	農林水産部森林課	市町村
4	運行規制ナンバープレート調査事業	ディーゼル自動車の使用者、所有者	環境生活部大気保全課	路上を運行しているディーゼル自動車

第9条 正確性及び安全性の確保

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的な資料として保存されるものについては、この限りでない。

【趣旨】

個人情報が漏えい、滅失、き損されたり、不正確、不完全な情報又は更新されないままの情報が長期間にわたって保有、利用された場合には、誤った行政決定がなされてしまうおそれもあり、本人においてはそのような事態が発生するのではないかという不安感を伴うものとなる。

そこで、本条は、このような不安感を生じさせることのないようにする観点から、実施機関が保有する個人情報の正確性、安全性等を確保する対策を講ずべきものであることを明らかにしたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係 正確性の確保

本項は、実施機関が保有する個人情報の正確性の確保について定めたものである。

「目的に必要な範囲内で個人情報を正確なものに保つ」とは、実施機関がその個人情報を使用する事務の目的を達成するために必要な範囲内で、情報が客観的に確定される事実と合致していること、現在の情報を必要とする場合において過去の情報でないこと、利用に際して必要な情報が欠けていないこと等をいうものである。

第2項関係 安全性の確保

本項は、実施機関が保有する個人情報の安全性の確保について、実施機関に対し、義務を課したものである。

「個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置」としては、次のようなことが考えられる。

- ア 管理組織及び管理規程の整備、担当者の研修等の管理的保護措置
- イ アクセスの制限等の技術的保護措置
- ウ 施設、設備の整備等の物理的保護措置

第3項関係 不要情報の廃棄

本項は、実施機関が保有する個人情報の廃棄及び消去等について定めたものである。

- 1 「保有する必要のなくなった」とは、保存期間が定められている文書等に記録されているものについてはその保存期間が終了したこと、また、保存期間が定められていないものについては当該個人情報を

今後事務の用に供する必要がなくなったことをいう。

- 2 「確実に」とは、焼却、溶解、シュレッダーによる裁断、電磁的記録の磁氣的消去の方法のように他に漏えいしたり、盗用されたりすることのないよう確実な方法によることを意味するものである。
- 3 「歴史的な資料として保存される」とは、歴史を後世に伝えるための価値を有する個人情報で、歴史的な資料として文書館等において保存することが適当と認められるものとして保存される場合をいう。

第10条 利用及び提供の制限

第10条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条、第11条及び第51条第1項において同じ。）を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に基づいて利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供するとき。
- (4) 個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とする事務の目的を達成するために利用し、又は提供する場合であつて、当該目的の達成に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、利用し、又は提供することについて相当の理由があるとき。
- (5) 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

【趣旨】

本条は、実施機関が収集した個人情報（本条では、特定個人情報を除く。第10条の2及び第10条の3が特定個人情報の利用・提供の制限を規定していることによる。）について、当該事務の目的以外の目的に利用・提供してはならないとの原則を示したものである。

しかし、県が県民のための事業を行うに当たり、県民の負担の軽減など本人の利益や効率的な行政などを考慮すると、既に収集されている個人情報の目的以外の利用・提供をすることが適当な場合があり得るので、合理的な理由があると認められるときには、これを認めることとしたものである。

【解釈及び運用】

本条は、個人情報が、目的以外の利用・提供が行われると、収集する際の背景事情への配慮が十分にはなされないおそれがあり、場合によっては、部分的に情報が利用、提供されることなどにより、個人に関して誤った認識を持たれたり、個人に関する虚像が形成されたりすることなどへの本人の不安感も生じるため、目的以外の利用・提供を原則として禁止したものである。

- 1 「利用」とは、個人情報を保有する実施機関の内部において当該個人情報を利用することであり、知事部局A部の所属において保有している個人情報を同じ知事部局のB部の所属において使用する場合などが該当する。
- 2 「提供」とは、個人情報を保有する実施機関が当該実施機関以外のものにその情報を渡すことであり、知事部局A部の所属において保有する個人情報を国、市町村、他の実施機関、各種団体などに渡す場合がこれに当たる。

以下第1号から第5号までについては、利用及び提供の制限を受けない例外規定である。

第1号関係 法令等関係

法令等において、当該事務の目的以外の目的に利用・提供すべきこととされている場合は、それぞれの立法目的から利用・提供が義務付けられているものであるため、一般法であるこの制度の中で利用・提供を禁止したりすることは適当でないことから設けたものである。

- 1 「法令等」とは、法律、政令、省令等の国法と条例及びこれらの委任を受けた規則をいう。
- 2 「法令等に基づいて」とは、当該法令等により通知、送付等が義務付けられている場合に限るものとする。法令等の規定がある場合でも、それが単に利用又は提供ができる根拠を与える規定であり、利用又は提供そのものは任意的である場合には、これを含まない。

本号に該当するものとしては、例えば次のような場合が考えられる。

- ・民事訴訟法第223条の規定に基づく裁判所からの文書提出命令
- ・刑事訴訟法第99条の規定に基づく裁判所からの文書提出命令
- ・会計検査院法第26条の規定に基づく会計検査院の帳簿等の提出要求に従い帳簿等を提出する場合

第2号関係 本人の同意等関係

目的以外の利用・提供であっても、本人の同意を得て行う場合には、本人の権利利益の侵害は生じないものと考えられる。また、本人に提供するときも同様であるため、これらについては例外としたものである。

「本人の同意」とは、一般的に、本人の明確な意思表示が口頭又は文書等により確認された場合であって、当該目的外の利用又は提供の目的の内容と当該目的に利用又は提供される個人情報の項目を本人が承知している状態をいうものである。

なお、事務の流れその他の客観的事実から判断して本人の同意の意思が明らかである場合は本人の同意があるものとする。

第3号関係 出版、報道等関係

個人情報が出版、報道等により公にされている場合には、誰もが知り得る状態にあると考えられることから例外としたものである。

第4号関係 個人の生命、身体、財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧、捜査等関係

個人の生命、身体又は財産を保護するために利用し、又は提供することが必要な個人情報で、相手方において独自に収集する時間的余裕がなく、かつ、他に適当な収集方法がなく、本人から収集していたのでは、個人の生命、身体又は財産を保護するという事務の目的が達成できない場合、行方不明者の捜索において相手方に当該行方不明者の情報を提供しなければ捜索ができない場合に提供するときなどを例外としたものである。また、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とする事務の目的を達成するために利用し、又は提供する場合においても、当該事務の目的の達成に必要な限度で、かつ、相当の理由がある場合にのみ、個人情報を利用目的以外に実施機関内部で利用し、あるいは、他の機関等へ提供できるとしたものである。

- 1 「個人の生命、身体若しくは財産の保護」及び「犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕その他公共の安全と秩序の維持」とは、第8条第2項第2号における解釈と同様である。
- 2 「相当の理由があるとき」とは、実施機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、個人情報の内容や当該個人情報の利用目的等を勘案して、実施機関が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の利用・提供が許容されるという本号の趣旨から、例外として相応しい理由であることが求められる。

本号に該当するものとしては、例えば次のような場合が考えられる。

- ・交通事故で意識不明となっている者の手術を行おうとする病院から、特に配慮を要する既往の疾患の状況を県立病院に照会してきた際に、緊急かつやむを得ず当該個人情報を提供する場合
- ・家出人を捜索する上で、犯罪の捜査で収集した個人情報を利用する場合
- ・銃器使用犯罪の捜査のため、銃器所持許可に関する情報を利用する場合
- ・犯罪被害者給付を行うために犯罪の捜査で収集した個人情報を提供する場合

第5号関係 審議会の意見関係

前各号以外にも目的以外の利用・提供を必要とする場合があると認められるときには、あらかじめ、第三者機関である審議会の意見を聴いた上で行うこととしたものである。

- 1 「公益上の必要」とは、目的以外の利用・提供をすることが社会一般の利益を図るため必要であるかどうかを判断することを意味する。
- 2 「相当の理由」とは、公益上の必要に準ずる理由であり、例えば、法令等に基づき弁護士会等から任意的な照会があった場合において、実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難なときであり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときなどをいう。

1 条例第10条第5号の規定により審議会の意見を聴いた目的以外の利用・提供の禁止の例外の類型

	類 型
1	<p>弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に対して報告する場合 ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
2	<p>法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行う場合 (例：民事訴訟法第186条による調査嘱託、民事訴訟法第226条による文書送付の嘱託) ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
3	<p>行政機関が法令に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合 (例：刑事訴訟法第197条第2項による捜査事項照会) ただし、当該行政機関が法令に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性が求められ、当該個人情報を照会することについて合理的理由があり、かつ、当該個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
4	<p>資料の送付又は事業等の案内のために、保有する名簿等を当該実施機関内で利用し、又は県の他の機関に提供する場合 ただし、送付又は案内による利益を受けるのは当該個人であるので、当該個人が送付又は案内を拒んでいる場合を除く。</p>
5	<p>委員、講師、指導者、助言者等の人選のため、当該委員等の個人情報を当該実施機関内で利用し、又は県の他の機関、国、他の都道府県若しくは市町村に提供する場合 ただし、個人情報を取り扱う側に事務上の支障等から本人収集が困難な場合に限る。</p>
6	<p>報道機関の取材、要請に応じて提供、発表する場合 ただし、報道機関を通じて一般県民に知らせることが本来の目的に関連し、矛盾しない場合又は社会的関心が高い等一般県民に知らせる公益上の必要性がある場合で、かつ、当該個人情報の内容その他の事情から見て本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>

2 個別事項

	事務等の名称	情報の内容	所管する組織名	利用・提供先
1	児童の臓器を提供する業務	児童虐待に係る情報	児童相談所	医療施設

第 10 条の 2 特定個人情報の利用の制限

第 10 条の 2 実施機関は、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

2 実施機関は、情報提供等記録を取り扱う事務の目的以外の目的のために情報提供等記録を当該実施機関の内部において利用してはならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が収集した特定個人情報について、番号利用法等に規定された事務の目的以外の目的に利用してはならないとの原則を示すとともに、番号利用法の趣旨に鑑み、収集されている特定個人情報を目的以外に利用できる場合を厳格に限定するものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係 一般の特定個人情報（情報提供等記録以外の特定個人情報）の利用の制限

1 本条は、第 10 条と同様、特定個人情報について目的以外の利用が行われると、収集する際の背景事情への配慮が十分にはなされないおそれがあること等から、目的以外の利用を原則として禁止したものである。

(1) 「利用」とは、第 10 条における解釈と同様である。

(2) 特定個人情報について番号利用法等に規定された事務の目的以外の利用に当たらないものとしては、次の場合がある。

ア 番号利用法別表第 1 に規定された事務について、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用する場合（番号利用法第 9 条第 1 項。個人番号利用事務）

イ 社会保障、地方税若しくは防災に関する事務又はこれらに類する事務であって、番号利用法第 9 条第 2 項の条例に規定された事務の処理に関して、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用する場合（番号利用法第 9 条第 2 項。個人番号利用事務）

ウ 所得税法等の規定によって県職員の個人番号を記載した書面を上記ア又はイの行政機関に提出する等の事務を行うために必要な限度で個人番号を利用する場合（番号利用法第 9 条第 3 項。個人番号関係事務）

エ 住民基本台帳事務に必要な範囲で利用する場合（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号））

2 番号利用法において、個人番号を利用できる事務の範囲が限定列挙されていることから（番号利用法第 9 条）、本来、特定個人情報について目的以外の利用は考えられないはずである。

しかし、番号利用法第 30 条第 1 項及び第 32 条の趣旨から、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、例外的に認めることとした。

第2項関係 情報提供等記録の利用の制限

情報提供等記録については、誰と誰の間でどのような情報が提供されたのかについて情報提供ネットワークシステムに記録・保存させることによって確認することを可能とするとともに、不正行為を抑止するものである。このような性質を踏まえると、情報提供等記録については、目的外に利用する場合が想定されないことから、目的外利用を全面的に禁止し例外規定を設けないこととしたものである。

第 10 条の 3 特定個人情報の提供の制限

第 10 条の 3 実施機関は、番号利用法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

【趣旨】

本条は、番号利用法第 32 条の趣旨に鑑み、特定個人情報の提供制限に関する番号利用法第 19 条の確認規定を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、実施機関が収集した特定個人情報について、番号利用法第 19 条各号のいずれかに該当しない限り、提供を行ってはならないことを、確認的に規定したものである。
 - (1) 本条では、第 10 条の場合と異なり、事務の目的以外の利用か否かの区別はしていない。
 - (2) 「提供」とは、第 10 条における解釈と同様である。
- 2 特定個人情報の提供が認められる番号利用法第 19 条各号の主な内容は、次のとおりである。
 - (1) 個人番号利用事務又は個人番号関係事務実施者からの提供（第 1 号・第 2 号）
 - (2) 本人又は代理人からの提供（第 3 号）
 - (3) 委託・合併に伴う提供（第 5 号）
 - (4) 情報提供ネットワークシステムを介した行政機関間の提供（第 7 号・第 8 号）
 - (5) 国税連携・地方税連携による提供（第 9 号）
 - (6) 条例を制定した地方公共団体内における他の機関に対する提供（第 10 号）
 - (7) 個人情報保護委員会からの求めによる提供（第 12 号）
 - (8) 刑事事件の捜査等、公益上の必要がある場合の提供（第 14 号）
 - (9) 人の生命・身体・財産の保護のため、かつ、本人が同意困難な場合等の提供（第 15 号）
 - (10) その他個人情報保護委員会規則に基づく提供（第 16 号）

第 11 条 実施機関以外のものに対する提供の制限

- 第 11 条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報について、その使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。
- 2 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合でなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。
- 3 実施機関は、オンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。
- (1) 法令等に基づいてオンライン結合により個人情報を提供する場合
 - (2) 本人の同意に基づいてオンライン結合により個人情報を提供する場合又は本人にオンライン結合により個人情報を提供する場合
 - (3) インターネットを利用して一般の閲覧に供する方法により個人情報を提供する場合
- 4 実施機関が警察本部長である場合にあつては、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とする事務の目的を達成するため、警察庁又は他の都道府県警察にオンライン結合により個人情報を提供しようとするときは、前項の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、個人情報本条は、個人情報（本条では、特定個人情報を除く。番号利用法第 19 条が、特定個人情報については、提供先に対する保護措置等の要求（第 1 項）及びオンライン結合の場合の制限（第 2 項以下）を認めない趣旨であると認められることによる。第 10 条括弧書き参照）を目的の内外を問わず提供する場合において、その提供先が実施機関以外のものであるときは、条例の拘束が直接及ぶものではないことから、個人情報を適正に取り扱うことになるよう、提供を受けるものに対して実施機関が求めるべき措置について定めることとしたものである。

特にこのような実施機関以外のものへの提供の方法がオンラインの結合によるときは、その要件・手続について定めたものである。

オンラインについては、日々刻々と変化する情報を最新の形で、いつでも、どこでも大量かつ瞬時に不可視の状態を提供できる特徴があり、取扱いの如何によっては、個人に不利益を与える可能性が大きいものである。

しかし、このような利用、提供の手段のみに着目してこれを一律に禁止することは、行政サービスの向上等に大きく寄与している電子計算機処理の特性そのものを否定し、行政情報システムの高度化による行

政運営の効率化、合理化の円滑な進展をいたずらに阻害することとなる。

そこで、オンラインの結合により個人情報を提供する場合においてその提供先が実施機関以外のものであるときには、公益上の必要その他これに準ずる必要性、妥当性があるなど相当の理由がある場合で、個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止措置、用途や取扱者の限定等の保護措置が講じられているとき以外は、これを行ってはならないこととした。

なお、実施機関がこれらの要件を満たすものとしてオンライン結合を行おうとする場合は、原則として、あらかじめ、第三者機関である審議会の意見を聴いた上で行うこととしたものである。

ただし、警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とする事務の目的を達成するため、警察庁又は他の道府県警察にオンライン結合により個人情報を提供しようとするときは、極めて公益上の必要性が高く、高度なセキュリティ対策が講じられていることから審議会への意見聴取の例外としたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係 提供先に対する保護措置等の要求

本項は、個人情報を実施機関が実施機関以外のもに提供する場合には、その提供先に対して個人情報の保護措置等を講ずるよう求めるものである。

- 1 「必要があると認めるとき」については、提供する個人情報の内容、提供形態、受領者における使用目的、使用方法等を勘案して、個別具体的に判断するものである。
- 2 「その他必要な制限」とは、使用期間の制限、用途や取扱者の限定、使用後の取扱いの指示、再提供の禁止等使用に係る必要な制限をいう。
- 3 「安全確保の措置」とは、個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止をいい、提供先の状況、提供する情報の内容に応じ、個別的に判断するものである。

第2項関係 オンラインの結合による場合の制限

本項は、オンライン結合の定義及びオンライン結合による個人情報の提供が認められるための要件を定めたものである。

オンライン結合とは、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のもが随時入手し得る状態にするものに限る。）をいう。

オンライン結合による個人情報の提供が認められるための要件とは、①公益上の必要、②その他相当の理由があり、かつ、③個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められることである。

- 1 「公益上の必要」とは、その方法によることが、公益上必要であること（必要性）をいい、「その他相当の理由があり」とは、その方法によることが、事務事業の目的内容にかんがみ、ふさわしいものであること（相当性）をいう。

具体的には、個人情報をオンラインにより処理することが住民サービスの向上になる場合や、その方法によらない場合には当該事務事業の遂行を著しく困難にするほど経費がかかり、この方法によることが結果において住民負担の軽減になるとき等、高度の迅速性、利便性を確保することが適切であると社会通念上公認されるなど、単に必要性の有無のみでなく、個人情報を取り扱う事務事業の具体的な内容

に照らしてふさわしいものであるか否かも判断の要素となるものである。

- 2 「必要な保護措置が講じられている」とは、個人情報の保護のための規程が定められていること、安全のための措置（例えば、アクセス制限等）が講じられていることなどをいう。
- 3 「通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合」とは、いわゆるオンライン処理を指す。すなわち、電子計算機と電子計算機やその端末機等を通信回線（光ケーブルなどを含む。）で結び、データの発生するところから端末機等により直接入力をし、又は入力した結果を必要とするところに直接出力させる方法をいう。
- 4 「実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするもの」とは、知事などの実施機関が管理する電子計算機と国、市町村等の管理する電子計算機やその端末機等の機器を通信回線を用いて結合している場合において、その相手方である国、市町村等が実施機関の保有する情報をいつでも必要に応じて入手できる状態にするものをいう。

したがって、実施機関が特定の時期に相手方にデータを電送することは、この条例にいうオンライン結合には該当しない。

なお、実施機関相互において電子計算機等を通信回線を用いて結合することは、本項にいうオンライン結合に該当しない。これは、実施機関には、個人情報の取扱いに当たって、収集、保管、利用及び提供等の各段階における制限に基づく適正な取扱いがこの条例により義務付けられていることによるものである。

- 5 オンラインの結合による場合の制限については、「千葉県オンライン結合の基準」を参照すること。

第3項関係 オンラインの結合による審議会の意見聴取

- 1 本項は、オンライン結合という方法を用いて、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものへ提供しようとするとき及び既にオンライン結合により実施機関以外のものへ提供している内容を変更しようとするときは、実施機関は、原則として、事前に、審議会の意見を聴く義務があることを示したものである。
- 2 もっとも、①公益上の必要、②相当の理由、③必要な保護措置の要件を充足していることが一見して明白である場合や、これらの要件を満たす必要がないと思われる場合については、審議会の意見を聴く必要はない。

以下第1号から第3号までは、オンラインの結合による審議会の意見聴取を不要とする例外規定である。

第1号関係 法令等に基づいてオンライン結合により個人情報を提供する場合

国会において十分に審議された結果、法令等が制定され、当該法令等の規定においてオンライン結合を行うことが定められている場合については、県民等の懸念等は払しょくされている。したがって、この場合、オンライン結合という手法による県民等の不安感に対応するという趣旨は適合しないものと認められる。

第2号関係 本人の同意に基づいてオンライン結合により個人情報を提供する場合又は本人にオンライン結合により個人情報を提供する場合

これらの場合は、本人がシステムの仕組みを理解し、同意した上で第三者に利用させているか、当該本人が利用している場合である。したがって、さらに個人情報の保護を図る必要性は乏しく、県民等の不安感に対応

するという趣旨は適合しないものと認められる。

第3号関係 インターネットを利用して一般の閲覧に供する方法により個人情報を提供する場合

この場合は、実施機関が万人に対して積極的に情報を提供していくことを決定した時点において、すでに第10条の提供制限の問題をクリアしている。したがって、公表して差し支えない個人情報が、インターネットでも公表できるようになるに過ぎず、オンライン結合の制限をする必要性に乏しいものと認められる。

第4項関係 審議会への意見聴取の例外

警察本部長が警察庁又は他の都道府県警察とオンライン結合を行う場合には、審議会への意見聴取の例外としている。これは、警察機関相互によるオンライン結合については、犯罪の捜査、交通事故の処理及び取締りなど、警察機関がこれらへの対応のため迅速かつ的確な情報を必要とするものであり、極めて公益上の必要性が高いものである。また、セキュリティ対策についても、警察専用の回線を使用し、定期的なセキュリティ監査を実施するなどして、個人情報の保護のための必要な措置が体系的に整備されている。したがって、警察本部長が行うオンライン結合については、改めて審議会の意見を聴くまでもなく、既に公益上の必要性が高く、個人情報のための保護措置も講じられており、本条第2項の要件を満たしていることから審議会への意見聴取の例外としたものである。

第12条 委託に伴う措置等

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託をするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から前項の委託を受けたものは、安全確保の措置を講じなければならない。

3 第1項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報の処理を委託する場合には、安全を確保し、個人の権利利益が侵害されることのないよう、委託処理に関して、適切な措置を講じることなどを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係 委託に伴う措置

1 「委託」とは、実施機関が行う事務事業の全部又は一部を実施機関以外のものに依頼することをいう。

2 「個人情報を取り扱う事務の委託」とは、実施機関が個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外のものに依頼する契約のすべてをいう。

ただし、県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合（地方自治法第252条の14から第252条の16まで）は、含まれない。

3 「個人情報の保護のために必要な措置」とは、委託業者を選定するに当たり必要な調査を行うこと、委託契約等において契約書、確認書、覚書その他これらに類する書類（以下「契約書等」という。）に安全管理、秘密の厳守等個人情報保護について必要な事項を明記し、受託者に個人情報保護について責務を課すことなどをいう。契約書等（必要に応じて仕様書を含む。）には、当該委託の趣旨、目的に応じて、個人情報保護のために必要な事項を記載する。（千葉県個人情報取扱事務委託基準）

4 契約書等への必要な事項の記載については、「千葉県個人情報取扱事務委託基準」を参照し、委託事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする。

第2項関係 委託を受けたものの安全確保の措置

本項は、県の実施機関が保有する個人情報の保護対策の一貫性を確保し、個人の権利利益を保護するため、実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものについて、実施機関と同様の個人情報の安全確保措置の義務を課したものである。

第3項関係 事務従事者等の義務

本項は、個人情報を取り扱う委託を受けた事務従事者等に対して、事務上知り得た個人情報について適正な取扱いを義務付けることにより、個人の権利利益を保護しようとするものである。

第13条 指定管理者の指定に伴う措置等

第13条 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて県が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、安全確保の措置を講じなければならない。

3 指定管理者の公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合には、指定管理者が公の施設の管理を通じて取得した個人情報の取扱いについて、安全を確保し、個人の権利利益が侵害されることのないよう、適切な措置を講じることなどを定めたものである。

【運用及び解釈】

第1項関係 公の施設の管理を行わせる場合の措置

1 「公の施設の管理を行わせる」とは、公の施設について、地方自治法第244条の2第3項の規定により、条例の定めるところにより県が指定する法人その他の団体に管理を行わせることをいう。

2 「個人情報の保護のために必要な措置」とは、指定管理者を選定するに当たり必要な調査を行うこと、指定管理者を指定するに当たり、当該指定管理者が、当該事業者として条例第53条の規定に基づく「事業者が行う個人情報の適正な取扱いに関する指針」に基づき個人情報を適正に取り扱うことを条件として附すこと、県と指定管理者の間で協定等を締結するに当たり、指定管理者が管理を通じて取得した個人情報に関して協定書その他これに類する書類（以下「協定書等」という。）に安全管理、秘密の厳守等個人情報保護について必要な事項を明記し、指定管理者に個人情報保護について責務を課すことなどをいう。この結果、指定管理者は、当該指定管理者が保有する個人情報の開示、訂正又は利用停止等が求められた場合においてこれらに対応する義務を有することとなる。また、指定管理者が保有する個人情報について、その指定に関する事務を所掌する実施機関に開示、訂正又は利用停止等の請求があった場合は、指定管理者は当該実施機関に協力する責務を有する。

（知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第13-2）

第2項関係 指定管理者の安全確保の措置

本項は、県から公の施設の管理の指定を受けた指定管理者に対して、個人情報の安全確保措置の義務を課したものである。

第3項関係 事務従事者等の義務

本項は、公の施設の管理について指定を受けた指定管理者の当該公の施設の管理の業務に従事する者等に対して、業務上知り得た個人情報について適正な取扱いを義務付けることにより、個人の権利利益を保護しようとするものである。

第 14 条 職員等の義務

第 14 条 個人情報を取り扱う実施機関の職員又は職員であった者は、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員又は職員であった者に対して、職務上知り得た個人情報の適正な取扱いを義務付けることにより、個人の権利利益を保護しようとするものである。

【解釈及び運用】

地方公務員法第 34 条第 1 項（守秘義務）の規定は、職員が職務上知り得た秘密を対象にするのに対し、本条は、個人情報であれば、この「秘密」に該当しないものも含め、すべてを対象とするものである。

また、本条は、特別職の職員に対しても適用される点で、同法第 34 条第 1 項とは異なるものである。

- 1 「実施機関の職員」とは、実施機関のすべての職員をいい、一般職、特別職を問わない。なお、市町村立学校の県費負担教職員は除かれる。
- 2 「職務上知り得た」とは、職員が職務の執行に関連して知り得た個人情報をいい、たとえ担当外の事項であっても職務に関連して知り得たものは含まれるものである。
- 3 「みだりに他人に知らせ」とは、個人情報を他人に知らせることが、自己の権限・事務に属しない場合、あるいは自己の権限・事務に属する場合であっても、正当な理由なく知らせる場合などをいう。
- 4 「不当な目的に使用し」とは、個人情報を職員が自己の利益のために使用する場合、あるいは他人の正当な利益や社会公共の利益に反して使用する場合などをいう。

第15条 開示請求権

第15条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録された自己の個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。））は、本人に代わって開示請求をすることができる。

【趣旨】

本条は、自己の個人情報がどのように記録されているのか、また、その記録が正確かどうかは、本人の関心が高く、これらが知らされていないことに伴う不安感も大きいことから、それらの関心や不安感に対して、適切に対応するため、個人に自己情報の開示を請求する権利を定めたものである。

また、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報の場合は、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下総称して「代理人」という。）については、本人以外に、特に請求を行い得る者として認めることとしたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係 本人による開示請求

本項の開示請求は、本人からの請求により当該本人に開示することが、本人の真の意思に基づかない開示のおそれを解消し、本人の権利利益の保護に万全を期すことができることになるものであることから、請求を行い得る者を本人自身に限定することを定めたものである。

したがって、任意代理人による請求などは、番号利用法の趣旨から特例的に認められる特定個人情報の場合を除き、認めないものである。

1 「何人も」とは、県民に限らず、外国人を含むすべての自然人である。

すなわち、県においては、県行政の遂行上、県民以外の者についてもその個人情報を保有しており、個人情報に係る個人の権利利益の保護の必要性は、すべての自然人に認められるからである。

2 「自己の個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の情報をいう。

開示を請求することができる情報は、「自己の」個人情報のみであるため、自己以外の者の個人情報については、たとえ配偶者の個人情報であっても、開示を請求することができない。

また、開示を請求することができる情報は、行政文書に記録されている個人情報のみであるため、職員個人の備忘録等行政文書以外の文書等に記録されている個人情報については開示を請求することができない。

3 「開示の請求…をすることができる」とは、個人に自己情報の開示を請求する権利を与えたものである。

開示請求権を定めたことは、実施機関が本人から開示の申出を受けて任意にこれに応じること（情報提供）を制限するものではないものである。

この場合も本人確認を当然に行うもので、他人に開示してしまうようなことがあってはならない

ものである。

第2項関係 代理人による開示請求

開示請求は、個人情報の本人からの請求により、当該本人に対して開示する制度であるため、本人が請求できる限り一般に本人以外の請求を認める実益に乏しく、また広く本人以外の請求を認めることは、本人の権利利益を損なうおそれがある。

しかし、未成年者や成年被後見人については、その保護者的な地位にある法定代理人に限って請求を認めることとしたものである。なお、未成年者であっても、自ら開示請求できるものにあつてはなんら開示請求を妨げるものではない。

また、特定個人情報の場合においては、未成年者や成年被後見人のほか、本人の委任による代理人についても、請求を認めることとしたものである。これは、個人番号は、本人の同意なく国民全員に対し付番されるものであり、特定個人情報が不正に流通したり、不正な取扱いがなされたりしていないかという国民の危惧があるため、これに対応するためには、本人参加の権利に対するより一層の保障が重要であり、こうした権利を容易に実現できるようにする必要があることによる。

以上を整理すると、次のア及びイのとおりである。

ア 個人情報（イを除く。）の場合・・・未成年者又は成年被後見人の法定代理人（親権者又は成年被後見人）

イ 特定個人情報の場合・・・代理人

①未成年者又は成年被後見人の法定代理人（親権者又は成年被後見人）

②本人の委任による代理人

1 「未成年者」とは、年齢が満20年に達しない者をいう（民法第4条）。

2 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。

3 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。

未成年者の法定代理人は、第一次的には親権者（民法第818条等）、第二次的には未成年後見人（民法第839条等）である。また、成年被後見人の法定代理人は、成年後見人（民法第843条等）である。

4 「本人に代わって」とは、法定代理人（特定個人情報の場合は、代理人）が本人以外に請求し得る者として開示請求を行うことができることを定めているものである。

これは、本人が開示請求をしていない場合のみ法定代理人（特定個人情報の場合は、代理人）が開示請求できるという趣旨ではなく、本人が既に関示請求をしている場合においても、法定代理人（特定個人情報の場合は、代理人）は開示請求をすることができるものである。

なお、法定代理人（特定個人情報の場合は、代理人）に関示することにより本人の権利利益を侵害すると認められるときは、第17条第7号に該当し、開示しないこととなる。

5 「本人の委任による代理人」とは、特定個人情報の請求について本人からの委任等を受け、代理権を授与されているものをいう。

なお、特定個人情報の漏えいや成りすまし等による被害を防止する観点からは、代理人に対する

本人の授権があることやその授権が本人の意思に基づくこと等を確認する必要がある。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第3-1、2

第16条 開示請求の手続

第16条 開示請求をしようとする者は、実施機関の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、代理人）が開示請求をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所
- (3) 開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の件名その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項
- (4) その他実施機関の定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関の定めるところにより、自己が開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人（特定個人情報にあつては、代理人）であることを証明するために必要な書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認められるとき又は前項の規定による書類の提出若しくは提示がないとき若しくはその内容に不備があると認められるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、自己の個人情報の開示を請求する場合には、開示請求書を提出すべきこと、請求の際に行う本人等の確認の手続及び開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係 開示請求の方法

開示請求は、請求者の権利行使として開示の決定という行政行為を求める申請手続であつて、文書により事実関係を明確にしておくことが適当であり、要式行為としたものである。したがつて、口頭による開示請求は、第28条第1項の規定による口頭による開示請求を除き、認められない。

- 1 「実施機関の定めるところ」とは、実施機関の規則等で定めるところであり、開示請求書の提出は原則として開示請求者が受付場所に持参することにより行う、とする開示請求書の提出方法をいう。
(知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第5条)
- 2 「開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の件名その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項」とは、事務事業の名称・内容、開示を求める具体的な内容等、当該個人情報が記録されている行政文書を実施機関が特定するための情報などをいう。
- 3 「その他実施機関が定める事項」とは、実施機関の規則等で定めるところであり、開示の方法の区分・連絡先等をいう。(知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第6条第2項)

第2項関係 本人等であることの証明

本項は、開示請求をしようとする者が、本人であること、又はその法定代理人（特定個人情報の請求の場合は、代理人）であることを確認するために必要な手続を定めたものである。

個人情報の開示は、個人情報の本人又はその法定代理人（特定個人情報の場合は、代理人）に対して行われるものであり、他人に開示するようなことがあってはならないものであることから、本人等の確認は厳格に行う必要がある。

また、開示の実施が、条例第27条第3項の規定により行われることもあることから、開示請求時に開示請求者の住所地の確認について厳格に行うことが重要である。

更に、開示請求に対する決定通知書等により、他人に個人情報の存否が確認されることによる本人の権利利益の侵害を防ぐ必要もある。

本項の「実施機関の定めるところ」とは、実施機関の規則等で定めるところであり、「運転免許証」、「旅券」、「個人番号カード」等と、法定代理人の資格を証明する書類として「戸籍謄本」、委任による代理人の資格を証明する書類として「委任状」等が考えられる。

なお、例外として、開示請求者が受付場所に持参することなく自己情報開示請求書が提出される場合であっても同様である。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第7条）

第3項関係 開示請求書の補正

1 「開示請求書に形式上の不備があると認められるとき」

「形式上の不備」とは、第1項の記載事項が記載されていない場合のほか、同項第3号の個人情報を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る個人情報が特定されていない場合を含む。また、自己情報開示請求書が日本語以外の言語で記載されている場合（氏名、住所等の固有名詞又は外国語表記の行政文書の名称等であって、本来外国語で記載される場合を除く。）や本人確認書類の提示等がなされない場合も「形式上の不備」に当たる。

2 「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」

ア 「相当の期間」とは、千葉県行政手続条例第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正するのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して実施機関が判断する。

イ 外形上明確に判断し得る不備については、千葉県行政手続条例第7条の規定により、速やかに補正を求めるか、請求を拒否する決定をするのかのいずれかを行わなければならないこととされている。

本条例上の手続きにおいては、本項の規定により必ずしも実施機関が補正を求める義務を負うものではないが、形式上の不備の補正が可能であると認められる場合には、開示請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることが望ましい。

ウ 本項の規定により、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、自己情報開示請求書の不備が補正されない場合は、当該開示請求を拒否することになる。

3 「補正の参考となる情報を提供する」とは、例えば、自己情報開示請求書の記載内容に関連する行政文書の名称や該当すると考えられる個人情報取扱事務の名称等が記載されている個人情報取

扱事務登録簿を示すことなどが考えられる。

情報提供の方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で行えば足り、口頭でも差し支えない。

その他 請求内容の確認

請求の内容が開示請求の対象に明らかに該当しないような場合(開示請求の対象が自己の個人情報に該当しない場合等)でも、開示請求者の権利利益の保護を図るべく、開示請求権制度の趣旨に合致するかどうか、求めている情報の具体的な内容を確認することが望ましい。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第3-3

第 17 条 個人情報の開示義務

第 17 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにするものであり、実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならないこととしている。

【解釈及び運用】

1 開示請求権制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、本条例では、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、本条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る個人情報を開示しなければならないこととしている。

2 本条例でいう「開示」とは、個人情報の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る個人情報に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。

3 不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務又は事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。

4 開示請求に係る個人情報に記録された情報が、本条各号に該当するかどうかは、各号の【趣旨】及び【解釈及び運用】に照らし、個別具体的に判断するものとする。

5 情報公開条例に基づいて開示され得る情報は、何人も知り得る情報であるため、不開示情報には該当しないものである。

第1号 法令秘情報

- (1) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示その他これに類する行為により、開示請求者に開示することができない情報

【趣旨】

本号は、本条例と法令等の定め又は国の機関の指示等との関係から、不開示とする情報について定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「法令等」については、第8条第2項第1号の解釈を参照すること。
- 2 「法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示その他これに類する行為」とは、地方自治法第245条の規定により国の行政機関が行う「関与」のうち同条第1号（へ）の「指示」及び同条第3号の行為であってこれに類するものなど、法律又は政令の規定によって実施機関が従う義務を有する国の機関の指示等をいう。

これら、国の機関の指示等については、国の機関の権限を有する者が、地方公共団体の事務の処理に関し法律又はこれに基づく政令の明文規定により、文書をもって発したものであること、さらに、不開示とする情報が具体的に特定されるものであることが必要である。

- 3 「開示することができない情報」とは、法令等の規定、国の機関の指示等の内容からみて明らかに開示することができないと認められる情報をいう。
 - (1) 明文の規定により開示することが禁止されている情報
 - (2) 他の目的に使用することが禁止されている情報
 - (3) 手続の公開が禁止されている調停等に関する情報
 - (4) 法令等により個別に守秘義務が課されている情報
 - (5) その他法令等の規定の趣旨、目的からみて明らかに開示できないと認められる情報

なお、本号に該当すると認められる個人情報とは、第19条（裁量的開示）の適用除外とされている。

また、「開示することができない」等の規定に、「本人」を含むか否かが明文化されていない場合には、法令等の趣旨、目的によって判断することが必要である。第三者に対して、個人情報を保護する意味での開示禁止規定である場合は、本人には開示できないものではないので、本号には該当しないものである。

第2号 第三者の個人情報

- (2) 開示請求者（第15条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第26条において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分
 - ニ その他開示することにより当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがない情報

【趣旨】

本号は、開示することにより、第三者の権利利益を損なうことを防止するために定めたものである。

開示請求の対象となった行政文書に、開示請求者以外の個人に関する情報が記録されている場合で、開示することによって第三者の権利利益を侵害するおそれのあるときは、不開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

本号本文関係

- 1 「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求された個人情報の中に含まれる開示請求者以外の個人に関する情報をいうが、開示請求者が未成年者又は成年被後見人の法定代理人である場合や特定個人情報の開示請求者が本人の委任による代理人である場合にあっては、本人以外の個人に関する情報をいうことと定めたものである。

また、「個人に関する情報」には、第2条第1号における「個人情報」とは異なり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

なお、平成30年3月の条例改正（平成30年4月1日施行）により、個人識別符号が含まれる情報は単独で個人情報として位置づけられることになったため（第2条第1項）、本号においても、個人

識別符号が含まれる情報については、他の情報と照合することなく不開示情報としている。

- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人に関する情報から除外したものである。
- 3 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」とは、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる情報をいい、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、不開示情報として規定したものである。

本号ただし書関係

「ただし書イ」について

- 1 「法令等の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、開示請求者を含む特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定も含まれる。

たとえば、千葉県情報公開条例に基づき開示される情報は、「法令等の規定」により開示請求者が知ることとなる情報となる。
- 2 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることをいうが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものでなく、事実上の慣習として、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されていることをいうものである。
- 3 「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報の具体例としては、請求者の家族構成に関する情報（配偶者や子の名前や年齢等）などが考えられる。
- 4 「知ることが予定されている」とは、実際には知られていないが、将来的には知られることが予定されていることをいう。

「予定」とは、将来知られることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知られるべきものと考えられるものである。

「ただし書ロ」について

- 1 人の生命、健康などの基本的な権利利益を保護することは、県の基本的な責務である。したがって、個人情報についても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、当該情報を開示する必要性が認められるものについては、当該情報を開示しなければならないものである。
- 2 不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示

しなければならない。

- 3 本ただし書該当性の判断は、個別具体的かつ客観的に行うものであるが、該当するとして開示する旨の決定をしようとする場合には、第26条第2項及び第3項の規定により、第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならないものである。

「ただし書ハ」について

- 1 「公務員等」とは、広く公務等の遂行を担当する者をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については適用される。
- 2 「当該情報その職務の遂行に係る情報であるとき」とは、公務員等が県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の一員として、その担任する事務を遂行する場合における当該活動についての情報であるときをいう。

例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務として会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報が含まれる。

また、本ただし書は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等や職員の所得情報、家族状況等の情報は職員の個人情報として保護されるものであり、対象とはならない。

- 3 本ただし書は公務員等の「職」、「氏名」及び「職務遂行の内容」について開示するものとしているものであるが、これらを含む情報が上記1のとおり「職務の遂行に係る情報」であるときに開示される。

なお、警察職員であって規則で定めるもの（警部補以下の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察官以外の警察職員）の氏名については、警察職員の職務の特殊性から本ただし書により開示される情報から除かれるものである。（千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則）

「ただし書ニ」について

- 1 「その他開示することにより当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがない情報」とは、本条ただし書イ、ロ及びハに該当しない情報であり、かつ、開示することによって個人の生命、身体、財産その他の利益を侵害するおそれがないことが、開示請求者と開示請求者以外の個人の関係や個人情報の内容等から客観的に判断できることをいうものである。したがって、一般的には、個人情報を他人に明らかにすることは不利益であると考えられることから不開示とすることとなるが、例えば、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者がすでに知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通にする立場にある場合には、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することはなく、当該情報は開示されるものである。
- 2 本ただし書該当性の判断は、個別具体的かつ客観的に行うものであるが、該当するとして開示する

旨の決定をしようとする場合には、第 26 条第 2 項及び第 3 項の規定により、第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならないものである。

第3号 法人等情報

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、法人等及び事業を営む個人の正当な権利利益が害されることのないよう、不開示とする法人等情報の要件を定めたものである。

【解釈及び運用】

本号本文関係

1 「法人」とは、株式会社等の会社法上の会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法律により設立された法人をいう。

「その他の団体」とは、商店会、消費者団体、自治会等の法人格を有しないが規約等を有し、代表者の定めのある団体（いわゆる権利能力なき社団等）をいう。

2 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

3 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得など、事業活動に関する一切の情報をいい、営利を目的とするか否かを問わない。

なお、事業を営む個人であっても、当該事業とは直接関わりのない個人情報（例えば、事業を営む個人の家族構成・経歴、事業と区別される個人の財産・所得等）については、本条第2号（個人情報）で判断するものである。

本号イ関係

1 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利の一切をいう。

2 「競争上の地位その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等の法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位及び事業運営上の地位も広く含むものである。

3 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性や当該法人等又は事業を営む個人と県との関係等を十分考慮しなければならない。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

そして、その判断が困難なものについては、第26条第1項の規定により、当該法人等又は事業を営む個人に意見書を提出する機会を付与するなど、事前に十分な調査を行い、客観的に判断するものとする。

- 4 次のような情報は、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当せず、開示しなければならないものである。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報（閲覧を当事者又は利害関係者のみに認めているものは含まない。）

イ 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で、公表を目的としているもの

ウ 法人等又は事業を営む個人がPR等のために自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報

エ 事業上の秘密に属する情報であっても、統計のように素材が処理、加工され、結果として個々の法人等が識別できなくなっているもの

本号口関係

本号口は、法人等又は事業を営む個人から開示しないと条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なもの認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

- 1 「実施機関の要請を受けて」とは、実施機関の報告徴収権限の有無に関わらず、実施機関が権限を行使せず任意に提供を求めた場合をいい、原則として、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。
- 2 「公にしないとの条件」とは、本条例に基づく開示請求に対して開示しないこと及び第三者に対して当該情報を提供しないとの実施機関と提供する側との合意をいい、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件もこれに含まれる。また、「条件」は、実施機関側、提供する側いずれの側の申し入れであるかを問わない。
- 3 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見取りをいう。
- 4 「当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的である」かどうかの判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断することとなるが、必要に応じて、その後の変化も考慮するものである。

本文ただし書関係

- 1 人の生命、健康などの基本的な権利利益を保護することは、県の基本的な責務である。したがって、法人等又は事業を営む個人に関する情報についても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、当該情報を開示する必要が認められるものについては、当該情報を開示しなければならないものである。

- 2 本ただし書該当性の判断は、個別具体的かつ客観的に行うものであるが、該当するとして開示する旨の決定をしようとする場合には、第26条第2項及び第3項の規定により、第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならないものである。

第4号 犯罪予防等情報

- (4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に遂行し、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずることのないよう、不開示とする犯罪予防等情報の要件を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。
- 2 「犯罪の予防」とは、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。
- 3 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後に於いて、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。
- 4 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。
- 5 「公訴の維持」とは、公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証・公判準備などの活動をいう。
- 6 「刑の執行」とは、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に含まれる。
- 7 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心とした活動をいう。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜査・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続きに準ずるものと考えられる調査活動等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続等に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等人の安全、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者の留置等に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

なお、風俗営業等の許可、感染症の予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない情報については、本号ではなく、第6号の規定により開示・不開示が判断されることとなる。

- 8 本号にいう「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公

共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、開示することにより支障を及ぼすおそれについて「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」場合には、不開示となるものである。なお、このような実施機関の第一次的な判断は、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

第5号 審議、検討等情報

- (5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、県の機関等の内部又は相互間における審議、検討、協議が円滑に行われることを確保するため、不開示とする審議、検討等情報の要件を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関も含む。
- 2 「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、
 - (1) 県の機関の内部
 - (2) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部
 - (3) 県の機関の相互間
 - (4) 県の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間
 - (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間をいう。
- 3 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、最終的な意思決定に至るまでの過程において行われる自由討議、協議、打合せ、説明、検討等に関連して作成され、又は取得された情報をいう。
- 4 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることをいう。これは、適正な意思決定手続きを確保しようとする趣旨である。
- 5 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることをいう。これは、情報が開示されることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- 6 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすことをいう。これは、事務又は事業の公正な執行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- 7 予想される支障が「不当」なものかどうかは、当該情報の性質に照らし、その支障の有無、程度等

を客観的に検討して判断することが必要である。

8 運用上の留意点

審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

しかし、当該意思決定後であっても、当該情報を開示しようとする場合には、開示することにより、当該意思決定に引き続く政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。また、開示することにより、なお、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるかどうか、将来予定されている同種の審議検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるかどうかの検討が必要であることに留意するものである。

第6号 事務事業情報

- (6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 指導、相談、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ
 - ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ヘ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものである。

【解釈及び運用】

本号柱書関係

本号は、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的なものをイからへまで例示的に掲げ、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について

- 1 本号イからへまでに掲げた事務又は事業の外にも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得るものである。
- 2 「当該事務又は事業の性質上」とは、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについての判断に当たり、当該事務又は事業の目的やその目的達成のための手法等に照らすという趣旨である。
- 3 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、事

務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、その支障の有無、程度等を客観的に検討して判断することが必要である。

本号イ関係

- 1 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況等の正否を調べるとをいう。
- 2 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べるとをいう。
- 3 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。
- 4 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
- 5 「租税」には、国税及び地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が租税その他の収入金を取ることをいう。
- 6 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に開示することにより、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握を困難にし、又は行政客体における法律違反行為若しくは妥当性を欠く行為を助長させるなどのおそれをいう。これは、正確な事実を把握し、その事実に基づく適正な評価、判断、決定等を確保する趣旨である。

本号ロ関係

- 1 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- 2 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- 3 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。
- 4 「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる1～3の事務又は事業において、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれをいう。これは、このような事務又は事業は、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する趣旨である。

本号ハ関係

- 1 「指導」とは、学力、能力、技術等の向上又は健康状態若しくは生活状態の改善のために行う教育や指示に係る事務事業であって、性格、行動、学習態度等に関する評価又は判断を伴うものをいう。
- 2 「相談」とは、生活、健康等に関する照会を受け、それに対して行う対処方法の回答等に係る事

務事業であって、評価又は判断を伴うものをいう。

- 3 「評価」とは、学業成績、内申書、功績、勤務評定等に関する事務事業であって、評価又は判断を伴うものをいう。
- 4 「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査等に基づいて、特定の職業、地位等に就く適任者の選定に係る事務事業であって、選考に必要な調査の結果に関する評価又は判断を伴うものをいう。
- 5 「判定」とは、知識、能力、資力、技術等についての検査、審査、試験等に関する事務事業であって、評価又は判断を伴うものをいう。
- 6 「診断」とは、病院、診療所又は助産所等において行われる診察、治療などの一連の行為に係る事務事業であって、患者等の健康状態に関する評価又は判断を伴うものをいう。
- 7 「当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、事務の性質上、それらに関する情報を開示すれば、事務の目的にそった成果が得られず、実施する意味を喪失し、又事務の適正な執行が阻害され若しくはその可能性があるおそれをいう。

具体的な例としては、

- ・精神障害関係記録
- ・生活保護ケース個人における担当者の意見、今後の方針等
- ・選考等における面接者の心証等

などが考えられる。

本号ニ関係

- 1 「調査研究」とは、ある事柄を調べ、真理を探究することをいう。
- 2 「その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」とは、①調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれ、②試行錯誤の段階のものについて、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれをいう。これは、調査研究の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるため、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにする趣旨である。

本号ホ関係

- 1 「人事管理」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関することをいう。
- 2 「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」とは、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれなどをいう。これは、人事管理に係る事務について、組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で、当該組織の独自性を確保する趣旨である。

本号へ関係

- 1 「県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人」とは、地方公営企業法第2条の適用を受ける企業又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等若しくは地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 2 「その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」の判断に当たっては、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断しなければならない。これは、県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する趣旨である。

第7号 代理人による請求に係る本人情報

(7) 第15条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）が本人に代わって行う開示請求に係る情報であって、開示することにより本人の権利利益を害するおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、法定代理人（特定個人情報の場合は、代理人）による請求があった場合に、本人と、開示請求をした当該法定代理人（特定個人情報の場合は、代理人）との間で権利利益が相反する場合、本人の個人情報を当該法定代理人（特定個人情報の場合は、代理人）に開示すると本人の権利利益を害することになりかねないことに鑑み、そのような場合にあっては法定代理人（特定個人情報の場合は、代理人）の請求に係る本人の情報について不開示としたものである。

「開示することにより本人の権利利益を害するおそれがある」とは、法定代理人（特定個人情報の場合は、代理人）と本人の利益が相反している場合をいう。

具体的な例としては、

- ・未成年者等が法定代理人から虐待を受けている場合
- ・法定代理人が未成年者等に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合

などが考えられる。

なお、本人が開示に同意している場合であっても、本人と法定代理人（特定個人情報の場合は、代理人）の利益が相反することがあるので注意を要する。

第18条 部分開示

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条第1項は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。

第2項は、開示請求に係る個人情報に開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（不開示情報）が含まれている場合に、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分を除くことによる部分開示について定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係 不開示情報が含まれている場合の部分開示

1 個人情報の開示請求に対しては、原則開示の精神に照らし、当該個人情報を記録する行政文書に部分的に不開示情報が記録されている場合には、当該行政文書全部の開示を拒むものではなく、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、それ以外の部分を開示しなければならないという趣旨である。

2 「容易に区分して除くことができる」とは、不開示情報が記録されている部分を、容易に当該部分の内容が分からないようにマスキング等を施し、個人情報が記録された行政文書から物理的に除くことができることをいい、個人情報が記録された行政文書のどの部分に不開示情報が記録されているかという記録部分の区分が困難な場合、区分は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合には、部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

したがって、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に区分できない場合や、容易に区分できる場合であっても、不開示情報が記録されている部分を容易に除くことができないとき（電磁的記録の中には、このように、区分することが容易でも除くことが技術的に困難なものがあり得る。）は、個人情報の全部を開示しない旨の決定を行うこととなる。

3 「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味する。

4 「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行うことをいう。

第2項関係 個人識別性の除去による部分開示

特定の個人を識別することができる情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

このため、第1項の規定だけでは、特定の個人を識別することができる情報については全体として不開示となることから、個人を識別させる氏名等の部分を削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、特定の個人を識別することができる情報についての特例を定めたものである。

- 1 「開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名、住所等の特定の個人を識別させる部分を除くことにより、開示しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。（カルテ、反省文などの個人の健康状態、個人の人格と密接に関わる情報や、個人の未発表の研究論文などの情報は、個人を識別させる部分を除いたとしても、開示するとなお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。）
- 2 「同号の情報に含まれないものとみなして」とは、特定の個人を識別させる部分を除くことにより、開示しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、個人を識別させる部分を除いた部分は、第17条第2号に規定する個人情報には含まれないものとみなす趣旨である。したがって、この場合においては、個人を識別させる部分を除いた部分については、同号以外の不開示条項に該当しない限り開示しなければならない。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第3-4

第19条 裁量的開示

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報（第17条第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれていても、個々の事例における特殊な事情によっては、実施機関の判断により、裁量的に当該個人情報を開示する余地を与えたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、第17条各号の不開示情報の規定に該当する情報ではあるが、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することに、当該各号の不開示情報の規定により保護すべき利益を上回る個人の権利利益を保護する必要性が特に認められる場合をいう。
- 2 「第17条第1号に該当する情報を除く」とは、法令等で開示することが禁じられたものであり、裁量的開示の余地がなく、これを本号の対象から除くことを確認的に規定したものである。
- 3 本条により、不開示情報に該当する個人情報を開示する旨の決定をしようとする場合には、第26条第2項及び第3項の規定により、第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならないものである。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第3－4

第 20 条 個人情報の存否に関する情報

第 20 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、実施機関が、一定の場合に、個人情報の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることについて定めたものである。

【解釈及び運用】

1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る個人情報が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

例えば、次のような開示請求があった場合には、当該開示請求を拒否することとなる。

- ・表彰候補者リスト
- ・犯罪の内偵調査に関する個人情報

2 存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、個人情報が存在する場合のみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該個人情報の存在を類推させることになる。

3 なお、本条の適用に当たっては、請求者の権利を不当に侵害することのないように厳正な運用が求められる。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 3 - 4

第 21 条 開示請求に対する措置

第 21 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を当該書面に記載しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関は、開示請求に対して、全部開示、部分開示又は不開示の決定をし、その旨を書面により請求者に通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係 全部又は一部を開示する旨の決定

- 1 「開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するとき」とは、開示請求に係る個人情報の全部を開示する場合と、開示請求に係る個人情報の一部について開示し、その他の部分については開示しない場合（部分開示決定）をいう。
- 2 「その旨の決定」とは、全部を開示する決定か一部を開示する決定かの別（一部を開示する決定の場合には、開示する部分と開示しない部分との区別）を明らかにして行わなければならない。
- 3 「その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知し」とは、実施機関の規則等で定める通知書様式により、必要事項を記載して通知することをいう。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第 8 条）

第 2 項関係 全部を開示しない旨の決定

- 1 「開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）」とは、開示請求に係る個人情報について、そのすべてを開示しない場合（開示請求に係る複数の個人情報のうち一部についてのみ決定を行う場合であって、当該決定に係る個人情報のすべてを開示しないときを含む。）をいい、具体的には、次のとおりである。
 - (1) 開示請求に係る個人情報の全部が不開示情報に該当するため、すべて不開示とする場合（不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
 - (2) 第 20 条（個人情報の存否に関する情報）の規定により開示請求を拒否する場合
 - (3) 開示請求に係る個人情報を当該実施機関が保有していない場合

- (4) 第2条第3号ただし書に規定する適用除外文書についての請求である場合
 - (5) 権利の濫用に当たる請求として、開示請求を拒否する場合
 - (6) 第16条第3項の規定により開示請求書の補正を開示請求者に求めたにもかかわらず、不備が補正されない場合
 - (7) 第51条の規定によりこの条例による開示を行わない場合又は第52条の規定によりこの条例を適用しない場合
- 2 「その旨を書面により通知しなければならない」とは、実施機関の規則等で定める通知書様式により、必要事項を記載して通知することをいう。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第8条）

第3項関係 部分開示決定及び不開示決定の場合の記載事項

- 1 「その理由を前各項に規定する書面に記載」するに当たっては、次に留意するものとする。
- (1) 本項における個人情報の開示をしない理由の記載は、実施機関の合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることにある。
理由の記載は、適法に不開示決定及び部分開示決定をするための要件である。したがって、理由を記載していない場合又は記載された理由が不明確な場合の決定は、瑕疵ある処分とみなされる場合もあるので、その適用の基礎となった事実関係を踏まえて、不開示情報が明らかにならない程度でできる限り具体的に記載しなければならない。
 - (2) 第17条各号の規定に該当することを理由とする場合
単に第17条各号の不開示条項のいずれかに該当することを明らかにするだけではなく、事案の内容に応じて、どの部分（情報）がどの不開示条項に該当するのか、及び具体的な不開示の理由を明らかにする必要がある。また、複数の不開示条項に該当する場合には、そのすべてについて記載するものとする。
 - (3) 第20条（個人情報の存否に関する情報）の規定により開示請求を拒否することを理由とする場合
開示請求に係る個人情報が仮に存在するとした場合に適用することとなる不開示条項を示し、当該個人情報の存在を明らかにすることがなぜ不開示情報を開示することになるのかを示さなければならない。
 - (4) 開示請求に係る個人情報を保有していないことを理由とする場合
「作成・受領していない」、「保存期間が満了し廃棄」等、保有していない理由を具体的に明らかにしなければならない。
 - (5) 上記(3)以外の理由により開示請求を拒否する場合
請求を拒否する根拠となる条項を示し、事案の内容に応じて、請求を拒否する理由を具体的に説明しなければならない。
- 2 「当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができる」とは、当該理由が消滅する期日が確定している場合（おおむね1年程度）をいい、到来することが確実であってもその期日が不確

定なものはこれに該当しない。

なお、この期日の明示については、開示請求に係る個人情報を当該期日に開示するという決定ではないため、開示請求者がなお開示を希望する場合には、その期日の経過後に、改めて個人情報の開示請求を行う必要がある。

運用上の留意点

- 1 開示請求に対する決定を行う機関（者）は、各実施機関において定めるところによる。例えば、知事部局にあつては、当該決定は、千葉県事務決裁規程により、本庁においては個人情報が記載された行政文書を保有する各課の長が、出先機関においては個人情報が記載された行政文書を保有する各出先機関の長が、それぞれ専決することとなる（同規程第 25 条の規定により専決できない事項があることに留意すること。）。
- 2 千葉県行政文書管理規則第 12 条第 3 項の規定により政策法務課長が引き継いで保存する簿冊等に整理された行政文書の開示決定等については、文書管理責任者である各課の長が専決することとなる。
- 3 千葉県行政文書管理規則第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により文書館に移管された簿冊等に含まれる文書については、第 2 条第 3 号ロの規定により、行政文書から除かれることとなる。
- 4 本条第 3 項後段に該当する場合、実施機関は、併せて廃棄予定年月日を開示請求者に示すものとする。また、不開示理由の消滅する期日までに保存期間が満了する行政文書を含む簿冊等については、その消滅する期日が属する年度の翌年度の 4 月 1 日から更に 1 年間保存期間の延長の措置をとり、新たな廃棄予定年月日を開示請求者に示すものとする。
- 5 開示請求に対する決定の事務処理については、実施機関の定める事務取扱要綱によるものとする。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 3 - 4

第 22 条 開示決定等の期限

第 22 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から 15 日以内にしなければならない。ただし、第 16 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等を行うべき原則的期限及び延長可能な期間を定めたものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係 開示決定等を行うべき原則的期限

本項の規定により、実施機関は、個人情報の開示請求があった日から 15 日以内に当該個人情報の開示決定等を行わなければならない。

1 「開示請求があった日」とは、総合窓口及び各出先機関窓口において自己情報開示請求書を受け付けた日をいう。

2 開示決定等の期間は、開示請求があった日の翌日から起算する。

なお、当該決定等の期間の満了日が休日（千葉県休日の関係する条例第 1 条に規定する休日（ただし、開庁日を除く。）をいう。）に当たるときは、当該休日後において最も近い休日でない日が満了日となる。

3 「補正に要した日数」とは、実施機関が第 16 条第 3 項の規定により補正を求めてから、開示請求者が、自己情報開示請求書とその求めに応じて補正するまでの期間をいう。

この場合、形式上の不備がある開示請求書であっても、補正を求めるまでの期間は、期間計算に含まれるが、開示請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、補正がされないことが明確になったのであるから、その時点以降は補正に要する日数には当たらないものである。

第 2 項関係 延長可能な期間

1 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」とは、実施機関が、決定期間内に開示決定等をするよう誠実に努力しても、当該期間内に開示決定等をするできない次のような場合をいう。

(1) 大量の行政文書の開示請求があり、当該請求に係る行政文書のすべてについて期間内に開示するかどうかの判断をすることが困難な場合

(2) 一度に多くの種類の行政文書の開示請求があり、当該請求に係る行政文書を短期間に検索することができない場合、又は開示請求された行政文書の内容が複雑で期間内に開示決定等をするのが困難な場合

(3) 開示請求に係る行政文書に県以外のものに関する情報が記録されているため、当該情報に係る県

以外のものに対し意見書提出の機会を付与するなどの必要がある場合

- (4) 天災等予測し難い突発的な事由により業務に支障を来し、開示決定等を行うことが困難な場合
- (5) 年末年始又は祝日等が重なり執務できない場合
- (6) その他の合理的な理由により、期間内に開示決定等を行うことが困難な場合

2 「同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる」とは、第1項の期間と本項の期間とを合わせて、開示請求があった日から45日以内に処理すればよいという趣旨である。しかし、本項による延長期間は必要最小限のものでなければならず、また、延長の事由が消滅したときは、直ちに開示決定等を行しなければならない。

3 「延長後の期間及び延長の理由を書面により通知し」とは、実施機関の規則等で定める通知書様式により、延長後の期間及び延長理由を記載して通知することをいう。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第9条）

4 運用上の留意点

総合窓口で開示請求書を受け付けた場合には、受け付けた日の翌日が起算日となるものであり、当該開示請求に係る個人情報を保有している本庁の課・局・室等又は各出先機関に総合窓口から自己情報開示請求書が届いた日の翌日が起算日となるものではない。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第3-4

第 23 条 開示決定等の期限の特例

第 23 条 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から 45 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

【趣旨】

- 1 本条は、著しく大量の個人情報の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めたものである。
- 2 本条は、開示請求の処理と他の事務又は事業の遂行との適切な調和を図るものである。

【解釈及び運用】

- 1 「開示請求に係る個人情報著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る個人情報の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断されるものである。
- 2 「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の事務に容認できない程度の遅滞を来すことをいう。
- 3 「相当の部分」とは、実施機関が通常 45 日以内に処理することができる分量であり、かつ、ある程度のまとまりのある部分をいう。
- 4 「相当の期間」とは、残りの個人情報について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。
- 5 「同条第 1 項に規定する期間」とは、開示請求があった日から 15 日間（補正に要した期間を除く。）をいう。
- 6 「開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知し」とは、実施機関の規則等で定める通知書様式により、「この条を適用する旨及びその理由」及び「残りの個人情報について開示決定等をする期限」を記載して通知することをいう。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第 10 条）

なお、当該通知は、第 22 条第 1 項の期間内（15 日以内）に、開示請求者に通知するものとする。

- 7 「この条を適用する旨及びその理由」は、開示請求に係る個人情報著しく大量であること、開示請求があった日から 45 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことが、通常の事務の遂行に著しい支障を及ぼすことをできるだけ具体的に示すものとする。

8 「残りの個人情報について開示決定等をする期限」とは、最終的に当該開示請求に係るすべての個人情報についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限をいう。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第3-4

第 24 条 議会の開示決定等の期限の特例

第 24 条 実施機関のうち議会が開示決定等をする場合において、第 22 条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、任期満了、議会の解散その他の事由により議会の議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

【趣旨】

本条は、実施機関が議会である場合において、議長及び副議長がともに欠けているときの開示決定等をなすべき期間の特例を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 開示決定等は、第 22 条第 1 項の規定により開示請求があった日の翌日から起算して 15 日以内になければならず、また、同条第 2 項の規定により、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等の期間を 30 日以内に限り延長することができることとしている。しかし、議員の任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けることとなった場合には、開示決定等の意思決定ができないことから、開示決定等を行うべき期間については、議長及び副議長がともに欠けている期間は算入しないこととしたものである。

2 運用上の留意点

開示請求時に、議会の議長及び副議長がともに欠けている場合は、開示請求者に対し本条が適用される旨を説明した上で請求を受けるものとし、開示請求後、開示決定等をする前に議長及び副議長がともに欠けた場合、実施機関において速やかに開示請求者に対し、本条が適用される旨を通知するものとする。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 3 - 4

第 25 条 開示請求に係る事案の移送

第 25 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項及び第 39 条から第 42 条までにおいて同じ。）が他の実施機関から提供されたものであるときその他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送した実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 21 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、他の実施機関への開示請求事案の移送について、要件及び手続を定めるものである。（情報提供等記録に係る移送を除く。情報提供ネットワークシステム上の情報提供等記録について移送の必要性がないことによる。）

【解釈及び運用】

第 1 項関係 移送の協議

- 1 「他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由」とは、開示請求に係る個人情報に他の実施機関の事務又は事業に密接に関連する情報が記録されており、他の実施機関に判断を委ねた方が迅速かつ適切な処理ができる等の合理的な理由をいう。
- 2 「当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送する」とは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、実施機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行うこととなる。
- 3 「事案を移送した旨を書面により通知し」とは、実施機関の規則等で定める通知書様式により、必要事項を記載して通知することをいう。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第 11 条）

第 2 項関係 開示決定等

- 1 「移送前にした行為」とは、第 16 条第 3 項の規定により補正を求めた場合など本条例に基づき移送前にした行為すべてをいい、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送後においては移送を受けた実施機関の行為とみなされる。

なお、移送を受けた実施機関は、原則として、移送をした実施機関が開示請求があった日の翌日から

起算して15日以内に開示決定等をしなければならないことに特に留意する必要がある。

第3項関係 開示の実施

- 1 「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない」としているのは、移送を受けた実施機関が開示請求に係る個人情報を保有していない場合があること等を想定し、そのような場合には、移送をした実施機関は、移送を受けた実施機関に当該個人情報が記録された行政文書を貸与する等開示の実施に必要な協力をすべきことを義務付けたものである。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第3-5

第 26 条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

第 26 条 開示請求に係る個人情報に県及び開示請求者以外のものに関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る県及び開示請求者以外のものに対し、当該県及び開示請求者以外のものに関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第 47 条第 2 項及び第 48 条において「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 17 条第 2 号ロ若しくはニ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 当該第三者に関する情報が含まれている個人情報を第 19 条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前各項の規定により意見書の提出の機会を与えられたものが当該意見書の提出の機会を与えられたものに関する情報の開示に反対の意見を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出したものに対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る個人情報に県及び開示請求者以外のものに関する情報が含まれる場合には、これを開示することにより、当該県及び開示請求者以外のものに不利益を与えることも考えられることから、その権利利益を保護するために、意見書提出の機会の付与等の措置について定めたものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係 任意的意見聴取

本項は、実施機関が開示請求に対する措置を行うに当たって、よりの確な判断を行うため、県及び開示請求者以外のものに対し意見書を提出する機会を付与することができる旨を定めたものである。

- 1 「県及び開示請求者以外のもの」とは、千葉県及び開示請求者を除く、個人、法人その他の団体をいう。
- 2 「県及び開示請求者以外のものに関する情報」とは、県及び開示請求者以外のものが識別できる情報に限らず、県及び開示請求者以外のものに何らかの関連性を有する情報も含まれる。
- 3 「実施機関が定める事項」とは、実施機関の規則等で定めるところであり、次に掲げる事項をいう。

- ア 開示請求の年月日
- イ 開示請求に係る個人情報に含まれる当該県以外のものに関する情報の内容
- ウ 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

第2項関係 義務的意見聴取

本項は、第三者（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの）に関する情報が含まれる個人情報を個人の権利利益の保護の必要性により開示しようとする場合には、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書を提出する機会を付与しなければならない旨を定めたものである。

- 1 「次の各号のいずれかに該当するとき」とは、開示しようとする個人情報に含まれる第三者に関する情報が、次のいずれかに該当するときをいう。
 - ア 個人情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示することが必要と認められるとき（第17条第2号ロ）。
 - イ 個人情報ではあるが、第17条第2号イ、ロ及びハに該当しない情報であり、かつ、開示請求者と開示請求者以外の個人の関係や個人情報の内容等から開示することによって、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき（第17条第2号ニ）。
 - ウ 法人等情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示することが必要と認められるとき（第17条第3号ただし書）。
 - エ 不開示情報ではあるが、個人の権利利益を保護するため、特に開示する必要があると認められるとき（第19条）。
- 2 「その他実施機関が定める事項を書面により通知し」とは、実施機関の規則等で定める通知書様式により、次に掲げる事項等を記載して通知することをいう。
 - ア 開示請求の年月日
 - イ 条例第26条第2項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
 - ウ 開示請求に係る当該第三者の情報の内容
 - エ 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」とは、実施機関が第三者の所在について合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合には、意見書を提出する機会を付与しなくともよい趣旨である。

第3項関係 反対意見書を提出した場合の手続

本項は、前2項の規定により反対意見書を提出したものに対し、開示決定に対する審査請求又は訴訟を提起する機会を確保するため、実施機関は、開示決定の日と開示を実施する日との間に一定期間を置き、かつ開示決定をした旨等を通知しなければならないことを定めたものである。

- 1 「開示に反対の意思を表示した意見書」とは、意見書において開示を望まない意思が明らかであれば足りるものである。
- 2 「開示決定をするとき」とは、反対意見書を提出したものに関する情報のうち反対の意思を表示した部分を

開示することとなる決定をする場合をいう。

- 3 「少なくとも2週間」とは、反対意見書を提出したものが審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として設けたものであり、個別の事案に応じ、2週間以上の期間を置くことも可能であるが、反対意見書を提出したものの利益と開示請求者の迅速な開示への期待とを比較衡量する必要がある。
- 4 「書面により通知し」とは、実施機関の規則等で定める通知書様式により、必要事項を記載して通知することをいう。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第3-6

第 27 条 開示の実施

第 27 条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定の通知を受けた者は、実施機関の定めるところにより、当該開示決定に係る開示を受ける場合には、自己が当該開示決定に係る個人情報の本人又はその法定代理人（特定個人情報にあつては、代理人）であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 開示決定の通知を受けた者が、第 1 項の規定による開示を、写しの交付により受ける場合であつて当該写しの送付を希望するとき又は実施機関が定める方法により受ける場合であつて当該方法によるものの送付（送付により行うことができる場合に限る。）を希望するときは、実施機関の定めるところにより、実施機関にその旨を申し出なければならない。この場合において、当該送付を希望する者のうち前項の規定による提出又は提示をする必要がない者として実施機関が定める者については、同項の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、個人情報の開示について、その実施の方法を定めたものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係

1 個人情報の記録された行政文書の形態に応じた開示の方法は、次のとおりである。

(1) 文書又は図画

閲覧又は写しの交付（マイクロフィルムは、マイクロプリンターにより複写したものをもって閲覧又は写しの交付の対象とする。）

(2) 電磁的記録

電磁的記録の開示方法については、専用機器の普及状況等、技術的・専門的な観点から検討が必要であり、実施機関が規則等で定める方法により行うこととした。具体的には次のとおりである。ただし、プログラムを用いて行う必要があるものについては実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。

ア 録音テープ、ビデオテープ等の音声又は映像が記録されたものについては、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

イ ア以外の電磁的記録については、原則として、当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付（当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。）

- 2 個人情報の開示を写し等（次に掲げるものをいう。）の交付の方法により希望する者は、写し等の交付申請書を実施機関に提出しなければならない。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第15条）
 - (1) 上記1(1)に掲げる写し
 - (2) 上記1(2)アに掲げる電磁的記録を専用機器により複写したもの
 - (3) 上記1(2)イに掲げる電磁的記録を用紙に出力したもの（当該電磁的記録を専用機器により複写したもの）
- 3 「当該個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるとき」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。
 - (1) 個人情報が記録され、しばしば開示請求されることが予想される行政文書、又は長期保存文書とされている行政文書等であって、原本を開示することが行政文書の汚損、破損につながるおそれがある場合
 - (2) 当該個人情報が記録されている行政文書の一部を開示する場合、又は当該個人情報が記録されている台帳等であって日常業務に使用している行政文書を開示する場合で、原本を開示することにより事務又は事業に支障を及ぼすおそれがあるとき

第2項関係 本人等であることの証明

本項は、個人情報を他人に開示してしまうことがないように、開示を受けようとする者が本人であること又は法定代理人（特定個人情報の場合は、代理人）であることを確認する手続きを設けることとしたものであり、開示請求者に対する本人等の確認は、開示請求時のそれと同様に行わなければならないとしたものである。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第17条）

- 1 「実施機関の定めるところにより、当該開示決定に係る開示を受ける」とは、本条第3項の規定により、写し等の送付により開示を受ける場合を除き、自己情報開示決定通知書又は自己情報部分開示決定通知書（以下「開示決定書等」という。）を開示決定書等に記載された開示の日時及び場所に持参することにより、個人情報の開示を受けることをいう。
- 2 「開示決定に係る個人情報の本人又はその法定代理人（特定個人情報にあつては、代理人）であることを証明するために必要な書類」とは、「運転免許証」、「旅券」、「個人番号カード」等と、法定代理人の資格を証明する書類として「戸籍謄本」、委任による代理人の資格を証明する書類として「委任状」等が考えられる。

第3項関係 写しの送付

本項は、第21条第1項の規定により個人情報を開示する旨の決定をし、当該個人情報の開示を写し等の交付により行う場合でかつ開示請求者が写し等の送付を求めたときの手続きを規定したものである。

- 1 「送付」とは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者による同条第2項に規定する信書便を利用して、信書を送達することをいう。

- 2 「実施機関が定める方法」とは、上記第1項関係の2(2)及び(3)を交付することをいう。
- 3 「実施機関の定めるところ」とは、写し等の送付を希望する旨記載した写し等の交付申請書を実施機関に提出し、かつ、写し等の供与に要する費用の納付及び当該写し等の送付に要する郵便切手等を送付することをいう。
- 4 「実施機関が定める者」とは、自己情報開示請求書に記載した住所及び氏名と、写し等の交付申請書に記載された住所及び氏名に変更がない者とする。
- 5 本項の規定により、写し等の送付をする場合の送付先は、当該送付を希望する者の住所である。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第3-7

第 28 条 開示請求及び開示の特例

第 28 条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、当該開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定をしないで、直ちに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第 1 項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。

3 第 16 条第 2 項及び前条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による口頭による開示請求について準用する。

【趣旨】

本条は、自己情報の開示に当たり、その内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものについては、開示請求者の負担軽減を図るとともに事務の効率的な運用を図るため、第 16 条第 1 項の規定によらず、口頭による請求ができることとしたものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係 開示の請求の特例

本項は、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、口頭による開示の請求を認めることとしたものである。

1 「あらかじめ定めた個人情報」とは、次の要件を満たす個人情報の中から定めたものとする。

ア 本人の開示に対する需要の高いもの

イ 開示について特に即時性が要求されるもの

ウ 情報の記録形態が定型的で、開示に関する判断をあらかじめ一律に行っておくことになじむもの

エ 実務上、即時の開示に対応することが可能なもの

なお、この定めた内容については、告示することとされている。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第 20 条）

現在告示されている項目については、「千葉県個人情報保護条例第 28 条第 1 項の規定により口頭による開示請求を行うことができる個人情報」を参照のこと。

2 「口頭により行うことができる。」とは、開示請求書の提出によらず、口頭で開示を求めることができることを定めたものである。

第 2 項関係 開示の特例

本項は、第 1 項の規定により口頭により開示請求がなされた場合には、実施機関があらかじめ定めた方法により即時開示することを定めたものである。

1 「開示をするかどうかの決定をしないで」とは、本条に基づく開示請求に係る個人情報については、あらかじめ一律に開示するか否かの判断はなされているので、開示するかどうかの決定を行わず、即時開示するものである。

2 「開示は実施機関が別に定める方法により行う」とは、本条による個人情報の開示は、その判断、手続を一律に行うことで開示手続の効率化を図るものであるから、開示の方法についてもあらかじめ定められた方法のみで行うものである。

第3項関係 本人等であることの証明

本人等の確認は、第16条第2項及び第27条第2項と同様に行う必要がある。

すなわち、口頭による開示請求及びその開示は、書面による通常の開示請求の特例であることから、本人等であることの証明は通常の開示請求と同様にすべきことを明らかにしたものである。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第3-8

第 29 条 費用負担

第 29 条 開示請求をして文書又は図画の写しその他物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。ただし、特定個人情報の開示を行う場合であって、経済的困難その他特別の理由があると実施機関が認めるときは、当該実施機関は、当該費用の全部又は一部を徴収しないことができる。

【趣旨】

本条は、文書、図画の写しの交付に要する費用又は電磁的記録を用紙に出力したもの若しくは別の媒体に複写したものの交付に要する費用については開示請求者が負担しなければならないとの原則を定めたものである。

もともと、特定個人情報の開示を行う場合については、経済的困難等の理由により当該費用を納付する資力がないと実施機関が認めるときは、当該費用の全部又は一部を徴収しないことができることとしたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「その他物品の供与」とは、電磁的記録を用紙に出力したものの交付のほか、電磁的記録を別の媒体に複写して交付する場合の録音テープ、ビデオテープ、フロッピーディスクなどの供与をいう。
- 2 「供与に要する費用」とは、交付する文書、図画の写しその他物品の作成に要する費用をいう。
- 3 「経済的困難その他特別の理由がある」とは、開示請求のあった特定個人情報に係る本人（法定代理人又は本人の委任による代理人が開示請求した場合は、開示請求をした代理人ではなく、特定個人情報の本人をいう。）が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていること等をいう。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 3－7

第30条 訂正請求権

第30条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第15条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

【趣旨】

本条は、自己の個人情報が正確でない場合における誤った行政処分その他の行政行為がなされるおそれ、その他の本人の不安感に適切に対応するため、開示を受けたところの自己の個人情報に事実の誤りがあると確認したときは、その訂正の請求をすることができるよう、権利として定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係 訂正の請求

本項は、開示を受けた個人情報が事実と合致していないときは、開示を受けた者が、自己の個人情報について訂正を請求できることを明らかにしたものである。

1 「開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報」とは、訂正請求の対象となる個人情報は、この条例に基づく開示決定（部分開示の決定も含む。）を受けた個人情報に限るという趣旨である。

また、この条例に基づく開示決定ではなく、他の法令等の規定により開示を受けた個人情報についても、第51条第3項の規定により開示を受けたものとみなされるので、本項の訂正請求の対象となる。

なお、法定代理人が開示を受けた場合であっても、当該個人情報の本人は訂正請求をすることができるものとする。

2 「事実」とは、氏名、住所、年齢、性別、生年月日、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等の事実をいう。これらの情報は、その性質上客観的な正誤の判定に適するものであることから、「事実」に限って訂正請求権を認めることとした。

3 「誤り」とは、当該個人情報を取り扱っている事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容、当該事務における位置付け等からみて、事実とされるべき個人情報と現実に記録されている個人情報が合致していないことをいう。

「誤り」の形態としては、単純な書き間違い、書かれるべきでない情報の記載、内容が不十分又は古いため読む者に誤解を生じさせる記載、電子計算機処理における入力ミス等が考えられる。

4 「訂正（追加又は削除を含む。）」とは、「誤り」のある個人情報に対し、事実とされるべき個人情報が取り扱われるように正すことをいい、不完全な内容に不足している情報を加えること（追加）や事実と合致していない内容を削ること（削除）も含まれる。

第2項関係 代理人による請求

第15条第2項の解釈を参照すること。

なお、本人が開示を受けた場合であっても、その法定代理人（特定個人情報の場合は、代理人）は訂正請求をすることができるものとする。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第4-1、2

第 31 条 訂正請求の手續

第 31 条 訂正請求をしようとする者は、実施機関の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所
- (3) 訂正請求に係る個人情報が記録されている行政文書の件名その他の訂正請求に係る個人情報を特定するに足りる事項
- (4) 訂正請求の趣旨及び理由
- (5) その他実施機関の定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正請求の趣旨及び理由が事実と合致することを明らかにする書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正請求について準用する。

【趣旨】

本条は、開示を受けた自己の個人情報の訂正請求をしようとする場合の具体的な手續を定めたものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係 請求書の記載事項とその提出

本項は、自己の個人情報の訂正請求をしようとする者は、同項に定める事項を記載した請求書を提出しなければならないことを定めたものである。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第 22 条）

- 1 「実施機関の定めるところにより」とは、第 16 条第 1 項に規定する「実施機関の定めるところにより」の解釈と同様である。
- 2 「訂正請求に係る個人情報が記録されている行政文書の件名その他の訂正請求に係る個人情報を特定するに足りる事項」（第 3 号）とは、開示を受けた行政文書の件名や開示決定通知書又は部分開示決定通知書の日付及び番号など、個人情報を特定するに足りる事項をいう。
- 3 「訂正請求の趣旨」（第 4 号）とは、「〇〇を△△に訂正せよ。」のように、当該請求においてどのような訂正を求めるかについての簡潔な結論であり、「理由」とは、それを裏付ける根拠である。「訂正請求の趣旨及び理由」は、請求の内容をなす重要なものであり、その記載は明確かつ具体的である必要がある。
- 4 「その他実施機関の定める事項」（第 5 号）とは、訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日をいう。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第 22 条第 2 項）
- 5 第 1 号及び第 2 号については、第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の解釈を参照すること。

第2項関係 添付書類等

本項は、訂正請求をしようとする者に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料等の提出又は提示を義務付けたものである。

このことは、実施機関が訂正の請求を受けて、請求に係る個人情報の内容が誤っているかどうかを調査するに当たって、調査の端緒となる根拠資料が必要となることから定めたものである。

「訂正請求の趣旨及び理由が事実と合致することを明らかにする書類等」とは、開示された情報が事実と合致していないこと及び訂正請求者の主張する内容の方が事実と合致しているということが確かだと、実施機関に思わせる程度の資料をいう。

実施機関は、この資料をもとに、訂正請求者が請求する訂正内容が事実と合致しているかどうかを確認するために必要な調査を行うこととなる。

第3項関係 本人等であることの証明及び補正の手続

第16条第2項及び第3項の解釈を参照すること。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第4-2

第 32 条 個人情報訂正義務

第 32 条 実施機関は、訂正請求があった場合は、必要な調査を行い、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。ただし、法令の定めがあるときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにするものであり、実施機関は、訂正請求に理由があると認めるときは、利用目的に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「必要な調査」とは、訂正請求者が提出し、又は提示した訂正請求の趣旨及び理由が事実と合致することを明らかにする書類等を端緒に、訂正請求に係る誤りの有無及び内容並びに訂正すべき内容を確認するために行う必要な調査をいう。調査の方法は、当該個人情報に係る事務の性質等の事情により異なるが、客観的な判断を行うことができるようにできる限り具体的な資料に基づいて行うものとする。
- 2 「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは、実施機関による調査の結果、請求どおり個人情報が事実でないことが判明したときをいう。
- 3 「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付ける趣旨である。訂正請求に係る個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。具体的には、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実と訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないと考えられる。
- 4 「法令の定めがあるとき」とは、法令等の規定で明らかに訂正をすることができない旨が定められている場合のほか、法令等の趣旨及び目的から訂正をすることができないと認められる場合が含まれる。
- 5 「訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」とは、訂正することにより、本人や第三者の権利利益を害するおそれがあるとき、業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときなどがある。
- 6 訂正請求は、訂正請求に係る個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該訂正請求を受けた個人情報それ自体であり、当該個人情報に基づいてなされる行政行為の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体を争いたい場合は、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

第 33 条 訂正請求に対する措置

第 33 条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関は、訂正請求に対して、訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定（訂正決定等）をし、その旨を書面により請求者に通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係 訂正をする旨の決定

1 「訂正請求に係る個人情報の訂正をするとき」とは、訂正請求のすべてを容認して訂正する場合（訂正決定）と、訂正請求の一部を容認して訂正し、その他の部分については訂正しない場合（部分訂正決定）をいう。したがって、部分訂正決定は、第 1 項及び第 2 項の適用を受けるものである。

2 「その旨の決定」とは、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をいう。

3 「その旨を書面により通知しなければならない」とは、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正することを決定した旨を、書面により通知しなければならないことをいう。なお、この書面の様式は、各実施機関の規則等で定めるところによるものとする。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第 24 条）

書面については次のとおりである。

ア 全部を訂正する場合 自己情報訂正決定通知書

イ 一部を訂正する（一部を訂正しない）場合 自己情報部分訂正決定通知書

4 実施機関は訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報について適切と認める方法により訂正をしなければならない。

「適切な方法」とは、例えば、次のような方法が考えられる。

ア 誤っていた個人情報を完全に消去し、新たに記録する方法

イ 誤っていた個人情報の上に二本線を引き、余白部分に朱書等で新たに記載する方法

ウ 別紙等に個人情報が誤っていた旨及び正確な内容の記録を添付する方法

第 2 項関係 訂正をしない旨の決定

1 訂正請求に理由があると認められないとき、訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超えるときは、訂正をしない旨の決定をすることとなる。

なお、調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の趣旨とも異なることが判明した場合は、本項の規定により訂正をしない旨の決定をすることとなる。ただし、必要な場合は職権で訂正が行われることとなる。

- 2 「訂正請求に係る個人情報の訂正をしないとき」とは、訂正請求に係る個人情報のすべてを訂正しない場合（不訂正決定）と、訂正請求の一部を容認して訂正し、その他の部分については訂正しない場合（部分訂正決定）をいう。したがって、部分訂正決定は、第1項及び第2項の適用を受けるものである。
- 3 「その旨の決定」とは、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をいう。
- 4 「その旨及びその理由を書面により通知しなければならない」とは、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正しないことを決定した旨及び、全部又は一部を訂正しないことを決定した理由を書面により通知しなければならないことをいう。なお、この書面の様式は、各実施機関の規則等で定めるところによるものとする。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第24条）
書面については次のとおりである。
 - ア 全部を訂正しない場合 自己情報不訂正決定通知書
 - イ 一部を訂正しない（一部を訂正する）場合 自己情報部分訂正決定通知書

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第4-4、6

第 34 条 訂正決定等の期限

第 34 条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 31 条第 3 項において準用する第 16 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、訂正決定等を行うべき原則的期限及び延長可能な期間を定めたものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係 訂正決定等を行うべき原則的期限

開示決定等の場合と同様、訂正決定等の期限を設けている。

ただ、訂正決定等の場合、訂正請求に係る事実の誤りの有無等を確認するための調査を行う必要があることから、その期限を訂正請求があった日から 30 日以内と定めた。

第 2 項関係 延長可能な期間

第 22 条第 2 項の解釈を参照すること。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 4 - 4

第 35 条 訂正決定等の期限の特例

第 35 条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

【趣旨】

本条は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときの訂正決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「特に長期間を要すると認めるときは」とは、個人情報の内容が非常に複雑であったり、年月の経過等の事由により、事実の確認に著しく時間を要する場合などをいう。
- 2 「相当の期間内」とは、実施機関の事務の遂行に著しい支障を生ずることなく、個人情報について実施機関が処理するために必要かつ合理的な期間をいう。
- 3 本条を適用する場合、実施機関は、第 34 条第 1 項に規定する期間（補正に要した期間を除いて訂正請求があった日から 30 日間）内に、訂正請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由（第 1 号）、訂正決定等をする期限（第 2 号）について、書面により通知しなければならない。なお、この書面の様式は各実施機関の規則等で定めるところによるものとする。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第 26 条）

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 4 - 4

第 36 条 議会の訂正決定等の期限の特例

第 36 条 第 24 条の規定は、実施機関のうち議会が訂正決定等をする場合に準用する。

【趣旨】

本条は、実施機関が議会の場合における訂正決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈及び運用】

第 24 条の解釈を参照すること。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 4 - 4

第 37 条 訂正請求に係る事案の移送

第 37 条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第 25 条第 3 項の規定による開示に係るものであるときその他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 33 条第 1 項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、他の実施機関への訂正請求事案の移送について、要件及び手続を定めたものである（情報提供等記録に係る移送を除く。情報提供ネットワークシステム上の情報提供等記録について移送の必要性がないことによる。第 25 条第 1 項括弧書き参照）。

【解釈及び運用】

第 1 項関係 移送の協議

- 1 訂正請求に係る個人情報が他の実施機関に移送した事案についての開示に係るものであるときなどは、当該他の実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。
- 2 「正当な理由があるとき」とは、訂正請求に係る個人情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合である。

第 2 項関係 訂正決定等

第 25 条第 2 項の解釈を参照すること。

第 3 項関係 訂正の実施

「移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。」としているのは、移送を受けた実施機関は、訂正決定等を行わなければならないが、訂正の実施は請求に係る個人情報を保有する実施機関が行う必要があることから、移送を受けた実施機関が訂正請求に係る個人情報を訂正する決定を行ったときは、移送をした実施機関に、当該訂正決定に基づく訂正の実施を義務付けたものである。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 4 - 5

第 38 条 個人情報の提供先等への通知

第 38 条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号利用法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関が訂正決定に基づく訂正の実施をした場合、必要があると認められるときは、当該個人情報の提供先等に対し、速やかに、その旨を書面により通知することを定めたものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係 個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正の通知

- 1 訂正請求の対象は、一義的には、訂正請求があった実施機関の保有する個人情報である。しかし、訂正の実施をした実施機関が、当該個人情報を第三者に提供しており、その提供先において事実と異なる個人情報が利用されることを予見することができる場合には、提供先に対し訂正の実施をした旨を通知することとしたものである。
- 2 「必要があると認める」とは、提供元の実施機関の責任と判断の下に行う必要があるが、必要があるかどうかは、提供に係る個人情報の内容や提供先における利用目的を勘案して個別に判断するものである。
- 3 「書面」の様式は各実施機関の規則等で定めるところによるものとする。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第 28 条）
- 4 提供元に対して通知することについては、訂正実施後の新たな個人情報を提供元に通知すること自体が、個人情報の提供制限規定（第 10 条）に違反するおそれがある場合もあるので、提供元への通知規定は置かないこととしたものである。

第 2 項関係 情報提供記録の訂正の通知

情報提供等記録については、他機関から提供を受けるものではないが、記録事項が誤っていた場合には、当該情報提供等記録と同一の情報提供等の記録を有する者、すなわち情報照会者又は情報提供者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供等記録を保有する総務大臣へ通知する必要があることから、第 2 項において速やかに通知することとしたものである。

【参考】 知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 4 - 6

第 39 条 利用停止等請求権

第 39 条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 第 8 条の規定に違反して収集されたとき、第 10 条若しくは第 10 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 10 条、第 10 条の 3 又は第 11 条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報により、自己の個人情報が第 8 条の規定に違反して収集されようとしていることが明らかであると認めるときは、当該個人情報の収集の停止を請求することができる。

3 第 15 条第 2 項の規定は、第 1 項に規定する個人情報の利用の停止、消去若しくは提供の停止又は前項に規定する個人情報の収集の停止（以下「利用停止等」という。）の請求（以下「利用停止等請求」という。）について準用する。

【趣旨】

本条は、開示を受けた自己の個人情報を確認した結果、自己の個人情報が収集の制限、利用及び提供の制限、保管の制限若しくは特定個人情報ファイル作成制限に違反した取扱いが行われていると認めるとき、又は収集の制限に違反して収集されようとしていることが明らかであると認めるときは、当該個人情報の利用の停止若しくは消去、提供の停止又は収集の停止を請求することができる権利を定めたものである。

（情報提供等記録を除く。情報提供ネットワークシステム上の情報提供等記録について利用停止等請求を認める必要性がないことによる。第 25 条第 1 項括弧書き参照）。

【解釈及び運用】

本条は、特定個人情報の場合と特定個人情報以外の個人情報の場合とで要件が異なることから、これを整理すると、次のア及びイのとおりである。

ア 個人情報（イを除く。）の場合

- ① 第 8 条の規定に違反して収集されたとき（第 1 項第 1 号）
- ② 第 10 条の規定に違反して利用されているとき（第 1 項第 1 号）
- ③ 第 10 条の規定に違反して提供されているとき（第 1 項第 2 号）
- ④ 第 11 条の規定に違反して提供されているとき（第 1 項第 2 号）
- ⑤ 第 8 条の規定に違反して収集されようとしていることが明らかであると認めるとき（第 2 項）

イ 特定個人情報の場合

- ① 第 8 条の規定に違反して収集されたとき（第 1 項第 1 号）
- ② 番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき（第 1 項第 1

号)

- ③ 第 10 条の 2 の規定に違反して利用されているとき (第 1 項第 1 号)
- ④ 番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき (第 1 項第 1 号)
- ⑤ 第 10 条の 3 の規定に違反して提供されているとき (第 1 項第 2 号)
- ⑥ 第 8 条の規定に違反して収集されようとしていることが明らかであると認めるとき (第 2 項)

また、上記ア及びイの場合において認められる権利は、次のとおりである。

ア 個人情報 (イを除く。) の場合

- ①・②…当該個人情報の利用の停止又は消去 (第 1 項第 1 号)
- ③・④…当該個人情報提供の停止 (第 1 項第 2 号)
- ⑤…当該個人情報の収集の停止 (第 2 項)

イ 特定個人情報の場合

- ①・②・③・④…当該特定個人情報の利用の停止又は消去 (第 1 項第 1 号)
- ⑤…当該特定個人情報提供の停止 (第 1 項第 2 号)
- ⑥…当該特定個人情報の収集の停止 (第 2 項)

第 1 項関係 利用の停止又は消去、提供の停止

1 「開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報」とは、利用停止等請求の対象となる個人情報は、この条例に基づく開示決定 (部分開示の決定も含む。) を受けた個人情報に限るという趣旨である。

また、この条例に基づく開示決定ではなく、他の法令等の規定により開示を受けた個人情報についても、第 51 条第 3 項の規定により開示を受けたものとみなされるので、本項の利用停止等請求の対象となる。

なお、法定代理人 (特定個人情報の場合は、代理人) が開示を受けた場合であっても、当該個人情報の本人は利用停止等請求をすることができるものとする。

2 「第 8 条の規定に違反して収集」とは、次の場合などをいう。

ア 個人情報を取り扱う事務の目的を明確に設定することなく収集された場合

イ 個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲を超えて収集された場合

ウ 適法かつ公正な手段によらずに収集された場合

エ 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに審議会の意見を聴いた上で社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるものが、第 8 条第 2 項ただし書に該当しない場合であるにもかかわらず収集された場合

オ 本人から収集されるべき情報が第 8 条第 3 項ただし書に該当しない場合であるにもかかわらず本人以外から収集された場合

3 「第 10 条若しくは第 10 条の 2 の規定に違反して利用」及び「第 10 条、第 10 条の 3 又は第 11 条の規定に違反して提供」とは、次の場合などをいう。

ア 第 10 条ただし書又は第 10 条の 2 ただし書に該当しない場合であるにもかかわらず、目的外に利用又は提供されている場合

- イ 番号利用法第 19 条各号のいずれにも該当しない場合であるにもかかわらず、特定個人情報が提供されている場合（第 10 条の 3）
 - ウ 実施機関が個人情報を提供するに当たって、必要があると認められるにもかかわらず、提供を受けるものに対し、制限を付し、又は安全確保の措置を要求していない場合（第 11 条第 1 項）
 - エ オンライン結合によるべき公益上の必要がなく、その他相当の理由がなく、又は保護措置が講じられていないオンライン結合による提供が行われている場合（第 11 条第 2 項・第 3 項）
- 4 「番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管」とは、番号利用法第 19 条各号のいずれにも該当しない場合であるにもかかわらず、特定個人情報が収集され、又は保管されている場合などをいう。
 - 5 「番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル…に記録」とは、個人番号利用事務等に従事する者が、番号利用法第 19 条第 12 号から第 15 号までのいずれにも該当しない場合であるにもかかわらず、許された範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成した場合などをいう。
 - 6 「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけではなく、一部の停止を含む。
「消去」とは、個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。
「提供の停止」とは、以後の提供行為を停止することをいい、全面的な停止だけではなく、一部の停止を含む。

第 2 項関係 収集の停止

- 1 「第 8 条の規定に違反して収集されようとしていることが明らかであると認めるとき」とは、開示決定に基づき自己の個人情報の開示を受けたところ、その内容から自己の個人情報が第 8 条の規定に違反して収集されようとしていることが判明した場合をいう。
- 2 「収集の停止」とは、以後の収集行為を停止することをいい、全面的な停止だけではなく、一部の停止を含む。

第 3 項関係 代理人による請求

第 15 条第 2 項の解釈を参照すること。

なお、本人が開示を受けた場合であっても、その法定代理人（特定個人情報の場合は、代理人）は利用停止等請求をすることができるものとする。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 5－1、2

第 40 条 利用停止等請求の手続

第 40 条 前条の規定により利用停止等請求をしようとする者は、実施機関の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止等請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、代理人）が利用停止等請求をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所
 - (3) 利用停止等請求に係る個人情報記録されている行政文書の件名その他の利用停止等請求に係る個人情報を特定するに足りる事項
 - (4) 利用停止等請求の趣旨及び理由
 - (5) その他実施機関が定める事項
- 2 利用停止等請求をしようとする者は、利用停止等請求の趣旨及び理由を明らかにする書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、利用停止等請求について準用する。

【趣旨】

本条は、開示を受けた自己の個人情報の利用停止等請求をしようとする場合の具体的な手続を定めたものである（情報提供等記録を除く。情報提供ネットワークシステム上の情報提供等記録について利用停止等請求を認める必要性がないことによる。第 25 条第 1 項括弧書き参照）。

【解釈及び運用】

第 1 項関係 請求書の記載事項とその提出

本項は、自己の個人情報の利用停止等請求をしようとする者は、同項に定める事項を記載した請求書を提出しなければならないことを定めたものである。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第 30 条）

- 1 「利用停止等請求の趣旨」（第 4 号）とは、当該請求においてどのような措置を求めるかについての簡潔な結論であり、「理由」はその原因となる違反の事実とそれを裏付ける根拠である。「利用停止等請求の趣旨及び理由」は、請求の内容をなす重要なものであり、その記載は明確かつ具体的である必要がある。
- 2 第 4 号以外の各号については、第 31 条第 1 項各号の解釈を参照すること。

第 2 項関係 添付書類等

本項は、利用停止等請求をしようとする者に対し、利用停止等を求める趣旨及び理由を明らかにする資料等の提出又は提示を義務付けたものである。

このことは、実施機関が利用停止等の請求を受けて、請求に係る個人情報の取扱いが第 8 条、第 10 条、第 10 条の 2、第 10 条の 3 若しくは第 11 条又は番号利用法第 20 条若しくは第 29 条に違反しているかど

うかを調査するに当たって、調査の端緒となる根拠資料が必要となることから定めたものである。

「利用停止等請求の趣旨及び理由を明らかにする書類等」とは、開示された情報が第 8 条、第 10 条、第 10 条の 2、第 10 条の 3 若しくは第 11 条又は番号利用法第 20 条若しくは第 29 条に違反して取り扱われているということが確かだと、実施機関に思わせる程度の資料をいう。

実施機関は、この資料をもとに、利用停止等請求者の請求に理由があるかどうかを確認するために必要な調査を行うこととなる。

第 3 項関係 本人等であることの証明及び補正の手続

第 16 条第 2 項及び第 3 項の解釈を参照すること。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 5 - 2

第 41 条 個人情報の利用停止等義務

第 41 条 実施機関は、利用停止等請求があった場合は、必要な調査を行い、当該利用停止等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等請求に係る個人情報の利用停止等をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止等を行うことにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、利用停止等請求に対する実施機関の利用停止等義務を明らかにするものであり、実施機関は、利用停止等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該個人情報の利用停止等をしなければならないことを定めたものである（情報提供等記録を除く。情報提供ネットワークシステム上の情報提供等記録について利用停止等請求を認める必要性がないことによる。第 25 条第 1 項括弧書き参照）。

【解釈及び運用】

- 1 「必要な調査」とは、利用停止等請求者が提出し、又は提示した利用停止等請求の趣旨及び理由を明らかにする書類等を端緒に、利用停止等請求に係る個人情報の取扱いが第 8 条、第 10 条、第 10 条の 2、第 10 条の 3 若しくは第 11 条又は番号利用法第 20 条若しくは第 29 条に違反する事実の有無及び内容、利用停止等の措置の内容を確認するために行う必要な調査をいう。調査の方法は、当該個人情報に係る事務の性質等の事情により異なるが、客観的な判断を行うことができるようにできる限り具体的な資料に基づいて行うものとする。
- 2 「当該利用停止等請求に理由があると認めるとき」とは、実施機関による調査の結果、請求どおり個人情報の取扱いが第 8 条、第 10 条、第 10 条の 2、第 10 条の 3 若しくは第 11 条又は番号利用法第 20 条若しくは第 28 条に違反していることが判明したときをいう。
- 3 「適正な取扱いを確保するために必要な限度」とは、第 8 条、第 10 条、第 10 条の 2、第 10 条の 3 若しくは第 11 条又は番号利用法第 20 条若しくは第 28 条に違反する状態を是正するために必要な範囲内のことをいう。例えば、利用停止等請求に係る個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止等を行う必要があるということである。また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から個人情報の消去を求められた場合、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該個人情報を消去する必要はない。仮に、消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となってしまう、適当でない。
- 4 「当該個人情報の利用停止等を行うことにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」とは、利用停止等を行うことにより保護される本人の権利利益と、損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合をいう。

第 42 条 利用停止等請求に対する措置

第 42 条 実施機関は、利用停止等請求に係る個人情報の利用停止等をするときは、その旨の決定をし、利用停止等請求をした者（以下「利用停止等請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止等請求に係る個人情報の利用停止等をしないときは、その旨の決定をし、利用停止等請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、利用停止等請求に対して、利用停止等をする旨又は利用停止等をしない旨の決定（利用停止等決定等）をし、その旨を書面により請求者に通知しなければならないことを定めたものである（情報提供等記録を除く。情報提供ネットワークシステム上の情報提供等記録について利用停止等請求を認める必要性がないことによる。第 25 条第 1 項括弧書き参照）。

【解釈及び運用】

第 1 項関係 利用停止等をする旨の決定

1 「利用停止等請求に係る個人情報の利用停止等をするとき」とは、利用停止等請求のすべてを容認して利用停止等をする場合（利用停止等決定）と、利用停止等請求の一部を容認して利用停止等をし、その他の部分については利用停止等をしない場合（部分利用停止等決定）をいう。したがって、部分利用停止等決定は、第 1 項及び第 2 項の適用を受けるものである。

2 「その旨の決定」とは、利用停止等請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止等をする旨の決定をいう。

3 「その旨を書面により通知しなければならない」とは、利用停止等請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止等をすることを決定した旨を、書面により通知しなければならないことをいう。なお、この書面の様式は、各実施機関の規則等で定めるところによるものとする。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第 32 条）

書面については次のとおりである。

ア 全部の利用停止等をする場合 自己情報利用停止等決定通知書

イ 一部の利用停止等をする（一部の利用停止等をしない）場合 自己情報部分利用停止等決定通知書

4 実施機関は利用停止等をする旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止等請求に係る個人情報について利用停止等をしなければならない。

第 2 項関係 利用停止等をしない旨の決定

1 利用停止等請求に理由があると認められないときは、利用停止等をしない旨の決定をすることとなる。

2 「利用停止等請求に係る個人情報の利用停止等をしないとき」とは、利用停止等請求に係る個人情報のすべてを利用停止等をしない場合（不利用停止等決定）と、利用停止等請求の一部を容認して利用停止等をし、その他の部分については利用停止等をしない場合（部分利用停止等決定）をいう。したがっ

て、部分利用停止等決定は、第1項及び第2項の適用を受けるものである。

3 「その旨の決定」とは、利用停止等請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止等をしない旨の決定をいう。

4 「その旨及びその理由を書面により通知しなければならない」とは、利用停止等請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止等をしないことを決定した旨及び全部又は一部の利用停止等をしないことを決定した理由を書面により通知しなければならないことをいう。なお、この書面の様式は、各実施機関の規則等で定めるところによるものとする。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第32条）

書面については次のとおりである。

ア 全部の利用停止等をしない場合 自己情報不利用停止等決定通知書

イ 一部の利用停止等をしない（一部の利用停止等をする）場合 自己情報部分利用停止等決定通知書

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第5-4、5

第 43 条 利用停止等決定等の期限

第 43 条 前条各項の決定（以下「利用停止等決定等」という。）は、利用停止等請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 40 条第 3 項において準用する第 16 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止等請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、利用停止等決定等を行うべき原則的期限及び延長可能な期間を定めるものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係 利用停止等決定等を行うべき原則的期限

開示決定等、訂正決定等の場合と同様、利用停止等決定等の期限を設けている。

ただ、利用停止等決定等の場合、第 8 条、第 10 条、第 10 条の 2、第 10 条の 3 若しくは第 11 条又は番号利用法第 20 条若しくは第 28 条の規定に違反して個人情報を取り扱われているかどうかについての調査の必要があることから、その期限を利用停止等請求があった日から 30 日以内と定めた。

第 2 項関係 延長可能な期間

第 22 条第 2 項の解釈を参照すること。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 5 - 4

第 44 条 利用停止等決定等の期限の特例

第 44 条 実施機関は、利用停止等決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止等決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止等請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止等決定等をする期限

【趣旨】

本条は、利用停止等決定等に特に長期間を要すると認めるときの利用停止等決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「特に長期間を要すると認めるときは」とは、年月の経過等の事由により、個人情報の取扱いの実態を確認するのに著しく時間を要する場合や、利用停止等に伴う公益上の支障の認定と利用停止等の必要性の比較衡量の必要があったりするため、利用停止等決定等に特に時間を要すると見込まれる場合をいう。
- 2 「相当の期間内」とは、実施機関の事務の遂行に著しい支障を生ずることなく、個人情報について実施機関が処理するために必要かつ合理的な期間をいう。
- 3 本条を適用する場合、実施機関は、第 43 条第 1 項に規定する期間（補正に要した期間を除いて利用停止等請求があった日から 30 日間）内に、利用停止等請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由（第 1 号）、利用停止等決定等をする期限（第 2 号）について、書面により通知しなければならない。なお、この書面の様式は、各実施機関の規則等で定めるところによるものとする。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第 34 条）

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 5 - 4

第 45 条 議会の利用停止等決定等の期限の特例

第 45 条 第 24 条の規定は、実施機関のうち議会が利用停止等決定等をする場合に準用する。

【趣旨】

本条は、実施機関が議会の場合における利用停止等決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈及び運用】

第 24 条の解釈を参照すること。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 5 - 4

第46条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣旨】

行政不服審査法第9条第1項では、審査請求がされた行政庁（以下「審査庁」という。）は、原則として、所属する職員の中から審理員を指名しなければならないが（同項本文）、条例に基づく処分について条例に「特別の定め」がある場合には、審理員の指名を要しないこととしている（同項ただし書）。

本条は、①開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等に対する審査請求、②開示請求、訂正請求又は利用停止等請求に係る実施機関の不作為に対する審査請求について、行政不服審査法第9条第1項ただし書の「特別の定め」として、審理員制度の適用を除外するものである。

【解釈及び運用】

- 1 どのような処分について審理員の指名を不要とするかは、各地方公共団体の判断に委ねられているが、一般には、審理員を指名しなくても審理・裁決の客観性・公正性が確保されるといったように、一定の合理的理由があることが必要であると考えられる。

本条例に係る審査請求については、第47条第1項において審査請求を受けた後、速やかに審議会へ諮問することを定め、同条第3項において審議会から答申を受けたときは尊重して速やかに裁決をすることを定めており、処分の性質やこれまでの審議会の関与の在り方、実績等に照らし、審理員による審理によらずとも、法の求める審理・裁決の客観性・公平性が確保できる。そこで、行政不服審査法第9条第1項ただし書の「特別の定め」を置くこととした。

- 2 「特別の定め」を置いたため、行政不服審査法第9条第3項による読み替えにより、同法の審理手続における「審理員」は「審査庁」と読み替えられることとなる。

審査庁は、審査請求を受けて、これに対する応答として裁決を行う行政庁であり、原則として、処分庁の最上級行政庁が審査庁となるが、処分庁に上級行政庁がない場合は、当該処分庁が審査庁となる（行政不服審査法第4条）。したがって、本条例に係る審査請求においては、警察本部長が実施機関として決定をした場合を除いて、処分庁が審査庁となり、行政不服審査法上の審理手続を行うこととなる。

- 3 「特別の定め」により審理員制度の適用を除外したため、行政不服審査会への諮問は不要となる（行政不服審査法第43条参照）。

第47条 審議会への諮問等

第47条 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審議会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止等を行うこととする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止等請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 諮問実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

【趣旨】

本条第1項は、①開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等に対する審査請求、②開示請求、訂正請求又は利用停止等請求に係る実施機関の不作為に対する審査請求があったときは、審査請求を受けた実施機関は、原則として、千葉県個人情報保護審議会に諮問しなければならないことを定めたものである。

本条第2項は、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、審議会に諮問した旨を審査請求人、参加人等に通知しなければならないことを定めたものである。

本条第3項は、諮問実施機関は、審議会から答申を受けたときは、これを尊重して裁決をしなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

審査請求の審査に当たっては、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することにより、より客観的で合理的な解決が期待できることから、本条例においては、①開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等に対する審査請求、②開示請求、訂正請求又は利用停止等請求に係る実施機関の不作為に対する審査請求があったときは、審議会への諮問を行い、審議会の答申を受けて裁決をすべきこととしているものである。

なお、

1 ①「開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等・・・について審査請求があったときは」とは、第21条第1項若しくは第2項の決定、第33条各項の決定又は第42条各項の決定に対し、開示請求者若しくは開示請求を受けて個人情報が開示されることにより権利利益が害されることとなるもの、訂正請求者又は利用停止等請求者が行政不服審査法による審査請求を行った場合をいう。

②「開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について審査請求があったときは」とは、第15条第1項の請求、第30条第1項の請求又は第39条第1項若しくは第2項の請求の後、相当の期間が経過したにもかかわらず、実施機関が何らの処分もしない（不作為）ときに、当該不作為について、開示請求者、訂正請求者又は利用停止等請求者が行政不服審査法による審査請求を行った場合をいう。

2 「速やかに、審議会に諮問しなければならない」ことについては、45日を標準的な処理期間とする。

3 第1号関係 審査請求の却下

「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、行政不服審査法第45条第1項又は第49条第1項の規定により却下する場合をいい、このような場合においては、審議会の調査審議を経るまでもなく客観的に判断できるものであるため、実施機関は諮問を要しないこととしたものである。

本号に該当する事例としては、次のような場合がある。

ア 審査請求が審査請求期間の経過後にされたものであって、かつ、そのことについて正当な理由がないことが明白であるとき。

イ 審査請求適格のないものからの審査請求であるとき。

ウ 審査請求書の記載の不備等について補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき。

4 第2号関係 開示決定等に対する審査請求の認容

第2号は、審査請求人の主張を全面的に認める場合であり、審議会に諮問する必要性に乏しいため、実施機関は諮問を要しないこととしたものである。

なお、当該個人情報を開示することについて、第26条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定により当該個人情報の開示に反対する旨の意見書（反対意見書）が提出されている場合には、必ず審議会に諮問しなければならない。

ア 「裁決で、審査請求の全部を認容し」とは、不開示とした判断が違法又は不当であり、開示が相当であるとして、裁決で、原処分を取り消し、又は原処分を開示する旨の決定に変更することをいう。

イ 「当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合」とは、不開示とした自己情報のうち、一部についてのみ審査請求があったときで、当該部分の全てについて開示することとなる場合をいう。審査請求人が不開示を争わなかった部分の全てについて開示することとなる場合は含まない。

5 第3号関係 訂正決定等に対する審査請求の認容

第3号は、審査請求人の主張を全面的に認める場合であり、審議会に諮問する必要性に乏しいため、実施機関は諮問を要しないこととしたものである。

ア 「裁決で、審査請求の全部を認容し」とは、不訂正とした判断が違法又は不当であり、訂正が相当であるとして、裁決で、原処分を取り消し、又は原処分を訂正する旨の決定に変更することをいう。

イ 「当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合」とは、不訂正とした自己情報のうち、一部についてのみ審査請求があったときで、当該部分の全てについて訂正することとなる場合をいう。審査請求人が不訂正を争わなかった部分の全てについて訂正することとなる場合は含まない。

6 第4号関係 利用停止等決定等に対する審査請求の認容

第4号は、審査請求人の主張を全面的に認める場合であり、審議会に諮問する必要性に乏しいため、実施機関は諮問を要しないこととしたものである。

ア 「裁決で、審査請求の全部を認容し」とは、不利用停止とした判断が違法又は不当であり、利用停止等が相当であるとして、裁決で、原処分を取り消し、又は原処分を利用停止等をする旨の決定に変更することをいう。

イ 「当該審査請求に係る個人情報の利用停止等をするることとする場合」とは、不利用停止等とした自己情報のうち、一部についてのみ審査請求があったときで、当該部分の全てについて利用停止等をするることとなる場合をいう。審査請求人が不利用停止等を争わなかった部分の全てについて利用停止等をするることとなる場合は含まない。

第2項関係

1 通知をすべき相手方の範囲は、次に掲げるとおりである。

ア 審査請求人及び参加人

イ 開示請求者、訂正請求者又は利用停止等請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

ウ 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

2 「参加人」とは、行政不服審査法第13条第1項又は第2項の規定により、実施機関の許可を得て、又は実施機関の求めに応じ、当該審査請求手続に参加したものをいう。

3 「諮問をした旨を通知し」とは、実施機関の規則等で定める通知書様式により、必要事項を記載して通知することをいう。（知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第35条）

第3項関係

「答申を受けたときは、これを尊重して」とは、審議会が本県の個人情報保護制度全般に精通していること、審査請求に係る自己情報の内容を実際に見分した上で審議することができることから、その救済機関としての機能に鑑み、実施機関は審査請求に対する裁決を行うに当たっては、その答申を尊重しなければならないことをいう。

「速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない」ことについては、答申が原処分を妥当とする場合は30日を、その他の場合は60日を標準的な処理期間とする。

その他

審査請求があった場合の事務処理については、実施機関の定める事務取扱要綱によるものとする。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第6並びに第8-1及び2

第 48 条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第 48 条 第 26 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、第三者からの審査請求を棄却する場合等において、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保するため、第 26 条第 3 項の規定を準用することを定めたものである。

【解釈及び運用】

本文関係

本条各号のいずれかに該当する場合には、第 26 条第 3 項を準用し、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間以上の期間を置かなければならないこととするとともに、裁決後直ちに、第三者に裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならないものである。

第 1 号関係

本号は、開示決定に対する第三者からの審査請求について、却下又は棄却の裁決を行う場合をいう。

処分の取消しの審査請求は、全部又は一部を不開示とする決定を受けた開示請求者に限らず、開示決定に係る行政文書に自己の情報が記録されている第三者であって、当該情報が開示されることにより自らの権利益が侵害されるものも行うことができる。したがって、開示決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法であり、却下されることになるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、本号では、審査請求適格を有しないことを理由とした却下も対象となるものである。

第 2 号関係

本号は、審査請求を受けた実施機関が、当該個人情報の全部又は一部を不開示とする決定について、当該審査請求に参加している第三者の意に反して開示することとする場合をいう。

- 1 「審査請求に係る開示決定等」とは、本号において定義されているとおり、全部を開示する旨の決定を除いたものをいう。
- 2 「変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決」とは、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、原処分を開示決定に変更する裁決をいう。
- 3 「第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合」とは、第三者が参加人として、審理手続において、実施機関又は審議会に対し、当該個人情報の開示に反対の旨の意見書の提出等を行っている場合をいう。

なお、原処分を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、第 47 条第 2 項の規定により、諮問をした旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本条の適用はない。

- 4 開示決定等を取り消す裁決については、実施機関において、再度、開示請求に対する第 21 条第 1 項又は第 2 項の決定を行うことになるので、第 26 条第 3 項が直接適用される。なお、原処分が行われる際に反対意見書を提出せず、その後の審理手続において参加人となり初めて反対の意思を表示した第三者には、第 26 条第 3 項の規定は直接適用されないが、このような第三者についても、本条の趣旨に鑑み、同項の手続に準じた取扱いをすることが適当である。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 6－12

第 49 条 審議会の調査権限等

- 第 49 条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
 - 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
 - 4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見の陳述若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させること その他必要な調査をすること又は審査請求人等に口頭で意見を述べる機会若しくは意見書若しくは資料を提出する機会を与えることができる。
 - 5 審議会は、前 2 項の規定により審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に対し、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を送付しなければならない。
 - 6 審議会は、審議会に提出された意見書又は資料について審査請求人等から閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）の求めがあったときは、これを拒んではならない。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。
 - 7 審議会は、第 5 項の規定による送付をし、又は前項の閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
 - 8 審議会は、第 6 項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、①審議会が適切な判断を行えるようにするため、調査審議に必要な資料の提出、意見の陳述等を求めることその他必要な調査を行うことができる権限を有すること並びに②審査請求人等が審議会に提出された意見書又は資料について提出したもの以外に送付すること及び閲覧の請求をすることができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係

審議会において、諮問実施機関の開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等の判断が妥当かどうか等について迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審議会の委員が開示決定等、訂正決定等又は

利用停止等決定等に係る行政文書を実際に見分することが有効であることから、いわゆるインカメラ審理を行うことができることを明記したものである。

- 1 審議会は事案の審議に当たり、通常の場合には、当該行政文書を直接見分した上で判断を行うこととなる。ただし、犯罪予防等情報などの中には、情報の内容により特別な配慮を必要とするものがあり、その場合には、審議会が当該行政文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性を考慮して、審議会として当該行政文書の提示の要否を判断することになる。
- 2 「何人も、審議会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない」とは、審議会に提示された行政文書の開示請求は、提示した実施機関に対して行うべきであるので、審議会に対して開示を求めることができないとしたものである。

第2項関係

審議会が調査審議を行う上で必要と認めた開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等に係る行政文書の提示を求めたときは、諮問実施機関はこれを拒むことはできないものである。

第3項関係

審議会の調査審議に際し、特に、文書量又は情報量が多く、複数の不開示条項の規定が複雑に関係するような事案などについて、不開示とした部分、適用した不開示条項及び当該条項を適用した理由を一定の方式で分類・整理した書類（ヴォーン・インデックス）を諮問実施機関に作成させ、その説明を聴くことができるものである。

ヴォーン・インデックスは、主に開示・不開示の判断について調査審議する際に用いることが想定されるが、訂正請求及び利用停止等請求に係る事案の調査審議において用いることも可能である。

第4項関係

審議会は、その調査審議に必要な情報を十分に入手できるよう、インカメラ審理やヴォーン・インデックス提出要求のほか、本項により、審査請求人等に意見書や資料の提出を求め、又は適当と認める者に陳述を求めるなどの調査ができるものである。

また、審議会は、必要があると認める場合には、審査請求人等に口頭による意見陳述の機会又は意見書若しくは資料の提出の機会を与えることができるものである。

第5項関係

本項は、提出された意見書等に対する的確な反論を求めることにより、審議会がより十分な審議をなし得るようになるため、原則として、審議会に提出された意見書等の写しを当該意見書等を提出したもの以外の審査請求人等へ送付することとしたものである。

「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、審議会に提出された意見書又は資料に個人又は法人等に関する情報が記録されており、当該意見書又は資料の写しを送付することにより、当該個人又は法人等の権利利益を害するおそれがある場合をいい、「その他正当な理由があるとき」とは、審議会

に提出された意見書又は資料が公になることにより行政運営上支障を生ずる情報が記録されている場合や審査請求人等が審査庁（実施機関）に対して提出した反論書等の写しを実施機関が審議会に提出する場合等をいう。

第6項関係

本項は、審査請求人等から審議会に提出された意見書等又は資料は、審査請求人等の弁明・反論のため参考となる場合が多く、また、審議会における公平な審議にも資することから、審査請求人等が、審議会に対して意見書又は資料の閲覧を請求できることを定めたものである。

- 1 「電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧」は、次のとおりである。
 - (1) 音声又は映像が記録されたもの 専用機器により再生したものの視聴により行う。
 - (2) 上記(1)以外の電磁的記録 電磁的記録の内容を用紙に出力したものの閲覧により行う。ただし、容易に対応できるときは、パーソナルコンピュータのディスプレイ装置等の専用機器により再生したものの閲覧により行うことができる。
- 2 「第三者の利益を害するおそれがある」とは、意見書又は資料に、個人又は法人等に関する情報が記録されている場合等であり、「その他正当な理由があるとき」とは、正当な防御権の行使でなく権利の濫用にわたる場合や審議会に提出された意見書又は資料が公にされることにより、行政運営上支障を生じる情報が記録されている場合等をいう。

なお、閲覧の求めのあった意見書等又は資料に一部でも開示できない部分があれば全部閲覧を拒否するわけではなく、閲覧可能な部分を分離して開示しなければならない。
- 3 本項は、審査請求人等に閲覧請求権を認めるものであり、複写請求権までは認めていない。

第7項関係

本項は、意見書又は資料の送付をし、又は閲覧をさせようとするときは、原則として、当該意見書又は資料を提出したもの（以下「提出人」という。）から、送付又は閲覧の可否について意見を聴取することとするものである。

- 1 審議会は、提出された提出人の意見に拘束されないので、意見の聴取を行う際には、提出人にその旨を明確に伝えておく。
- 2 「必要がないと認めるとき」とは、審議会が、提出人から意見を聴くまでもなく、第5項の送付又は前項の閲覧を提出人が拒むことができる場合に該当するか否かについて判断できる場合をいい、この場合は提出人の意見を聴く必要はない。
- 3 意見聴取の方式としては、提出人に対し、一定の回答期限を付して、送付又は閲覧の可否についての意見及びその理由を提出するよう、書面により照会する。
- 4 意見書又は資料の提出時に、提出人から当該資料等の送付又は閲覧の可否についての意見及びその理由が提出されている場合は、改めて提出人から意見を聴く必要はない。

第8項関係

閲覧の日時・場所の指定は、審議会の事務処理に支障が生じないよう、また、審査請求人等の権利利益の擁護の趣旨を損なわないように行わなければならない。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第6－8、9

第 50 条 苦情の処理

第 50 条 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

【趣旨】

実施機関が行う個人情報の取扱いに関する各種の苦情の申出があった場合における実施機関の責務について定めたものである。

苦情の申出は、自己の情報の取扱いに関する苦情、制度の運用に関する苦情等広く実施機関が行う個人情報の取扱い全般について行うことができるものであり、実施機関は、苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理すべき責務を負うものである。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 7

第51条 他の制度との調整等

第51条 実施機関は、他の法令等（千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）を除く。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報に第27条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第27条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 第1項の規定により開示を受けた場合には、第30条又は第39条の規定の適用については、開示を受けたものとみなす。

4 他の法令等の規定により、個人情報の訂正又は利用停止等の手続が定められている場合においては、この章第2節中個人情報の訂正又は利用停止等の手続に係る規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、他の法令等の規定により、自己の個人情報について開示、訂正又は利用停止等に関する手続が定められているときは、他の法令等の趣旨を考慮するとともに、重複を避けるため、他の法令等の規定との調整について定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1 本項は、他の法令等において開示請求者に対する特定の個人情報（以下本項において、特定個人情報を除く。第10条括弧書き参照）の開示規定（一定の場合に開示をしない旨の定めがないものに限る。）があり、その開示の方法が第27条第1項本文の開示の方法と同一である場合には、本条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、本条例による開示を行わないこととしている。

2 「（千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）を除く。）」とは、本条例と情報公開条例はそれぞれの制度目的が異なり、かつ、相互に並立することに支障のないものであることから、県民の選択に応じてどちらの制度も相互に影響されることなしに利用が可能となるようにしたものである。

ただし、情報公開条例では、請求者が誰であるかを問わず、たとえ本人からの請求であっても、何人にも開示し得るものかどうかという観点から一律に開示・不開示の判断を行うこととされているため、個人情報である本人の情報が開示されるのは、公表を目的としているものなど例外的に開示されるものを除いて不開示となるので、自己の個人情報を知りたい場合は、この条例によることが合理的であり、その旨請求をしようとする者に説明するものとする。

3 「第27条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合」とは、例えば

他の法令において閲覧の方法による開示が規定されている場合、閲覧の方法による開示については本条例では行わず、他の法令によることとなる。例えば、

- ・ 建築基準法第 93 条の 2 の規定による建築計画概要書の閲覧
- ・ 公害紛争処理法施行令第 15 条の 3 の規定による公害審査会の事件の記録の閲覧
- ・ 宅地建物取引業法第 10 条の規定による宅地建物取引業者の名簿等の閲覧

などがある。

- 4 「（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）」とは、他の法令等における開示規定の中には開示の期間が定められているものがあり、この場合には、当該期間内に限り、本条例の調整措置の対象となるとしたものである。

すなわち、当該期間内においては、他の法令等の規定に定める開示の方法が第 27 条第 1 項本文に規定する開示の方法と同一の方法である場合には、本条例では、当該同一の方法による開示を行わない。当該期間外においては、他の法令等の規定がないことから、本条例に基づく開示請求を行うことが可能である。

- 5 「当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき」とは、例えば他の法令等の規定において、開示請求者に個人情報を開示することとされてはいるものの、例えば、「…正当な理由がなければこれを拒むことができない」、「…おそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」とされているなど、一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、本条例に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、本条例の調整措置の対象とはならない。

第 2 項関係

「縦覧」は、第 27 条第 1 項本文において、開示の方法として規定されていないが、個々人に個人情報の内容が分かるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、第 27 条第 1 項本文の閲覧とみなして、本条では、閲覧の方法による開示は行わないこととするものである。

第 3 項関係

本項は、他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について、この条例の規定により開示を受けた個人情報とみなして、訂正請求及び利用停止等請求をすることができることを定めたものである。

第 4 項関係

本項は、他の法令等の規定により個人情報の訂正又は利用停止等を求めることができる場合には、当該個人情報の訂正又は利用停止等は、当該他の法令等の規定によることとし、第 30 条から第 45 条までの規定を適用しないことを定めたものである。

例えば、保健師助産師看護師法施行令第 3 条第 3 項の規定による准看護師籍の訂正の申請などがある。

第 52 条

第 52 条 この章の規定は、県の文書館、図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。

2 この章第 2 節及び前節の規定は、次の各号に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の規定を適用しないこととされている書類等に記録された個人情報
- (2) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）

【趣旨】

本条は、この章の規定を適用しない個人情報について定めたものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係 図書館等との関係

図書館等の施設において、収集、整理及び保存している図書、記録、図画に記録されている個人情報のうち、一般の利用に供することを目的とするものに係る個人情報については、図書館等の固有の目的のために管理され、当該施設の利用規程等により閲覧等の手続が定められていることから、当該施設の資料の管理、利用に関する規程等に従うものとしたものである。

- 1 「その他これらに類する施設」とは、図書、資料、刊行物等を一般の閲覧に供することを事務事業として行っている施設をいい、公の施設であると事務所であると問わない（建物の一部に閲覧コーナー等の区画を設けているものを含む。）。
- 2 「一般の利用に供することを目的として保有されている個人情報」とは、図書館等の図書の貸出等は、一般の利用に供することを目的としており、利用及び提供の制限になじまないことから本項で適用除外としたものである。

第 2 項第 1 号関係

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関法」という。）の制定に伴い、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定され、一般的な自己情報の開示等とは異なる独自の完結した体系的な開示制度等を有する書類等については、行政機関法の規定は適用しないこととされている。

これらの書類等の中には、県（実施機関）において保有しているものもあることから、その開示制度等を規定する関係法律の趣旨を損なわないようにするため、本条例の規定を適用しないこととしたものである。

本号により、本条例の規定を適用しない個人情報としては、訴訟に関する書類及び押収物（刑事訴訟法第 53 条の 2 により行政機関法の適用を除外）及び免許漁業原簿（漁業法第 50 条第 4 項により行政機関法

の適用を除外) がある。

第2項第2号関係

- 1 刑の執行等に係る個人情報を適用除外としたのは、これらの個人情報は、個人の前科、逮捕歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、例えば、雇用主が採用予定者の前科等をチェックするため本人に開示請求させることにより、前科等が明らかになる危険性があるなど、本人の社会復帰や更生保護上問題となり、本人の不利益になるおそれがあるからである。
- 2 少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行に係る個人情報は、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴情報と同様に開示等の適用除外とする必要性が高いため適用除外としたものである。
- 3 「更生緊急保護」とは、更生保護法第85条及び第86条に基づき、同法第85条第1項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。

更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、更生緊急保護に係る個人情報は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

- 4 「恩赦」とは、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科に関する情報を当然含んでいる(恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。)

恩赦の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、「恩赦に係る個人情報」は、前科等が明らかとなるものであることから、適用除外としたものである。

第 53 条 事業者の自主的対応のための指導助言

第 53 条 知事は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。

【趣旨】

本条から第 58 条までは、事業者が取り扱う個人情報の保護について、第 4 条で規定する事業者の責務が全うされるよう、知事が行う指導助言、説明等の要求、是正の勧告、事実の公表、苦情相談の処理及び国等との協力を定めたものである。

なお、個人情報の保護に関する法律第 2 条第 5 項に規定する「個人情報取扱事業者」（個人情報を体系的に検索できる「個人情報データベース等」を事業の用に供している者）については、法が条例に優先して適用されることから、その限りにおいて本条例は適用されない。（平成 29 年 5 月 30 日施行の法改正により、全ての個人情報取扱事業者が規制対象とされたが、法による規制を受けない事業者等が保有する個人情報についても、その適正な取扱いについて自主的な取組みを促す必要があることから、本条から第 58 条までの規定は維持することとしている。）

本条は、知事が事業者において個人情報の適正な取扱いが自主的に図られるよう意識啓発や指導・助言を行うことを定めたものである。

【解釈及び運用】

個人情報の保護の問題は新しい問題であり、その対策の必要性に対する認識も十分浸透しているとは言いがたい。特に、事業者が個人情報を扱う目的、内容については、事業者の業種や業態によって多種多様である。そこで知事は、事業者が個人情報の保護の重要性を認識し、自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを定めたものである。

1 知事が行う「指導及び助言」とは、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるようをいう。

例えば、

- ・個人情報保護制度に関するホームページによる周知
- ・個人情報の保護に関する研修会、講習会の開催
- ・個人情報の保護に関するガイドラインの作成その他の保護措置の指導（「事業者が行う個人情報の適正な取扱いに関する指針」を参照のこと。）
- ・事業者からの保護措置に係る相談に応じた個別指導

などが考えられる。

2 事業者が第 4 条第 2 項に規定する実施機関が定める法人であるときは、同条の趣旨から、当該実施機関（知事を除く。）は、知事と共に指導及び助言を行うこととなる。

【参考】

事業者が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第 2 条

第 54 条 説明又は資料の提出の要求

第 54 条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

【趣旨】

本条は、事業者が行う個人情報の取扱いが個人の権利利益を侵害するおそれがあり、社会的にも是認されないものと思われる不適正な取扱いの疑いがある場合において、事業者に対して事実を明らかにするための調査手続が必要であると考えられるので、知事は当該事業者に対して、制度上、説明又は資料の提出を要求することができることを明らかにしたものである。

【解釈及び運用】

本条に基づく説明又は資料の提出の要求は、この要求を正当な理由なく拒んだ場合において、第 56 条に規定する事実の公表制度の対象となるものであることから、事業者の営業の自由などについて、特に慎重に配慮して行うことが必要である。

- 1 「個人情報の取扱いが不適正である」とは、個人情報に係る個人の権利利益を違法又は不当に侵害し、又は侵害するおそれがある取扱いを行っていることをいう。
- 2 「事実を明らかにするために必要な限度」とは、不適正な個人情報の取扱いを行っている疑いのある場合、事業者の事業活動の自由を配慮しつつ、その事実が一般に理解し得る程度に明らかにするために必要な範囲をいい、当該個人情報の取扱いに関連のない事項まで、説明又は資料の提出を本条を根拠に要求することができるとするものではない。
- 3 「説明又は資料の提出を求めることができる」とは、事業者に対して協力することを要請することにとどまらずに、説明又は資料の提出を求めることができるとしたものである。

【参考】

事業者が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第 3 条

第 55 条 是正の勧告

第 55 条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

【趣旨】

本条は、事業者が条例第 4 条に定める事業者の責務に反し、個人の権利利益の侵害のおそれが顕著であり、明らかに社会的にも是認されない個人情報の取扱いを行っているとき、知事は、当該事業者に対し、行政指導の一形態として是正の勧告をすることができるとしたものである。

なお、事業者が本条の勧告に従わないときは、この勧告をすることの妥当性についての判断が恣意的なものとならないようにすることから、客観的かつ公平に判断するため、審議会の意見を聴くこととしたものである。

【解釈及び運用】

本条は、行政指導の一形態として是正の勧告を制度化したものであって、必要に応じてその前段として、事実の公表をもって担保される是正の勧告とその程度、内容等を異にするその他の行政指導（注意、警告等）を行うことを妨げるものではない。

「個人情報の取扱いが著しく不適正である」とは、個人情報の取扱いが著しく不正又は違法であることをいうが、事業者の営業の自由との関係で本条の適用には慎重を期す必要があり、基本的には、個別のケースに応じて、明らかに不法行為が成立すると一般に認められる個人情報の取扱いであって、現に個人の権利利益の侵害が行われ、又は侵害の発生のおそれがあるものであるかどうかを目安として判断することとする。

個人の悩みごとなど最も他人に触れられたくない私事に関する個人情報の不適正な管理や不適正な廃棄による外部への流出などは、これに当たるものがあると考えられる。

【参考】

事業者が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第 3 条

第 56 条 事実の公表

第 56 条 知事は、事業者が、第 54 条の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者から意見の聴取を行うとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

本条は、事業者が、条例第 54 条の説明等の要求を正当な理由がないまま拒否等をしているとき、及び条例第 55 条の是正の勧告に従わないときは、行政指導の一環として、その旨の公表という手段を講ずることができるとしたものである。

なお、事実の公表については、その社会的影響が大きいため、事前に事業者から意見の聴取を行った上で、公表の必要性について客観性・公正性を期すために、審議会の意見を聴いて行うこととした。

【解釈及び運用】

本条の事実の公表は、県民に情報提供することによりその注意を喚起するものであるとともに、説明等の要求及び是正の勧告の実効性を担保する効果が期待されるものである。

なお、公表は、県報に登載するほか、必要と認める場合には、他の方法も併せて行うこととするものである。

- 1 「正当な理由なく」とは、企業秘密に該当すると認められる等回答を拒否するについての合理的な理由がないことをいう。
- 2 「説明を…行わず」及び「資料を…提出せず」には、正当な理由なく回答を遅延させる場合も含まれる。
- 3 「勧告に従わないとき」とは、勧告に従わない意思が明白であるとき、合理的期間内には是正されないときなどをいう。

【参考】

事業者が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第 4 条、第 5 条

第 57 条 苦情相談の処理

第 57 条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

【趣旨】

個人情報の保護は新しい問題であり、県民が事業者の不適正な個人情報の取扱いによって権利利益を侵害されたと感じた場合のすべてが、権利関係として救済されるものではなく、社会的なコンセンサスが確立されていない中で、あるいは社会的道義的な責任の問題として、あるいは社会生活上必要な受忍の問題として調整されるべきものも多いものと考えられる。

本条は、このような状況の中で、県民が気軽に苦情相談ができる窓口を設置し、適切かつ迅速に処理することとしたものである。

第 58 条 国及び他の地方公共団体との協力

第 58 条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

【趣旨】

事業者の事業活動は本県のみでなく県域を越えて展開されているものであり、事業者が保有する個人情報に対する個人の権利利益の保護の徹底は、本県における努力のみで足りるものではない。国及び他の地方公共団体が協調して保護対策を講じて、はじめて真に適切な保護が図られることになる。そこで、このような協調関係の重要性にかんがみその形成を図るために定めたものである。

【解釈及び運用】

協力要請及び協力の内容としては、民間部門に対する対応についての調査、研究等の情報の交換、国と地方公共団体の当面の役割の調整、具体的指導等における相互調整などが考えられる。

第 59 条 運用状況の公表

第 59 条 知事は、毎年 1 回、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、個人情報保護制度の運用状況を県民に明らかにすることにより、制度の利用の促進を図り、併せて制度のあり方に関する県民の関心に応え、制度の健全な発展を期するため定めたものである。

【解釈及び運用】

本条による個人情報保護制度の運用状況の公表は次のとおり行うこととする。

1 公表事項

- ア 開示請求、訂正請求、利用停止等請求の件数
- イ 開示請求、訂正請求、利用停止等請求の処理状況
- ウ 審査請求の件数
- エ 審査請求の処理状況
- オ 苦情処理件数
- カ 事業者に対する説明等の要求件数
- キ 事業者に対する是正の勧告件数
- ク 事実の公表の件数
- ケ 苦情相談の処理件数
- コ その他必要な事項

2 公表の時期

知事は、毎年 5 月末日までに速報値として、10 月末日までに確定値として前年度の運用状況の公表を行うものとする。

3 公表の方法

千葉県ホームページに掲載して公表するものとする。

第 60 条 審議会の建議等

第 60 条 審議会は、この条例の運用に関する事項について調査審議し、知事その他の実施機関に対し、個人情報保護制度の在り方について建議することができる。

2 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【趣旨】

本条は、実施機関から諮問された案件の審査、審議及び個人情報の保護に関する事項について建議を行うため、附属機関として審議会を設置したものである。

【解釈及び運用】

- 1 本項にいう「審議会」とは、各個別の条文の中で、県民等が実施機関の処理に不服のある場合における審査機関として、また、実施機関がその制限された個人情報の取扱いの例外的処理を行おうとする場合などにおける審査（審議）機関として、その役割を付与されているが、社会の情報化が進んでいく中で、個人情報保護に関し今後新たに生ずる課題やその保護の在り方に対する新たな社会的ルールの形成などに際し、知事等に個人情報保護制度の新たな在り方などを建議できることとして、本制度の一層の充実を図っていかうとするものである。
- 2 「審議会の委員」とは特別職に属する公務員であり、地方公務員法が適用されない（地方公務員法第 3 条、第 4 条）、同法の守秘義務を負っていないが、審議会の機能にかんがみ、審議会の委員に対する守秘義務を条例上明らかにしたものである。

第61条 委任

第61条 この条例の施行に関し、実施機関が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は知事が定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項の委任に関する規定である。

実施機関は、地方自治法等上独立して権限を行使する機関であることから、この条例の施行に関しても、実施機関が取り扱う個人情報の保護については、各実施機関がそれぞれ必要な事項を定めることとしたものである。

事業者が取り扱う個人情報の保護については、本条により知事の権限とされていることから、施行のために必要な事項は、知事が定めることとした。

【解釈及び運用】

- 1 「条例の施行に関し必要な事項」とは、登録簿、開示等の請求書及び開示決定通知書等の様式、開示の方法等をいう。
- 2 「実施機関が……定める」とは、各実施機関が規則、規程等により、それぞれ定めることをいう。

第 62 条

第 62 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 12 条第 1 項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物のうち、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

2 指定管理者の当該指定管理者に係る公の施設の管理の業務として個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物のうち、当該公の施設の管理の業務に係る特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した物をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときも、前項と同様とする。

【趣旨】

実施機関における個人の秘密を含む個人情報の保有は、適正な行政の遂行、個人に対する的確な行政サービスの提供に不可欠である。近年、実施機関における個人情報の電子計算機処理が急速に進展する中で、個人情報の漏洩等があった場合には、個人の権利利益の侵害の危険性が一層増大し、実施機関における個人情報の電子計算機処理に対する県民の信頼が著しく損なわれ、ひいては適正かつ円滑な行政の遂行に重大な支障が生じることになる。このため、特に、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報を含む情報の集合物を、正当な理由がないのに提供した者を、一般的な守秘義務違反の罪（地方公務員法第 60 条）より厳しく処罰するものである。

また、公の施設の管理を行う指定管理者は、実施機関に代わって県が設置する公の施設を管理する業務を行うことから、その業務に従事する者についても、実施機関の職員と同様の罰則を設けたものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係

- 1 「実施機関の職員」については、第 14 条の解釈を参照すること。
- 2 本条の罪は、「正当な理由がないのに」提供したことを要件として成立する。正当な理由があるときは、本罪を構成しない。「正当な理由がある場合」とは第 10 条各号に該当する場合が挙げられる。
- 3 「個人の秘密」とは、個人に関する一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性及び秘匿の必要性の 2 つの要素を具備しているものをいう。
- 4 「行政個人情報ファイル」関係
 - ア 「一定の事務」とは、その行政個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務をいう。
 - イ 「体系的に構成した」とは、例えば、一つの業務あるいは業務内のある機能専用として完結したものであって、その使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されていることをいう。

また、そのように体系的に整備されている個人情報を含む集合物が複合されたものであって、多目的に管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより全体として多様な事務に用いられるものも含む。

ウ 「複製」とは、例えば、データベースをダウンロードして自己所有のフロッピーに複製することなどが想定される。

エ 「加工」とは、例えば、データベースの内容に変更を加え、データを並べ変えることや、選択的に抽出することなどが想定される。なお、加工したのもも、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるよう体系的に構成されたものとしての実質を備えている必要がある。

5 「提供」とは、行政個人情報ファイルを第三者が利用できる状態に置く行為をいう。例えば、ネットワークを通じた提供や、光ディスク等の記録媒体による提供が考えられるが、パスワード等を第三者に渡して個人情報ファイルを管理するシステムを直接操作させることも含まれる。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作にまかせるなど事実上第三者が利用できる状態にあれば、不作為によることもあり得る。

第2項関係

- 1 「指定管理者の当該指定管理者に係る公の施設の管理の業務として個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者」については第13条の解釈を参照すること。
- 2 「体系的に構成した」、「複製」、「加工」及び「提供」については、第1項の解釈を参照すること。

第 63 条

第 63 条 前条各項に規定する者が、それらの業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

実施機関や指定管理者において保有されている個人情報は、行政の遂行等に用いるためのものであり、また、適正な管理の下で保有されることとされている。このような個人情報を職員等が自己又は第三者の利益のために不正に用いることは、個人情報が転々流通し、場合によっては悪用され、個人の権利利益侵害の可能性や不安感を増大させ、ひいては実施機関における個人情報の取扱いに対する県民の信頼を著しく損なうことになる。このため、本条は、個人情報を私的利益のために用いた職員等を処罰するものである。

【解釈及び運用】

- 1 「業務」とは、過去に従事した業務か、現在従事している業務かを問わない。
- 2 「知り得た個人情報」とは、個人の秘密にかかわるものであるかどうかは問わない。
- 3 「提供」については、第 62 条第 1 項の解釈を参照すること。
- 4 「盗用」とは、自己又は第三者の不正な利益のために不法に利用することをいう。提供と異なり、個人情報の内容が、記録媒体の移転等により伝達されることを要件としていない。

第 64 条

第 64 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

実施機関による個人情報の収集は、個人情報行政の遂行に利用されることに対する県民からの信頼が必要である。特に、個人の秘密に係る個人情報の収集については、とりわけ県民からの信頼が前提となっている。しかるに、実施機関の職員がその職権を濫用し、職務以外の目的で個人の秘密を含む個人情報を収集する行為は、個人の秘密を侵すものであるのみならず、県民の信頼を損ない、ひいては行政の適正かつ円滑な運営を損なうこととなる。このため、本条は、このような職権を濫用して個人の秘密を収集する職員を処罰するものである。

【解釈及び運用】

- 1 「職権」とは、実施機関の職員である公務員が職務上有する一般的職務権限をいう。ここでいう「職権を濫用して・・・収集」とは、一般的職務権限に属する事項について、職権を遂行するにつき、又は職権の行使に仮託して、実質的に違法、不当な収集をすることをいう。
- 2 「収集」とは、文書、図画又は電磁的記録を集める意思をもって、進んで集め取る行為をいう。文書等を自己の所持に移すことが必要で、単に読み又は見ることを含まない。
- 3 「その職務の用以外の用に供する目的」とは、当該実施機関の職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的をいう。「専ら」とは、収集目的のほとんどすべてが「その職務の用以外の用に供する目的」であることを意味する。

本条の罪が成立するには、このような目的をもって収集することが必要である。例えば、個人の秘密をたまたま職務遂行の過程で認知したり、行政文書を閲覧して知った後に、職務の用以外の用に利用しようとする動機をもったとしても、本条の罪は成立しない。

第 65 条

第 65 条 第 12 条第 1 項の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）若しくは指定管理者である法人の代表者若しくは管理人又は同項の委託を受けた法人若しくは人若しくは指定管理者である法人の代理人、使用人その他の従業者が、同項の委託を受けた法人若しくは人又は指定管理者である法人の業務に関して第 62 条又は第 63 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、同項の委託を受けた法人若しくは人又は指定管理者である法人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【趣旨】

法人は組織として事業活動を行うのが通常であるため、第 62 条又は第 63 条に違反した行為者を処罰するのみでは実効性が十分でないと考えられることから、法人も処罰することとしている。

【解釈及び運用】

- 1 「代表者」とは、法人等を対外的に代表する権限を有し、その行為が法人等に帰属するものをいう。例えば、会社法第 349 条の「代表取締役」がこれにあたる。
- 2 「代理人」とは、法令等に基づき、法人等を代理する権限を有する者をいう。例えば、会社法第 11 条の「支配人」がこれにあたる。
- 3 「使用人」と「その他の従業者」の相違は、前者が事業主との雇用関係に基づいて当該事業に従事するのに対して、後者は事業主の組織内でその監督の下に事業に従事するが、事業主との雇用関係が存在することは要件でない点にある。

第 66 条

第 66 条 第 60 条第 2 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、第 60 条第 2 項に定めた守秘義務規定に違反した審議会の委員に対する罰則について定めたものである。

【解釈及び運用】

審議会には、第 49 条の規定により、不開示情報が記録された行政文書など開示決定に係る行政文書の提示を求めるなどの調査権限が付与されている。そのため、実際の審議に当たる審議会の委員には、第 60 条第 2 項で守秘義務が課されている。

本条は、当該規定に違反した場合に罰則を科することにより、守秘義務の遵守を担保しようとするものである。

第 67 条

第 67 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

【趣旨】

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科すこととするものである。

【解釈及び運用】

- 1 「偽りその他不正の手段」とは、個人情報の開示を受ける手段が真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人に成りすまして、他人の情報の開示を受けることなどが想定される。
- 2 「過料」とは、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。ただし、第8条第2項及び第3項第6号並びに第10条第5号中審議会の意見を聴くことに関する部分、第37条並びに附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定を除く。）の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第7条第2項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と、第11条第3項中「提供しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に提供しているときは、この条例の施行の日以後、遅滞なく」として、これらの規定を適用する。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

- 3 千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）の一部を次のように改正する。
別表第2中千葉県公文書公開審査会の項の次に次のように加える。

千葉県個人情報 保護審議会	千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）の規定により、諮問に応じて調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申し、又は建議すること。
------------------	---

別表第3中千葉県公文書公開審査会の項の次に次のように加える。

千葉県個人情報 保護審議会	会 長	学識経験を有する者	7人	2年
	委 員			

(千葉県公文書公開条例の一部改正)

- 4 千葉県公文書公開条例の一部を次のように改正する。
第15条第1項中「法令等」の下に「（千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）を除く。）」を加える。

【趣旨】

附則においては、本条例の施行期日、平成5年10月1日現在で現に行われている個人情報取扱事務とオンライン結合による実施機関以外のものへの提供についての経過措置（個人情報取扱事務の登録の時期及びオンライン結合に係る審議会への諮問の時期）、本条例の施行に伴う他の条例の改正に関して定めている。

【解釈及び運用】

1 施行期日（第1項）

- (1) 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- (2) この条例の施行に当たって全庁的に個人情報の取扱状況を本格的に調査整理することなど相当な準備行為を必要とすることから、この条例が全体として施行されるのは平成5年10月1日とした。ただし、①原則として収集を禁止する個人情報の対象及び収集禁止の例外、②本人収集の例外、③目的外利用・提供の例外については、10月1日前に審議会の意見を聴く必要があることから、これらの事項について審議会の意見を聴くために必要な規定部分（審議会の設置、委員の守秘義務等を含めて）については、施行期日を同年4月1日とした。

2 経過措置（第2項）

- (1) 本項は、個人情報取扱事務の登録の時期、個人情報のオンライン結合による提供に係る審議会への諮問時期について、必要な経過措置を規定したものである。
- (2) 平成5年10月1日において現に行われている個人情報を取り扱う事務については、個人情報取扱事務の登録とオンライン結合による提供についての審議会への諮問に関しては、それぞれ10月1日以後、遅滞なく、これを行うこととした。

3 千葉県行政組織条例の一部改正（第3項）

千葉県個人情報保護審議会を設置するため、千葉県行政組織条例を改正するものである。

4 千葉県公文書公開条例の一部改正（第4項）

本条例の制定により、千葉県公文書公開条例に基づく公開請求制度の従前からの利用が制限されることとなるのは適当でない。そこで、自己の個人情報がたまたま含まれている公文書についても、他人である一般県民と同じ立場において公開請求をすることは、なんら妨げられないことを念のため明らかにするために、所要の改正を行ったものである。

もっとも、県民が自己の個人情報を知ることだけを目的とする場合は、本条例によることが合理的であるのは、既に述べたとおりである。

附 則（平成 7 年 10 月 13 日条例第 64 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

【趣旨】

千葉県行政手続条例（平成 7 年千葉県条例第 48 号）の制定に伴い用語の整理をするために改正したものである。

附 則（平成 12 年 3 月 24 日条例第 16 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

【趣旨】

民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号、平成 12 年 4 月 1 日施行）により、禁治産及び準禁治産の制度が後見及び保佐の制度に改められ、これまでの「禁治産者」という文言が「成年被後見人」とされたことにより、用語の整理をするために改正したものである。

附 則（平成 12 年 12 月 8 日条例第 65 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

【趣旨】

千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）の制定に伴い用語の整理をするために改正したものである。

附 則（平成 12 年 12 月 8 日条例第 77 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

【趣旨】

中央省庁等改革関係法施行法（平成 11 年法律第 160 号、平成 13 年 1 月 6 日施行）により、「総務庁長官」が「総務大臣」と改められたことに伴い用語の整理をするために改正したものである。

附 則 (平成 17 年 2 月 22 日条例第 17 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 12 項の規定は公布の日から、第 2 条第 2 号の改正規定（「教育委員会」の下に「、公安委員会」を加える部分及び「及び公営企業管理者」を「、公営企業管理者及び警察本部長」に改める部分に限る。）、第 7 条第 5 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定、第 8 条第 2 項の改正規定、同条第 3 項第 4 号の改正規定、第 10 条第 4 号の改正規定及び第 11 条に 1 項を加える改正規定は公布の日から起算して 1 年 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例による改正後の千葉県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第 52 条第 2 項第 2 号の規定は、この条例の施行の日から前項ただし書の規則で定める日までの間は、適用しない。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の千葉県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 14 条の規定による開示請求については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、同項の規定によりした旧条例第 17 条第 1 項の規定による決定は、新条例の相当規定によってした決定とみなす。この条例の施行前にした同項の規定による決定についても、同様とする。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第 22 条の規定による訂正請求については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 前項の規定にかかわらず、同項の規定によりした旧条例第 24 条第 1 項の規定による決定は、新条例の相当規定によってした決定とみなす。この条例の施行前にした同項の規定による決定についても、同様とする。

7 この条例の施行の際現にされている旧条例第 25 条第 1 項に規定する不服申立ては、新条例第 46 条第 1 項に規定する不服申立てとみなす。

8 この条例の施行の際現に旧条例第 25 条第 1 項の規定により千葉県個人情報保護審議会に対しされている諮問は、新条例第 46 条第 1 項の規定により千葉県個人情報保護審議会に対しされている諮問とみなす。この場合において、当該諮問については、新条例第 47 条の規定は、適用しない。

9 この条例の施行の際現にされている旧条例第 26 条の規定による是正の申出については、なお従前の例による。この条例の施行前にされた同条の規定による是正の申出につきこの条例の施行後にされる同条第 5 項の規定による通知に対する旧条例第 27 条の規定による再申出についても、同様とする。

10 この条例の施行の際現にされている旧条例第 27 条の規定による再申出については、なお従前の例による。

11 第3項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(準備行為)

12 新条例第8条第2項若しくは第3項第6号、第10条第5号又は第11条第3項の規定による千葉県個人情報保護審議会への意見の聴取その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

【趣旨】

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の制定を契機とした制度の見直しに伴い、実施機関の拡大、開示請求等の対象文書の拡大、利用停止等請求権制度の創設、罰則の創設等をするために改正したものである。

【解釈及び運用】

1 施行期日（第1項及び第2項）

本項は、この条例の施行期日として、平成17年4月1日と定めたものである。ただし、公安委員会及び警察本部長については、相当な準備行為を必要とすることから、公安委員会及び警察本部長が実施機関として関わる規定については、公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

また、新たに加わる実施機関については、審議会の意見を聴く必要があるものについて、施行期日前に聴かなければならないことから、第12項は公布の日（平成17年2月22日）から施行することとした。

2 経過措置（第3項から第11項まで）

ア 新条例の施行の際現にされている旧条例による開示請求又は訂正請求は、旧条例の例により処理するものである。また、旧条例の規定による開示決定等又は訂正決定等は、新条例の相当規定による決定とみなされるものである（第3項から第6項まで）。

イ 旧条例の規定による不服申立て及び審議会に対する諮問は、それぞれ新条例の相当規定によるものとみなされる。

なお、新条例第47条に規定する諮問をした旨の通知はする必要がない（第7項及び第8項）。

ウ 新条例の施行の際現にされている旧条例の規定による是正の申出及び再申出については旧条例の例により処理するものとし、その是正の申出に対する処理の内容に不服がある場合には申出者は再申出ができるものである（第9項前段及び第10項）。旧条例の規定による是正の申出がなされ、新条例施行後に通知がなされた場合の再申出についても旧条例の例により処理するものである（第9項後段）。

なお、新条例の施行の際現に、是正の申出に対する通知がなされ、再申出がなされていない場合には、再申出をすることができないものである。

3 準備行為（第12項）

新条例施行前に、原則として収集を禁止する個人情報の対象及び収集の制限の例外、本人収集原則の例外、目的外利用・提供の制限の例外並びにオンライン結合による提供について審議会に意見を聴く必要があることなどから、これらの事項について審議会に意見を聴くこと等の準備行為を、新条例施行前にもできることとしたものである。

附 則（平成19年7月10日条例第44号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

【趣旨】

郵政民営化法(平成17年法律第97号)の施行に伴い用語の整理をするために改正したものである。

附 則（平成21年3月6日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の千葉県個人情報保護条例第6条の規定は、統計法（平成19年法律第53号）附則第9条第3項ただし書に規定する情報については、適用しない。

【趣旨】

- 1 施行期日（第1項）

統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に伴い用語の整理をするために改正したものである。

- 2 経過措置（第2項）

廃止前の統計報告調整法の規定により統計報告の徴集によって得られた統計報告に記録されている情報のうち、廃止前の同法第4条第2項の申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分以外の部分に記録されている情報については、改正後の条例第6条（適用除外）の規定を適用せず、引き続き条例の適用対象として保護することとしたものである。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日条例第 19 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定（千葉県個人情報保護条例第 17 条第 2 号の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

【趣旨】

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）の施行に伴い用語の整理をするために改正したものである。

附 則（平成 27 年 10 月 30 日条例第 57 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は公布の日から、第 2 条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に実施機関が保有している法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を取り扱う事務であって、この条例の施行の日以後においては第 1 条の規定による改正後の千葉県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する個人情報取扱事務に該当することとなるものに係る同条第 2 項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について、千葉県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 27 年千葉県条例第 57 号）の施行の日以後、遅滞なく」とする。
- 3 この条例の施行の際現にされている第 1 条の規定による改正前の千葉県個人情報保護条例第 15 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 39 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による開示請求、訂正請求又は利用停止等請求については、それぞれ新条例第 15 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 39 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による開示請求、訂正請求又は利用停止等請求とみなす。

（準備行為）

- 4 新条例第 8 条第 2 項若しくは第 3 項第 6 号、第 10 条第 5 号又は第 11 条第 3 項の規定による千葉県個人情報保護審議会の意見の聴取その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

【趣旨】

①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）の施行に伴い、特定個人情報について国と同様の厳格な保護措置を講じる規定の整備をするため、また、②番号利用法の制定を契機とした制度の見直しに伴い、個人情報の範囲の

拡大等をするため、改正したものである。

【解釈及び運用】

1 施行期日（第1項）

本項は、この条例の施行期日を平成28年1月1日と定めたものである。ただし、施行期日に個人情報の範囲の拡大の適用を受けるために、千葉県個人情報保護審議会の意見を聴く必要があるものについては、施行期日前に聴かなければならないことから、第4項は公布の日（平成27年10月30日）から施行することとした。

また、行政機関における特定個人情報のやり取りを記録する情報提供等記録に係る規定については、番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。（平成28年12月28日政令第405号により施行日は平成29年5月30日とされた。）

2 経過措置（第2項及び第3項）

(1) この条例の施行期日において現に実施機関が保有している、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報については、個人情報取扱事務登録簿への登録又は登録の変更は、施行期日以後、遅滞なく行うこととしたものである（第2項）。

(2) この条例の施行の際にされている各請求（この条例の施行期日前に行われた開示請求、訂正請求又は利用停止等請求であって、同日にまだその処理がされていないもの）については、改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定による各請求とみなすこととしたものである（第3項）。

3 準備行為（第4項）

施行期日に個人情報の範囲の拡大（法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報）の適応を受けるためには、収集を制限する個人情報（新条例第8条第2項）、収集の制限の例外（新条例第8条第2項第3号）、本人収集原則の例外（新条例第8条第3項第6号）、目的外利用・提供の制限の例外（新条例第10条第5号）又はオンライン結合による提供（新条例第11条第3項）について、施行期日前に千葉県個人情報保護審議会の意見を聴く必要があることから、施行期日前にも、審議会に意見を聴くこと等の準備行為を行えることとしたものである。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日条例第 15 号）（抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 千葉県個人情報保護条例第 21 条第 1 項若しくは第 2 項、第 33 条各項若しくは第 42 条各項の規定による決定（以下この項において「決定」という。）又は同条例第 15 条第 1 項、第 30 条第 1 項若しくは第 39 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による請求（以下この項において「請求」という。）に係る同条例第 2 条第 2 号に規定する実施機関（以下この項において「実施機関」という。）の不作为についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

- 3・4 （略）

【趣旨】

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「旧行政不服審査法」という。）の全部改正に伴い、新行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）で審理員を置くことを定めた規定について、県の現行制度でも同法の求める客観性・公正性が確保できることから、審理員制度の適用を除外する規定を置くとともに、その他所要の規定整備を行うため、改正したものである。

【解釈及び運用】

- 1 施行期日（第 1 項）

本項は、この条例の施行期日を平成 28 年 4 月 1 日と定めたものである。

- 2 経過措置（第 2 項）

次の(1)及び(2)については、この条例による改正前の個人情報保護条例を適用する。

- (1) 平成 28 年 3 月 31 日までにされた開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等について、平成 28 年 4 月 1 日以後、旧行政不服審査法の規定による不服申立てがされた場合
- (2) 平成 28 年 3 月 31 日までにされた開示請求、訂正請求又は利用停止等請求に対する実施機関の不作为について、平成 28 年 4 月 1 日以後、旧行政不服審査法の規定による不服申立てがされた場合

附 則（平成 29 年 4 月 25 日条例第 21 号）

（施行期日）

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、公布の日から施行する。

【趣旨】

番号利用法の一部改正（個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 6 条によるもの）に

に伴い、①番号利用法の引用条項の変更（条ずれ）に対応するため、また、②情報連携の対象に地方自治体の独自利用事務（番号利用法第9条第2項）が含まれることに伴い、情報提供等記録について法定事務（番号利用法第9条第1項）と同様の取扱いとするため、改正したものである。

【解釈及び運用】

施行期日

第3条は、平成27年10月30日条例第57号による本条例の改正条例の一部（情報提供等記録の取扱いに係る規定）を変更するものであり、当該改正条例の施行日は、番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）とされている。

附 則（平成30年3月23日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（千葉県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正後の千葉県個人情報保護条例第2条第3号に規定する要配慮個人情報（第1条の規定による改正前の同条例第8条第2項に規定する個人情報を除く。）を取り扱う事務であって同条例第7条第1項に規定する個人情報取扱事務に該当するものを行っている実施機関は、この条例の施行後遅滞なく、実施機関の定めるところにより、同項に規定する登録簿に当該要配慮個人情報の項目を登録しなければならない。

【趣旨】

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の新設等をするために改正したものである。

【解釈及び運用】

1 施行期日（第1項）

本項は、この条例の施行日を平成30年4月1日と定めたものである。

2 経過措置（第2項）

この条例の施行により、実施機関は、条例第7条第1項の規定により、条例第2条第3号において新たに定めた要配慮個人情報を取り扱う事務について、当該情報の項目について個人情報取扱事務登録簿に登録し一般の閲覧に供しなければならないことから、施行後遅滞なくこれらの手続を行うことについて規定したものである。